亀岡市高齢者虐待対応マニュアル

平成２６年３月改訂

亀　岡　市

はじめに

平成１８年４月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され７年が経過しました。その間、平成２４年１０月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

亀岡市では、「亀岡市高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、高齢者虐待対応への環境整備を進めてきましたが、近年は関係者からの通報・相談件数も増加傾向にあり、関係機関の役割をより明確にしなければ対応が困難な複合的な要素が絡んだ事案も見られます。

そこで、このような事案により適切かつ迅速に対応するため、亀岡市高齢者虐待防止ネットワーク会議の監修のもと、日本社会福祉士会が発行している「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」及び「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」を活用し、以下の特徴を踏まえて見直しを行いました。

１　高齢者虐待対応段階の明確化

組織的に対応方針を決定して高齢者虐待に対応できるよう、組織的判断・決定の場として、虐待の有無等を判断する会議、対応方針等を決定する会議、終結後の評価を行う会議の実施を定めています。

２　法的根拠の明確化

高齢者虐待対応は、高齢者の生命や身体を保護するための法的責任に基づく介入が必要となる場面が多くあります。そのため、市町村権限の行使等について法令に基づいた対応であることを明確なものとしています。

３　高齢者虐待対応担当部署と地域包括支援センターの役割分担

高齢者虐待は地域包括支援センターと連携して対応する場合が多いことから、市担当部署と地域包括支援センターの役割分担を明確にしたものとしています。

４　高齢者虐待対応の帳票の作成

高齢者虐待対応のプロセスを明らかにし、対応経過等を記録・整理するために必要な様式を作成しています。

５　継続的な活用・見直し

関係機関等が高齢者虐待対応に対する理解を深めていただけるよう、研修等での活用を想定しています。また、高齢者虐待防止法は、施行後３年を目途として見直し等を検討し、必要な措置が講じられることとされています。本書も同法の見直し内容に合わせて定期的な改定を実施します。

結びに、作成に当たり御協力いただきました、亀岡市地域包括支援センター及び事業所等関係各所の皆様にお礼申し上げます。

平成２６年３月　亀岡市健康福祉部

＜　目　次　＞

第１章　高齢者虐待の定義、発見時の対応 ----------１
「高齢者」の定義 ----------２
「養護者」の定義 ----------２
「養介護施設従事者等」の定義 ----------３
高齢者虐待の類型と具体例 ----------３
養介護施設従事者等による身体拘束 ----------８
高齢者虐待を発見した場合の対応 ----------９

第２章　養護者による高齢者虐待への対応 ----------１１
１　初動期段階 ----------１４
相談・通報・届出の受付 ----------１５
初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議 ----------１７
初動期段階の事実確認 ----------１８
高齢者や養護者への訪問調査 ----------１９
コアメンバー会議 ----------２１
虐待の有無の判断 ----------２４
緊急性の判断 ----------２５
対応方針の決定 ----------２６
２　対応段階 ----------２８
情報収集と虐待発生要因・課題の整理 ----------２９
虐待対応計画（案）の作成 ----------３４
ケース会議 ----------３５
評価会議 ----------３６
３　終結段階 ----------３８

第３章　養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 ----------３９
１　通報・届出等の受付 ----------４１
通報等の受付　～客観的な情報の収集～ ----------４１
２　事実確認の準備 ----------４３
情報共有と既存情報の収集・把握 ----------４３
事実確認の方法 ----------４４
被虐待高齢者等の保護先の確保 ----------４６
調査の実施体制　～介護保険施設を例として～ ----------４６
調査時の確認事項、質問内容 ----------４８
調査へ持参する備品等 ----------４９
３　事実確認 ----------５０
調査の実施手順 ----------５１
４　ケース会議 ----------５８

ケース会議の実施 ----------５９
調査結果の確認 ----------５９
虐待の有無の判断 ----------５９
緊急性の判断 ----------６１
対応方針の立案：高齢者への対応 ----------６１
対応方針の立案：養介護施設・事業所への対応 ----------６１
対応方針の立案：通報者等への対応 ----------６３
京都府への報告、対応内容の検討 ----------６４
５　改善計画 ----------６５
提出された改善計画の内容確認 ----------６５
改善計画書の受理と評価時期の設定 ----------６５
６　モニタリング・評価会議、終結 ----------６７
モニタリング ----------６７
改善取り組みの評価 ----------６７
終　結 ----------６８
７　指定権限ごとの施設への対応及び都道府県との連携 ----------６９
都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合 ----------６９
市町村が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合 ----------７０
介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム
（含む未届施設）の場合 ----------７１
京都府との連携 ----------７２

第４章　高齢者虐待対応に関する市町村権限の行使 ----------７３
立入調査 ----------７４
やむを得ない事由による措置 ----------７８
居室の確保 ----------８３
面会制限 ----------８４
成年後見制度 ----------８５

様式集
養護者による高齢者虐待対応編 ----------８８
養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応編 ----------９７

参考資料 ----------１１７

本書での表記	正式名称
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年、法律第124号） ※本書で条文のみ記載している場合、高齢者虐待防止法の条文を指している。
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年、法律第79号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年、法律第57号）
厚生労働省マニュアル	「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省老健局、平成18年4月）
厚生労働省調査	厚生労働省が毎年行っている「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」
監査（立入検査等）	介護保険法第76条等に基づく報告徴収・立入検査等、 老人福祉法第18条及び第29条第7項に基づく報告徴収・立入検査
実地指導	介護保険法第23条、第24条に基づく文書の提出、当該職員への質問等
不適切なケア	「不適切なケア」とは、曖昧な概念であり定義も定かではありません。本書では「不適切なケア」を「高齢者虐待には該当しないが、サービス提供上何らかの問題があり、改善が必要な行為等」を指す表現として使用しています。

第１章　高齢者虐待の定義、発見時の対応

第１章　高齢者虐待の定義、発見時の対応

「高齢者」の定義

「高齢者」は６５歳以上の者

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「６５歳以上の者」と定義しています（第２条第１項）。

【「６５歳未満の者」に対する虐待の場合】

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には６５歳未満の者には法は適用されないことになります。しかし、現実には、６５歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては６５歳以上の者に対する虐待と変わりません。

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられていますが、介護保険法にいう「被保険者」は６５歳以上の者に限られてはいません（介護保険法第９条）。

また、老人福祉法では、相談や措置の対象者を原則として「６５歳以上の者」と定義し、「６５歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

なお、障害者虐待防止法が成立したことにより平成２４年１０月１日より高齢者虐待防止法が一部改正。老人福祉法及び介護保険法に規定される養介護施設・事業所を利用する６５歳未満の障害者は、高齢者とみなし養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用される等、障害者虐待対応との連携も重要となっています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）

附　則

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第 3 条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6　65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

「養護者」の定義

「養護者」は高齢者の日常生活の世話をする者

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定めています（第２条第２項）。

具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護の世話等、高齢者の生活に必要な行為を管理したり、提供していることが、「現に養護する」に該当すると考えられます。

第１章　高齢者虐待の定義、発見時の対応

「養介護施設従事者等」の定義

「養介護施設従事者等」は養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者です（第２条第５項）。これには、直接介護に携わる職員のほか経営者・管理者層も含まれます。

「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

高齢者虐待の類型と具体例

高齢者虐待の類型は<u>身体的虐待</u>、<u>介護・世話の放棄・放任</u>、<u>心理的虐待</u>、<u>性的虐待</u>、<u>経済的虐待</u>

高齢者虐待防止法では、養護者、養介護施設従事者等による高齢者虐待を、上記に該当する行為と規定しています（第２条第４項、第２条第５項）。

また、高齢者が自らの意思で他者に対して援助を求めず放置している等、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態（セルフネグレクト）は、高齢者虐待の類型のいずれにも該当しませんが、支援の有無を総合的に判断し、虐待に準じた対応をします。

客観的に見て支援が必要なセルフネグレクトの状態とは、例えば、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合等があげられます。いずれにしても、基本的に自己決定権が尊重されるべきですが、高齢者本人との信頼関係を構築する過程で、本人に働きかけていくことが必要です。

第１章　高齢者虐待の定義、発見時の対応

高齢者虐待の具体例（養護者の具体的な例は、厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の例」の表をもとに加筆）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>具　体　的　な　例</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</td><td>養護者</td><td>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど、打撲をさせる
・刃物や器物で外傷を与える　　等
②本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為
・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする
・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする　等
③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為
・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する
・移動させるときに無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる　等
④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける、ベッドに柵を付ける、つなぎ服を着せる、意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する　　等）
・外から鍵をかけて閉じ込める、中から鍵をかけて長時間家の中に入れない　等</td></tr>
<tr><td>養介護施設従事者等</td><td>①暴力的行為
・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る
・ぶつかって転ばせる
・刃物や器物で外傷を与える
・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる
・本人に向けて物を投げつけたりする　等
②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する
・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける
・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる
・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる　等
③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">２．介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること</td><td>養護者</td><td>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている
・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせない等、劣悪な住環境の中で生活させる　等
②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービス等を、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する
・徘徊や病気の状態を放置する
・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する
・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る　　等
③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する
・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する　等</td></tr>
<tr><td>養介護施設従事者等</td><td>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に不衛生な状態で生活させる
・褥瘡（床ずれ）ができる等、体位の調整や栄養管理を怠る
・おむつが汚れている状態を日常的に放置している
・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る
・健康状態の悪化をきたすような環境に長時間置かせる
・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいる等劣悪な環境に置かせる　等
②状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。救急対応を行わない
・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない　等
③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く
・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない　等
④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない　等</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">３．心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</td><td>養護者</td><td>脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること
・老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑したり、それを人前で話す等により、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼし等）
・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
・侮蔑を込めて、子どものように扱う
・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする
・台所や洗濯機を使わせない等、生活に必要な道具の使用を制限する
・家族や親族、友人等との団らんから排除する　等</td></tr>
<tr><td>養介護施設従事者等</td><td>①威嚇的な発言、態度
・怒鳴る、罵る
・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」等と言い脅す　等
②侮辱的な発言、態度
・排泄の失敗等老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
・日常的にからかったり、「死ね」等侮蔑的なことを言う
・排泄介助の際、「臭い」「汚い」等と言う
・子ども扱いするような呼称で呼ぶ　等
③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
・「なんでこんなことができないの」等と言う
・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす
・話しかけ、ナースコール等を無視する
・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる
・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる　等
④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う
・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする　等
⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない
・理由もなく住所録を取り上げる等、外部との連絡を遮断する
・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない　等
⑥その他
・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える
・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する
・入所者の顔に落書きをして、カメラ等で撮影し他の職員に見せる
・本人の意思に反した異性介助を繰り返す
・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする　等</td></tr>
</table>

４．性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	養護者	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする ・性器を写真に撮る、スケッチをする ・キス、性器への接触、セックスを強要する ・わいせつな映像や写真を見せる ・自慰行為を見せる　等
	養介護施設従事者等	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・わいせつな映像や写真をみせる ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない　　等
５．経済的虐待 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること	養護者	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を無断で使用する ・入院や受診、介護保険サービス等に必要な費用を支払わない　等
	養介護施設従事者等	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない） ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない　等

養介護施設従事者等による身体拘束

「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束は高齢者虐待に該当する行為と考えられる

介護保険制度施行時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています（介護保険指定基準における身体拘束禁止規定）。

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為です。そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えます（※障害者虐待防止法では、身体拘束は虐待に該当することが定義づけられています。）。

ここで、緊急やむを得ない場合とは、以下の３要件をすべて満たすことであり、ひとつでも要件を満たさない場合には指定基準違反となることに注意します。

緊急やむを得ない場合の３要件

切 迫 性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一 時 性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束の具体例

①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

高齢者虐待を発見した場合の対応

高齢者虐待の相談・通報・届出先は、市担当部署または地域包括支援センター

（１）高齢者虐待の早期発見・対応

高齢者虐待を早期に発見し対応するためには、日頃高齢者と接することの多い地域の関係機関が連携し、高齢者から発せられる虐待のサインを見過ごすことのないような体制づくりと、現状の制度やサービスを有効に活用する等、改善に向けて取り組むことが重要です。高齢者虐待防止法においても、高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び職務上関係のある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないとされています。（第５条）

亀岡市においても、亀岡市高齢者虐待防止ネットワークを設置し、関係機関と連携し高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に努めています。

高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び職務上関係のある者（例）

- 地域包括支援センター（保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）
- 老人介護支援センター（介護支援専門員）
- 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）
- 介護サービス事業所（介護サービス提供担当者）
- 保健センター（保健師等）
- 医療機関（医師、看護師、ソーシャルワーカー）
- 要介護認定の認定調査員
- 民生委員
- 警察

（２）高齢者虐待を発見した場合

高齢者虐待を発見した場合は、市町村に通報することが求められています。養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならず、また、その他の場合も通報に努めなければならないとされています。（第７条）

また、養介護施設従事者等は、養介護施設または養介護事業において従事する職員による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないとされています。（第２１条）

第１章　高齢者虐待の定義、発見時の対応

高齢者虐待防止法第８条では、市町村に、第１７条第２項では高齢者虐待対応事務を委託されている地域包括支援センターに対し、受け付けた相談や通報について守秘義務が課せられています。情報提供者は、自分が相談（通報）した内容がどのように扱われるのか、自分が相談したことで悪者扱いしたと思われたり、仕返しされるのではないか等、不安を感じ、時には匿名で連絡をしてくることも考えられます。

そのため、寄せられた情報の内容はもちろん、情報提供者を特定する情報は外部には決してもれないことを伝え、安心して話ができる環境を整えることが必要です。

（３）高齢虐待に関する相談・通報・届出窓口

亀岡市の高齢者虐待に関する相談・通報・届出窓口は、市役所又は地域包括支援センターです。本市では、より積極的に高齢者虐待の対応をするべく、市内５箇所に地域包括支援センターを設置して、行政や各関係機関と連携をとりながら虐待の対応にあたっています。

相談・通報・届出窓口

窓口	担当部署		電話・ＦＡＸ
市役所	健康福祉部高齢福祉課		電話２５−５０３２ FAX ２４−３０７０
地域包括支援センター	名　称	担当地域	電話・ＦＡＸ
	地域包括支援センターあゆみ （篠町篠下中筋４５番地３）	篠町・東つつじケ丘・東別院町 西別院町・曽我部町	電話２５−３８４１ FAX ２５−８８１５
	地域包括支援センターかめおか （旅籠町２９番地）	亀岡地区 （亀岡東部・亀岡中部・亀岡西部）	電話２９−５１５５ FAX ２９−３２２０
	地域包括支援センター亀岡園 （河原林町河原尻上砂股１００）	馬路町・旭町・千歳町 河原林町・保津町	電話２５−０８６３ FAX ２４−０１０４
	地域包括支援センターシミズ （篠町広田２丁目９番地１３）	吉川町・薗田野町・大井町 千代川町・西つつじケ丘 南つつじケ丘	電話２２−９３３６ FAX ２５−２１８４
	地域包括支援センター友愛園 （本梅町平松ナベ倉１２）	本梅町・宮前町・畑野町 東本梅町	電話２６−００５６ FAX ２６−５９２９

第２章　養護者による高齢者虐待への対応

養護者による高齢者虐待対応の全体フロー図≪初動機段階≫

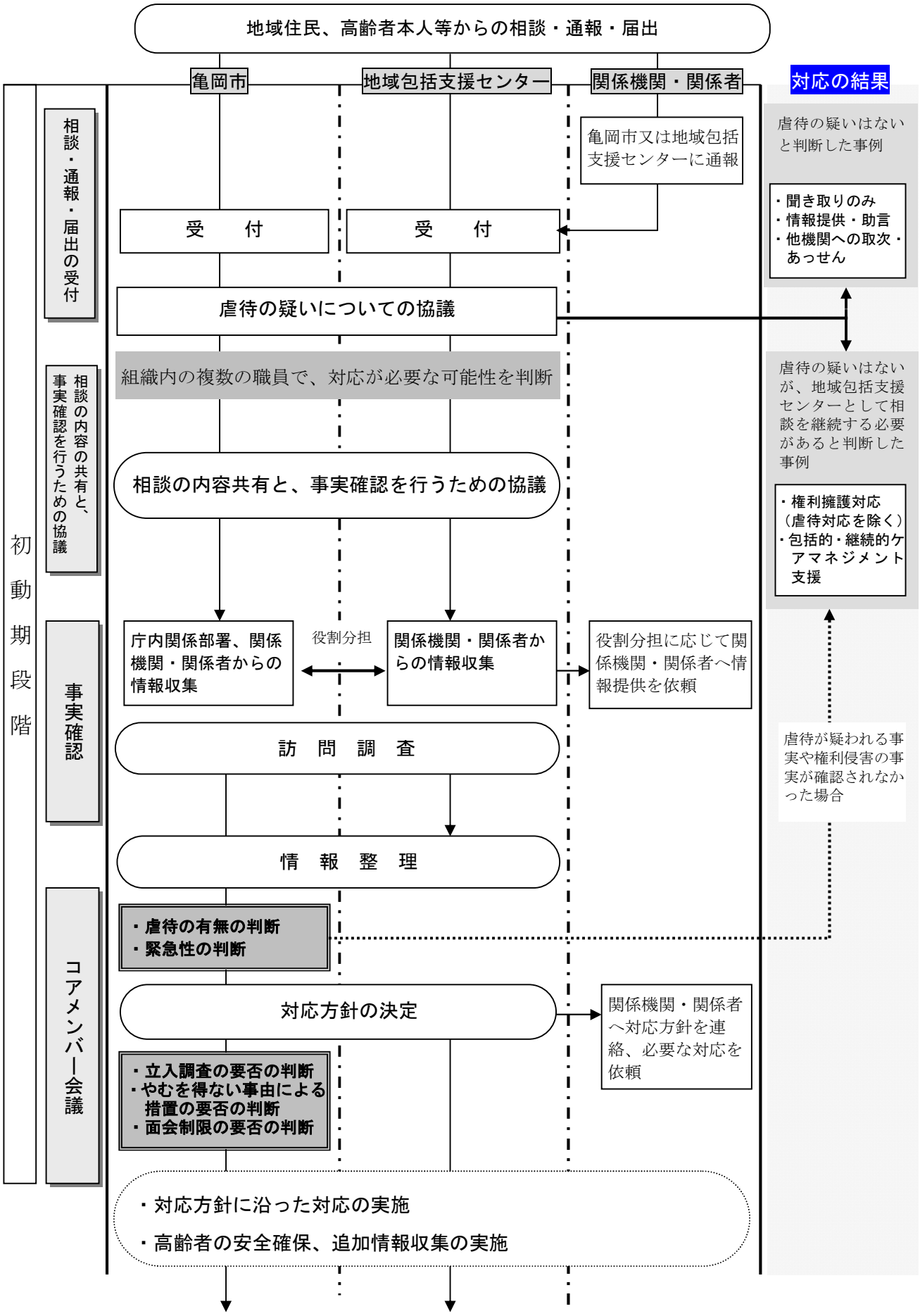

養護者による高齢者虐待対応の全体フロー図≪対応段階・終結≫

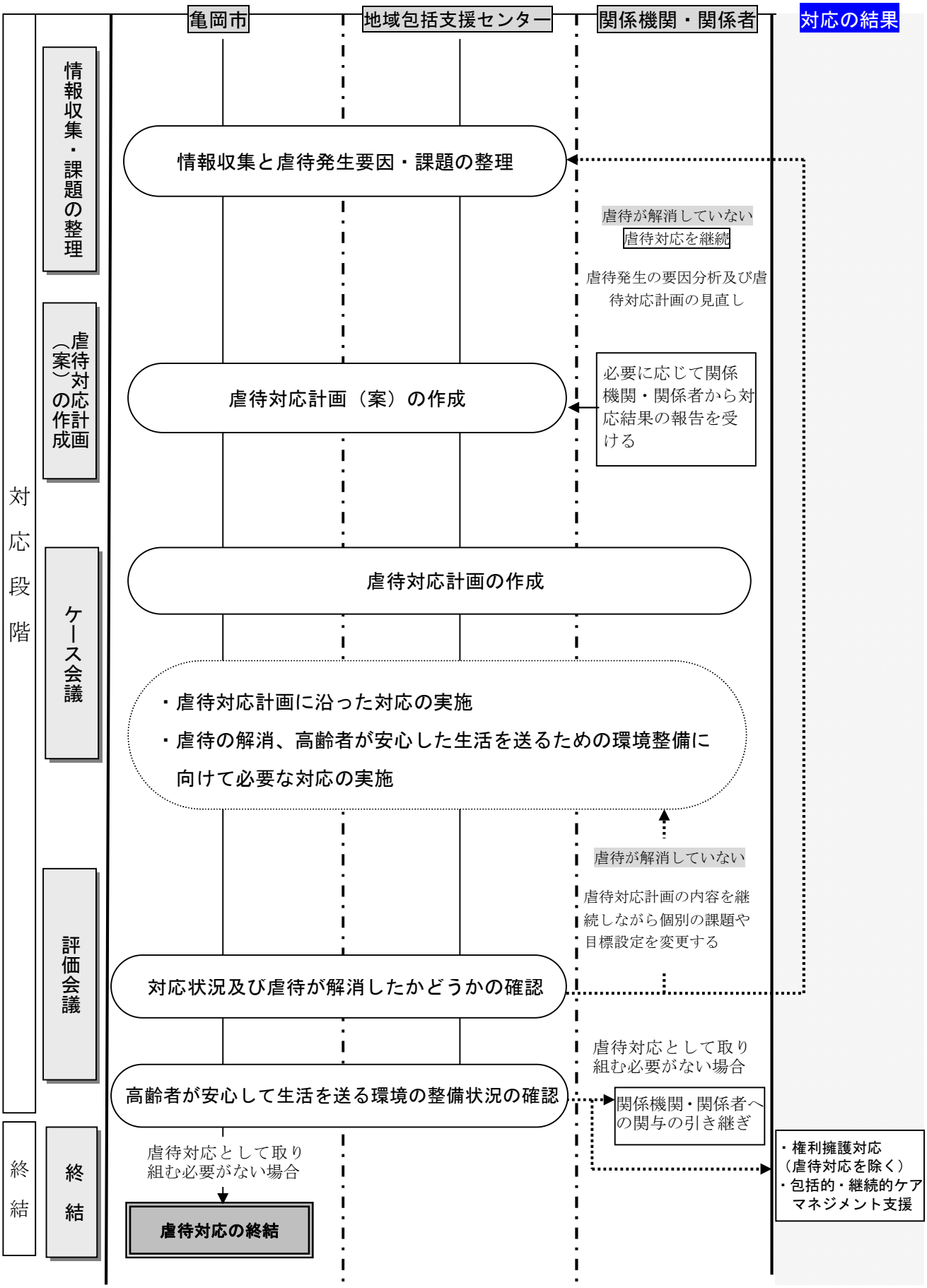

第２章　養護者による高齢者虐待対応

１　初動期段階

相談・通報・届出の受付

・関係機関や関係者、地域住民、高齢者本人から、高齢者虐待に関する相談・通報・届出を受け付けます。

初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議

・市担当部署と地域包括支援センターは受け付けた初回相談の内容を共有するとともに、事実確認を行うために必要な内容を協議します。

初動期段階の事実確認

・虐待の有無と緊急性を判断するため、庁内関係部署及び関係機関からの情報収集とともに、高齢者や養護者への訪問調査を行います。

コアメンバー会議

・事実確認の結果をもとに、この段階で集まっている情報を整理します。
・整理した情報をもとに、虐待の有無と緊急性の判断を行います。
・虐待と認定した事例については、高齢者の安全を確保するための対応方針を迅速に決定します。
・事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例についても、虐待の有無の判断ができるよう、期限を区切って事実確認を継続するための対応方針を決定します。
・必要な場合には、立入調査や、やむを得ない事由による措置の要否等市町村権限の行使についても検討を行います。

相談・通報・届出の受付

寄せられた情報は受付票を用い詳細・正確に聞き取る

（１）相談・通報・届出の受付

高齢者虐待防止法（第７条第２項）は、国民に対して、生命や身体に重大な危険が生じていない場合でも、「虐待を受けたと思われる高齢者」について、市町村に通報することを求めています。

寄せられた情報から高齢者虐待の疑いを見逃さないため、相談・通報・届出受付票を使用し、相談者（通報者）の属性、高齢者本人の状況、養護者の状況、相談の内容や訴え（通報や届出の場合は虐待の状況）等について、詳細・正確に聞き取りを行います。

確認事項（例）

虐待の状況	・虐待の具体的状況（緊急性が高いか） ・（緊急性が高い場合）どのような状況からそう考えるのか
高齢者本人の状況	・氏名、性別、年齢、居所 ・高齢者本人の心身の状況、要介護状態、利用しているサービス ・介護支援専門員や医療機関をはじめとする関係機関
養護者の状況	・氏名、性別、年齢、居所、高齢者本人との関係、職業
家族関係	・家族構成

高齢者の生命や身体の安全確認は、最優先で行う。

確実な情報を得るための工夫

- 市や地域包括支援センターには守秘義務があることを伝える
- 情報提供者と高齢者との関係、および情報源を確認する
- あいまいな表現はできるだけ数値化する
- 日時を正確に確認する
- 相手の心情や立場に配慮した聞き取りを行う
- 必要な範囲で、情報提供者へのフィードバックを行う

（２）虐待の疑いについての協議

１）複数の職員による組織内での協議

受け付けた初回相談の内容、虐待のおそれの判断については、相談を聞いた担当者が単独で判断するのではなく、組織として判断することが重要です。担当者単独での判断は、虐待の疑いについて見逃しのリスクを高める大きな要因となります。そのためにも、複数の職員で内容を協議するようにします。

２）虐待の疑いについての判断とその後の対応

虐待の疑いについて判断する場合、相談の内容や訴え、情報源に着目します。以下のような訴えがあった場合、虐待の疑いが推測されます。特に、相談者が実際に以下のようなことを目撃したり、本人から話を聞いている場合、虐待の疑いは濃厚となります。

虐待の疑いが推測される場合（例）

・家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
・熱い日や寒い日、雨の日なのに、高齢者が一人で外にいる
・介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
・あざや傷がある
・問いかけに元気がない、無表情、おびえている
・食事をきちんと食べていない
・年金等お金の管理ができていない
・養護者の態度（攻撃的であったり、拒否的である　等）

虐待の疑いの判断の有無とその後の対応

虐待の疑いの判断	必要な対応
①虐待の疑いがあると判断した事例	・市担当部署と地域包括支援センターで情報内容を共有
②虐待の疑いはないが、地域包括支援センターとして相談を継続する必要があると判断した事例（相談継続）	・権利擁護対応（虐待対応を除く） （例：虐待はなかったが、認知症の進行に伴って金銭管理や契約等の手続きが困難になってきた場合→成年後見制度の本人申立ての活用　等） ・包括的・継続的ケアマネジメント支援 （例：担当介護支援専門員が、高齢者と養護者の関係調整に苦慮していた場合→主任介護支援専門員が調整役となり、担当の介護支援専門員を支援　　等）
③虐待の疑いがないと判断した事例（相談継続の必要なし）	・聞き取りのみ ・情報提供、助言 ・他機関への取次、紹介

初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議

初回相談から事実確認までの目安は原則４８時間以内

（１）初回相談の内容の共有

高齢者虐待防止法は、高齢者虐待防止の責任主体を市町村であると位置付けていますので、虐待かどうかの判断を行うのも市町村です。それ故、地域包括センターにおいて虐待の疑いがあると判断した場合、速やかに市に報告を行い、市による判断につなげます。

（２）事実確認を行うための協議

事実確認を効果的に行うために、市担当部署と地域包括支援センターは、あらかじめ以下の点について確認・協議を行います。

・必要な情報収集項目（依頼項目）
・事実確認の方法と役割分担
・事実確認の期限（初回のコアメンバー会議の開催日時）

１）相談・通報・届出の受付から、事実確認の実施、コアメンバー会議開催までの目安

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待に関する相談・通報・届出を受けた場合の高齢者の安全確認、通報あるいは届出に係る事実確認、対応についての協議に関して、速やかに措置を講じ、協議を行うことを規定しています（第９条）。

事実確認までの期限は児童虐待対応に準じて原則４８時間以内とし、事例の緊急性に応じて決定します。

> 虐待通告のあった児童の安全確認の手引き（平成２２年９月３０日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）（抜粋）
> ３．虐待通告があった場合の対応の基本事項
> （１）安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、（略）通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、（略）迅速な対応を確保する観点から、４８時間以内とすることを原則とする。

２）事実確認中に予測されるリスクと対応方法

事実確認中のリスクとしては、①高齢者に医療的処置が必要な場合、②養護者等から介入を拒否されることが予測される場合が考えられます。

医療的処置の必要性の判断のためには、原則保健医療職の同行が必要です。介入拒否の場合には、訪問者や訪問方法の工夫をする等の対応を行います。

初動期段階の事実確認

訪問は複数で行い高齢者の情報を中心に収集する

（１）庁内関係部署からの情報収集

市は、疑われる虐待の内容に応じて、高齢者の情報を中心に、庁内関係部署から情報収集を行います。

庁内関係部署から集める情報（例）

世帯構成	・住民票
介護保険	・介護認定の有無 ・担当居宅介護支援事業所 ・介護保険料所得段階 ・介護保険料納付状況
福祉サービス等	・生活保護受給の有無 ・障害者手帳の有無（身体・知的・精神） ・障害福祉サービス利用状況
経済状況	・国民年金 ・国民健康保険納付状況 ・後期高齢者医療制度保険料の納付状況 ・公共料金の滞納状況 ・公営住宅家賃の滞納状況

（２）関係機関・関係者からの情報収集

市と地域包括支援センターは、協議によって役割を分担しながら、関係機関・関係者から必要な情報収集を行います。

関係機関・関係者から集める情報（例）

医療に関する情報 〈主治医〉 〈医療機関〉	・疾病・傷病、既往歴 ・現在や過去に受診している医療機関、受診状況、服薬状況 ・本人や家族の受診時の様子 ・入院期間、その時の病名、病状 ・診断の必要があるが受診を拒否する理由
＜担当の介護支援専門員＞ ＜利用しているサービス提供事業所＞	・高齢者本人や養護者、家族の関係 ・サービスの利用状況 ・居室等の生活環境 ・サービス利用時の高齢者の様子 ・虐待への気づき
＜民生委員＞ ＜近隣住民＞	・高齢者本人や養護者、家族の関係 ・家族の歴史や近隣とのつき合い

高齢者や養護者への訪問調査

訪問調査では、高齢者の生命、身体の安全を確認する必要がある場合は医療職と同行し、確認された事実のみを正確に聞き取り記録に残す

（１） 訪問調査の事前準備

訪問調査の事前準備としては、まず、事前協議で決定した訪問方法や役割分担に基づいて、具体的な手順を確認します。

特に初回訪問の時点では、「虐待が行われているか」ということすら判明していない状態であるため、訪問目的としてどのような説明が効果的かということについても十分検討しておく必要があります。例えば「虐待」という言葉は使わず、健診の案内や高齢者の困りごと相談のお知らせ等といった別の理由をつくる工夫をします。

（２）高齢者の生命や身体の安全確認

訪問により高齢者と面接することができた場合、医療、福祉の両専門職で、以下に示す「緊急性が高いと予測される状況」を見極めます。

緊急性が高いと予測される状況（例）

身体の状態・けが等	・外傷等［頭部外傷（血腫、骨折等の疑い）、腹部外傷、重度の褥そう］（それらの部位、大きさ、色） ・全身状態・意識レベル［全身衰弱、意識混濁］ ・脱水症状［重い脱水症状、脱水症状の繰り返し］ ・栄養状態等［栄養失調］
話の内容	・恐怖や不安の訴え［「怖い」「痛い」「怒られる」等の発言］ ・保護の訴え［「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」等の発言］ ・強い自殺念慮［「死にたい」等の発言、自分を否定的に話す］
養護者の態度	・支援者への発言［「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある］ ・保護の訴え［虐待者が高齢者の保護を求めている］ ・暴力、脅し等［刃物、ビン等凶器を使った暴力や脅しがある］

（３）虐待が疑われる事実についての確認

虐待が疑われる事実について確認する際には、「いつ（日時）」、「誰（市担当部署の職員、地域包括支援センターの職員等）が」、「誰から」「何（身体の状態・けが等、生活の状況、話の内容、表情・態度、サービス等の利用状況、養護者の態度等）を」「どのような方法で」確認したかを記録することが重要です。

また、高齢者本人や養護者、第三者の発言内容や行動・態度等についてもそのまま記録します。

さらに、虐待開始の時期、虐待発生のきっかけ、発生頻度、発生しやすい時間帯等、虐待の状況についても、可能な範囲で確認します。

虐待の有無や緊急性の判断は明確な根拠に基づいて行うため、確認された事実のみを正確に記録に残します。推測や確認されなかった事実の記載や、初回相談で受け付けた内容と直接確認した事実とを混同させることは避けます。

初動期段階の事実確認は限られた時間内で行うため、その後の虐待の認定や対応の必要性の判断に関わる項目すべてを集めることは困難です。また、場合によっては、高齢者や養護者に会えなかったり、訪問を拒否されることも予想されます。そうした場合も、共通の項目で、収集できた事実のみを正確に記録します。

観察・聞き取り、事実確認をする際の留意事項

高齢者の状況に合わせた観察・聞き取りを行う

・高齢者に、認知症が疑われる場合、自分の置かれている状況を認識することが難しかったり、話に一貫性がないことも予想されます。そのような場合でも、高齢者の尊厳を尊重し、面接時のやりとりや表情、周りの人への反応等、全体的な状況を丁寧に観察することが必要です。

・また、認知症や知的な障害が疑われる高齢者や養護者に対しては、その人に合わせたコミュニケーションを行う工夫が求められます。

高齢者や養護者のプライバシーを侵すことがないよう十分に配慮する

・高齢者の身体状況を確認する場合、心理的負担を取り除き、衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応する配慮が求められます。

・傷の場所や大きさは図で示したり、高齢者や養護者の了解のもとに写真に残します。

（４）介入拒否の場合の対応

１）訪問方法の工夫

①訪問者

担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医等に同行を依頼したり、紹介してもらう方法も有効です。

②訪問場所

事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行う等、柔軟な対応を行うことが重要です。

③訪問日時

事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅または不在の日時を確認し、日時を変えながら訪問を重ねることも求められます。

２）さまざまな工夫を重ねても、高齢者の生命や身体の安全を確認することができない場合

適切な時期に、立入調査の要否を検討することが必要となります。立入調査の要否を判断する根拠として、これまでに訪問した日時とその結果の記録が重要となります（例「○月△日□時（訪問者名)、訪問したが留守で会えず」等)。

コアメンバー会議

コアメンバーは市担当部署の管理職及び担当職員、地域包括支援センター職員で構成する

（１）出席者

コアメンバー会議は、初動期の虐待対応に位置付けられる会議で、市の責任において虐待の有無と緊急性の判断を行い、当面の対応方針を決定するために開催するもので、市担当部署の管理職及び担当職員、地域包括支援センター職員によって構成します。

さらに、事例の内容に応じて、庁内関係部署職員（生活保護ケースワーカー、保健センター保健師等）や、専門的な助言者（医師や弁護士、高齢者虐待対応専門職チーム）等の出席を、市担当部署から要請します。

虐待の有無や緊急性の判断を行う場では、状況に対する情報共有・合議とともに、必要に応じて、立入調査ややむを得ない事由による措置といった市町村権限の行使についても速やかに意思決定していく必要があり、そのためにも管理職の会議への参加が必要です。

（２）協議事項

①虐待の有無と緊急性の判断

虐待の有無については、虐待の事実はない、判断できなかった、虐待の事実が確認された、のいずれかに整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかについても確認します。

緊急性の判断は、緊急的に分離保護をする必要があるか、立入調査の要否について検討する必要があるか、事実確認の継続の必要があるか、等の観点から整理します。

②対応方針の決定

虐待認定した事例、事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例について対応方針を決定します。

（３）役割分担

・市担当部署・・・・・・・会議の招集、進行、役割分担をして収集した事実確認の結果資料の準備、会議記録の作成・保管等

・地域包括支援センター・・役割分担をして収集した事実確認結果資料の準備、会議記録（帳票類）の作成等

第２章　養護者による高齢者虐待対応

コアメンバー会議の流れ

【事実確認結果をもとにした情報の整理】
・高齢者の安全（心身の状態や判断能力、生活状況等）の確認と整理
・虐待が疑われる事実や、高齢者の権利を侵害する事実の有無の確認と整理

【Ⅰ．虐待の有無の判断】

○虐待が疑われる事実が確認された場合
○高齢者の権利を侵害する事実等が確認された場合
→「虐待あり」と判断し、**「Ⅱ．緊急性の判断」**を行うとともに、対応方針を決定する
「Ⅱ．緊急性の判断」へ

○虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合
→「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等の対応に移行

○収集した情報が十分でなく、虐待が疑われる事実や高齢者の権利を侵害する事実が確認できていないため、虐待の有無が判断できない場合
→期限を区切り、事実確認を継続

※初回相談の内容から当該高齢者の生命や身体に危険があると考えられるが、介入拒否等に遭い、高齢者の安全確認ができない場合は、**「立入調査の検討」**へ

【Ⅱ．緊急性の判断】

○高齢者が、重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により、入院や通院が必要な状態にある場合
○状況が切迫しており、高齢者や養護者から保護の訴えがある場合
○暴力や脅しが日常的に行われている場合
○今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い場合
○虐待につながる家庭状況、リスク要因がある場合
→**【緊急対応による分離保護の検討・実施】**

○適切なサービス導入によって、養護者の介護負担が軽減されることが明らかな場合
○高齢者の判断能力が低下しているため、適切な財産管理ができていない場合（財産や資産が搾取されていて同居継続により被害がさらに大きくなるおそれが高い）
○経済的に困窮していて、サービス等の活用ができていない場合
→**【適切なサービス等の導入の検討】**

○さまざまな工夫をこらした上で、なお高齢者の生命や身体の安全を確認できない場合
→**【立入調査の要否の検討】**

必要となる対応

・権利擁護対応（虐待対応を除く）に移行
・包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行
・関係機関窓口への引き継ぎ

【事実確認を継続】
・虐待の有無の判断が可能となる情報、その他高齢者や養護者に関する必要な情報を確認し、対応方針で情報収集の役割分担、期限、収集方法を定める

【緊急対応による分離保護の検討・実施】
・入院治療の必要性を検討
・入院治療の必要性が高い場合、医療機関を受診し、医師の指示を仰ぐ
・入院治療の必要性が低い場合、分離保護の検討

【適切なサービス等の導入の検討】
・治療が必要にもかかわらず、医療機関を受診していない場合は、受診に向けた支援の実施
・介護保険サービスの利用可能性の検討、または利用状況の確認
・成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用の検討
・生活保護相談・申請、各種減免手続き等の検討

【立入調査の要否の検討】
・さまざまな工夫をこらしたうえで、なお高齢者の生命や、身体の安全を確認できない場合には、立入調査の要否を検討

虐待の有無の判断

虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問わない

虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。同時に、支援者側が「養護者は一生懸命介護しているから」と主観を持ち込むことも避けます。

虐待の有無は、事実確認によって得られた情報の整理を通じて明らかになった「高齢者の権利が侵害されている事実」に着目して判断します。

虐待の有無を判断する例と必要となる対応（例）

虐待の有無の判断	必要となる対応例
○虐待が疑われる事実が確認された場合 ○高齢者の権利を侵害する事実が確認された場合	「虐待あり」と判断し、「緊急性の判断」を行うとともに、対応方針を決定する
○虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合 例：大きな音が聞こえたという通報を受けたが、事実確認の結果、高い所の物を取ろうとして落としてしまった音だった等、高齢者、養護者ともに誤解であることを認めている場合　等	「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等の対応に移行
○収集した情報が十分でなく、通報等の内容や他の権利侵害事実が確認できておらず、虐待の有無が判断できない場合	期限を区切り、事実確認を継続

緊急性の判断

緊急性は、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度等をもとに総合的に判断する

緊急性の判断とは、以下のような内容を意味します。

・高齢者の安全確認を行い、「生命又は身体に危険が生じているおそれがある場合」に、緊急入院や高齢者短期入所施設等への一時保護のための措置を図ること
・また高齢者や養護者が協力拒否等をして事実確認ができない場合に、立入調査の要否を検討すること

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合、他の方法では虐待の解消が期待できない場合等に、市町村が高齢者を保護する必要があると認めた場合、市町村は迅速かつ積極的に分離保護の措置等を講じなければなりません（第９条第２項）。

高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと判断される場合、高齢者の「自己決定の尊重」より「客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合もあります。その際には、そのように判断した根拠を明確にしておきます。

緊急性の判断にあたっては、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度等、事実確認による情報整理をもとに、総合的に判断することが重要です。

緊急性を判断する根拠（例）

・入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等）
・高齢者本人・養護者が保護を求めている
・暴力や脅しが日常的に行われている
・今後重大な結果が生じる、繰り返される怖れが高い状態
・虐待につながる家庭状況、リスク要因がある
・高齢者の安全確認ができていない

対応方針の決定

対応方針は「高齢者の生命や身体の安全確保」を目的に事例の状況に応じて検討する

市は、虐待の有無と緊急性の判断を行った結果、虐待と認定した事例、事実確認を継続と判断した事例について、必要な対応方針を決定します。

いずれの事例でも、対応方針を決定する上では、「高齢者の生命や身体の安全確保」という目的を明確にした上で、事例の状況に応じて検討することが重要です。

事例の状況と対応（例）

１．緊急対応による分離保護の検討・実施が必要な場合

①高齢者が、重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により、入院や通院が必要な状態にある場合
⇒入院治療の必要性を検討
ア．入院治療の必要性が高い場合、医療機関を受診し、医師の指示を仰ぐ
イ．入院治療の必要性が低い場合、下記②～⑤を検討

②状況が切迫しており、高齢者や養護者から保護の訴えがある場合

③暴力や脅しが日常的に行われている場合

④今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い場合
（例）暴力の危険があるが、高齢者の判断能力や気力が低下していたり、避難できる場所がない、自ら避難できる状況にない　等

⑤虐待につながる家庭状況、リスク要因がある　等
⇒分離保護の検討
ア．「やむを得ない事由による措置（老人福祉法第１１条第１項）」を適用し、養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受託者への委託
イ．介護保険サービスを利用し、契約により特別養護老人ホームへの入所、またはショートステイの利用
ウ．別居の家族や親族宅、友人宅、ホテル、軽費老人ホーム　等の利用

事例の状況と対応（例）続き

２．適切なサービス等の導入の検討が必要な場合

①適切なサービス導入によって、養護者の介護負担が軽減されることが明らかな場合

⇒治療が必要にもかかわらず、医療機関を受診していない場合は、受診に向けた支援の実施

⇒介護保険サービスの利用可能性の検討、または利用状況の確認

ア．契約による介護保険サービスの利用や、要介護認定が難しい場合

・「やむを得ない事由による措置（老人福祉法第１０条第４項）」を適用し、在宅サービスを導入する

イ．介護保険サービスを申請しているが、利用していない場合

・介護保険サービスの利用を検討する

ウ．介護保険サービスを利用しているが、サービス量や種類が不足している場合

・適切なサービス量や種類を検討する

②高齢者の判断能力が低下しているため、適切な財産管理ができていない場合

⇒成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用の検討

③経済的に困窮していて、サービス等の活用ができていない場合

⇒生活保護相談・申請、各種減免手続き等の検討

３．（収集した情報が不十分で虐待の有無が判断できず）事実確認継続を決定した場合

⇒虐待の有無の判断が可能となる情報、その他高齢者や養護者に関する必要な情報を確認し、対応方針で情報収集の役割分担、期限、収集方法を定める

４．立入調査の要否を検討する場合

→さまざまな工夫をこらしたうえで、なお高齢者の生命、身体の安全を確認できない場合には、立入調査の要否を検討

２　対応段階

情報収集と虐待発生要因・課題の整理

・集めた情報から個々の虐待発生要因と高齢者が安心した生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズを整理し、それぞれを明確化します。

虐待対応計画（案）の作成

・整理した虐待発生要因をもとに、市担当部署と地域包括支援センターが連携して虐待対応計画（案）を作成します。

ケース会議

・事前に作成された虐待対応計画案をもとに、高齢者や養護者への課題に対応する関係機関が一堂に会したケース会議で、計画を協議・決定します。

評　価　会　議

・虐待対応計画にもとづいて行った対応の実施状況等を確認し、評価を行います。
・虐待が解消されたと確認できること、及び高齢者が安心して生活を送るための環境が整えられたと確認できるまで、という一連の対応を繰り返し行います。

情報収集と虐待発生要因・課題の整理

情報収集の際は、高齢者本人の情報、養護者の情報、家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源の５つの視点に着目し課題整理を行う

（１）情報整理項目と虐待発生リスクの例

１）高齢者本人の情報

①基本情報

虐待対応計画を立案・実施する上での基本的な情報です。初動期段階で、氏名や年齢が不明なまま、高齢者の安全確保を優先した対応を行っている場合もあるため、改めて基本となる情報を整理します。

②高齢者の意向・高齢者の置かれた状態

項目	情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
高齢者本人の希望	○居所の希望 ○養護者との分離の希望 ○その他	○認知症の発症（判断能力の低下） ○パワレス状態（無気力状態） ○危機意識の低下（不十分さ） ○精神不安定な状態 ○言語コミュニケーション機能低下 ○要介護状態 ○栄養状態の悪化 ○相談者がいない（孤立） ○性格的な偏り ○依存症（依存的傾向） ○暴力的・脅迫的 ○養護者との依存関係 ○養護者からの脅し・恐怖 ○過去からの人間関係の悪さ ○支援による混乱
性格上の傾向やこだわり、対人関係等	○特徴的な性格やこだわり ○相談できる存在の有無	
高齢者の置かれた状態	○意思疎通の状態（可能か、特定条件のもとであれば可能か、困難か） ○話の内容（一貫しているか、変化するか） ○生活意欲の状態（無気力、無反応、おびえ等が確認されるか）と意欲の変化の有無	

③高齢者の危機対処能力等

項目	情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
危機対処能力	○危機対処場面において自ら助けを求めることが可能か ○どのような手段をとることができるか ○助けを求める存在、場所があるか	○身体・精神状況の低下 ○判断力の低下 ○要介護状態 ○相談者がいない ○過去からの人間関係の悪さ ○言語コミュニケーション機能低下

④本人の生活基盤（健康面・生活力）

項目	情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
健康状態	○疾病・傷病・既往歴・受診している医療機関・受診状況・服薬状況 ○診断の必要性（暴力による外傷や不適切な環境に置かれていたことによる衰弱等）と具体的症状 ○要介護認定（介護度・未申請） ○障害の有無と状態	○認知症の発症・悪化 ○要介護状態 ○疾病・障害がある ○精神的不安定（うつ等） ○脱水や栄養状態の悪化 ○治療が必要であるが医療に結び付いていない
経済状況	○収入額と本人が１カ月に使える金額 ○金銭管理状況と金銭管理者 ○同意のない金銭や財産の使用等の有無 ○滞納・未払い・借金等の有無とその状況 ○公的扶助や手当等の受給状況	○収入が少ない ○判断力の低下や金銭管理能力の低下 ○金銭状況が把握できていない ○借金・浪費癖 ○公的扶助や手当等の手続きができていない ○介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ○消費者被害に遭っている
生活状況	○食事・調理・移動・買い物・掃除洗濯・入浴・排泄・服薬管理・医療機関の受診等の状況 ※自立・一部介助・全介助	○疾病、障害がある ○加齢やけがによるＡＤＬの低下 ○養護者との依存関係 ○社会的孤立 ○必要な介護用具が提供されていない ○過剰な介護（不適切な介護） ○生活環境の整備の能力（火の元・戸締り・温度調整）

⑤サービス・制度利用の状況

項目	情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
各種制度の利用状況	○介護保険サービス ○障害者自立支援法 ○その他のサービス	○収入が少ない ○サービス利用の無理解 ○サービスの情報がない ○認知症の発症・悪化 ○判断力の低下や疾病等により、介護保険サービスの申請や契約行為が困難 ○金銭管理能力の低下
成年後見制度の利用状況	○現在、成年後見人等が存在するか ○申立ての予定はあるか	

２）養護者の情報

①基本情報

養護者の氏名・性別・年齢、高齢者の居所に対する希望（自宅または入所・入院等）について整理します。

②養護者の意向と状態

項目	情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
今後の生活の希望	○今後、養護者自身はどのような生活を送りたいか ○助けを求める存在、場所があるか	○依存症がある ○精神不安定 ○疾病・障害がある ○親族等との人間関係の悪さ ○相談者がいない
養護者の状態	※養護者も高齢で、疾患が疑われる場合、高齢者の「高齢者の置かれた状態」と同じ項目を確認する（２９ページ）	○パワレス状態（無気力状態） ○判断能力の低下 ○要介護状態 ○整理整頓ができない ○介護や家事に慣れていない ○言語コミュニケーション機能低下
介入拒否の有無とその理由	○介入拒否の有無とその理由	○過去からの人間関係の悪さ ○精神不安定な状態 ○判断力の低下 ○認知症の発症 ○パワレス状態（無気力状態）

③養護者の生活基盤（生活力）

項目	情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
健康状態	○疾病・傷病、既往歴、受診している医療機関、受診状況、服薬状況 ○受診や診断の必要性と具体的症状 ○（年齢が該当する場合）介護認定（介護度、未申請） ○障害の有無と状態	○要介護状態 ○疾病・障害がある ○認知症の発症・悪化 ○判断能力の低下
就労状況	○就労しているか否か・就労形態・勤務時間・就労期間 ○障害に対する配慮がなされた就労をしている	○収入不安定 ○無職 ○疾病や障害がある ○就労していないため、社会との接点がない
経済状況	○生活費をどのようにまかなっているか（高齢者の年金に生活費を依存等） ○借金やギャンブルによるトラブルの有無 ○滞納、未払い、借金等の有無と状況 ○公的扶助や手当の受給状況	○借金・浪費癖がある ○金銭の管理能力がない ○ギャンブル依存 ○公的扶助や手当等の手続きができていない ○介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ○消費者被害に遭っている
心理的状態	○高齢者に対する依存・恨み ○ギャンブルやアルコールへの依存状況	○高齢者に対する恨み等の過去からの人間関係の悪さ ○精神不安定・潔癖症 ○依存症 ○性格的な偏り ○家庭のことを隠そうとする意識 ○ストレス解消が不十分 ○介護以外の悩み
性格上の傾向、こだわり、対人関係等	○特徴的な性格やこだわり ○相談できる存在の有無 ○友人知人との関わり ○地域住民との関係 ○支援者との関係	○依存症 ○性格的な偏り ○精神不安定・潔癖症 ○相談者がいない ○暴力的・脅迫的

④養護者の介護負担

項目	情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
介護負担	○介護意欲 ○介護技術・知識 ○疾病・障害・認知症に関する知識 ○介護期間 ○１日の介護時間 ○平均睡眠時間 ○介護の代替者の有無と協力状況 ○介護サービス導入に対する受け止め方、拒否	○認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解） ○介護の代替者がいない ○介護負担による心身、経済的なストレス ○養護者自身の疾病・障害 ○高齢者の認知症による周辺症状が激しい ○排便介助の負担が大きい ○相談者がいない ○介護や介護負担のためのサービスを知らない ○介護や介護負担のためのサービス利用拒否（必要性を理解できない） ○介護への執着 ○介護サービス等を利用できない収入状況、経済的状況

３）家族関係

項目	情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
家族関係	○家族の歴史（特に、家族構成員の死亡、大きなけがや病気、失業や離職、同・別居、もともと夫婦間や親から子への暴力・暴言の有無等） ○家族内の力関係、家族関係の良否 ○家族のなかでの意思決定者 ○家族の協力態勢 ○家族構成員の疾病・障害の有無や状況 ○家族に支援が必要な場合、どのような機関が関わっているか ○その他家族の抱える問題等 ○平均睡眠時間 ○介護の代替者の有無と協力状況 ○介護サービス導入に対する受け止め方、拒否	○親族関係からの孤立 ○家族関係の不和・対立・無関心・共依存関係 ○家族の役割の変化 ○家族の力関係の変化 ○暴力の世代間・家族間の連鎖 ○高齢者に対する差別意識 ○家父長制意識 ○必要な支援の欠如 ○家族間で他に育児や介護を必要とする者がいる ○介護負担の無理解 ○介護サービスの無理解 ○経済的無協力（収入が少ない） ○介護の押し付け

４）近隣・地域住民等との関係

項目	情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
近隣･地域との関係	○近隣住民とのつきあいの有無や内容、程度 ○近隣住民とのトラブルの有無 ○認知症やその他の障害に対する理解、偏見の有無 ○協力態勢の有無	○近隣・社会との関係の悪さ、孤立 ○地域性 ○地域特有の風習・ならわし ○高齢者に対する差別意識 ○認知症や疾病、障害に対する偏見

５）地域の社会資源

地域の中には、高齢者の安心した生活に向けた環境整備という点から有効な資源があることが想定されます。もしも、有効と思われる資源がない場合には、何らかの方法で創り出していくことも視野に入れる必要があり、そのためにも地域の社会資源について洗い出しておくことが有効です。

虐待対応計画（案）の作成

虐待対応計画（案）は市担当部署・地域包括支援センターで連携して作成する

（１）虐待対応計画（案）の作成手順

１）総合的な対応方針の設定

虐待発生要因が明確化されたら､虐待解消に向けた総合的な対応方針を検討･設定します。

その際、高齢者本人の意向、養護者の意向の確認とともに、虐待の解消が直ちに高齢者の安心した生活の確保につながるかどうかについても見極め、必要に応じて安心した生活に向けた環境整備についても対応方針を検討・設定することが重要です。

２）課題の明確化と優先順位の決定

設定した総合的な対応方針に基づいて、高齢者、養護者、その他の家族、関係者それぞれについて、対応課題を明確化するとともに、対応の優先順位を決定します。優先順位を検討する際には、課題の「緊急性」や「対応方針の実現に向けた段取り」を意識することが重要です。

３）課題の解決に向けて必要な対応と目標、対応方法、役割分担の設定

対象者別のそれぞれの課題に対して、必要な対応は何か、対応を行った結果どのような状態になることが望ましいか（目標）、対応方法と役割分担（どこが、何を、どのように対応するか）についても検討します。その際、関係機関への依頼の必要性、依頼する機関についても検討し選定します。

４）評価日（期限）の設定

どのくらいの期間で設定した目標を達成できるかを想定し、あらかじめ評価日（期限）を設定します。設定した評価日（期限）は当該計画を実施するためのものであるため、それよりも前に予想外の事態が起こった場合の対応、連絡体制についてもあらかじめ検討します。

５）対応が必要だが現段階では対応困難な課題／今後検討しなければならない事項等

また、１）の総合的な対応方針と照らし合わせたときに、本来であれば対応が必要であるが、現時点では対応が困難な課題（積み残し課題）が発生した場合には、後できちんと確認・検討することができるように、計画に残します。

ケース会議

ケース会議メンバーは市担当部署の職員、地域包括支援センター職員、関係機関で構成する

（１）ケース会議の開催

１）出席者

虐待対応計画を協議・決定する場であるケース会議は、市担当部署の職員と地域包括支援センター職員、関係機関で構成します。

また、市町村権限の行使について判断が必要となる場合には、市担当部署の管理職が会議に出席します。

虐待対応計画案を作成する段階で関与を依頼するとして選定した関係機関に対しては、市担当部署から出席を依頼します。その際、虐待対応にあたる役割を組織として担ってもらうため、機関の承諾を得たうえでケース会議に出席してもらいます。また可能な限り、各機関の管理職の出席を依頼します。

ケース会議出席者（例）

・高齢者の課題に対応している機関の職員
・養護者支援を行っている機関の職員（やむをえない事由による措置入所先の管理者含む）
・家族への支援を行っている機関の職員

２）役割分担

・市担当部署・・・・・会議の招集、関係機関への会議の出席依頼、必要な資料の準備、会議記録（経過がわかるような議事録）の作成・保管等
・地域包括支援センター・・虐待対応計画案及び虐待対応計画の作成等

３）協議事項

①虐待対応計画案についての協議・決定

ケース会議では、虐待の解消と高齢者が安定した生活を送るための環境を整えるために、事前に作成された虐待対応計画案に基づいて、計画内容を協議し決定します。その際、必ず、具体的な役割分担や計画実施の期限を設定します。

評価会議

評価会議では対応計画の実施状況、対応の見直し・継続・終結について検討する

（１）対応段階の評価会議の開催

１）具体的な評価の方法、視点

作成した虐待対応計画に即して、実施状況等の確認・評価をします。具体的には、初動期同様、各目標に対する実施状況、確認した事実と日付、目標及び対応方法の変更の必要性の有無とその内容を確認し、虐待発生のリスク状況、高齢者本人、養護者の意向や状況について合議した上で、評価をまとめます。

設定した目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項（例）

高齢者

・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか
・対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか
・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか
・高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか
・高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか
・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか
・対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか
・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか
・高齢者の虐待を解消しいてくために、養護者支援の必要性が生じていないか
・養護者の意向を確認しているか
・養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか
・養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか

その他の家族

・他の家族の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか
・他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活できる環境や体制が構築できているか
・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか

関係者（近隣・地域住民等との関係を含む）

・関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか
・関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活できる環境や体制が構築できているか
・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか

３　終結段階

虐待対応の終結は、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件

（１）虐待対応終結の考え方

虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件です。

評価会議での確認をもとに、それぞれの虐待について虐待の発生要因が明確化され、虐待の解消につながったかどうかを判断します。複数の虐待が同時に起こっていて、ひとつでも虐待の発生要因が解消されていなければ、引き続き虐待対応を行います。

虐待の解消が確認できたら、虐待の解消が直接、高齢者の安心した生活につながるのかどうかについても見極めます。その結果、虐待の解消だけでは　高齢者の安心した生活につながらないと判断した場合、必要な環境整備の見通しが立っていることも終結の要件です。

【留意事項】　再発の懸念と終結

虐待の再発の怖れから、なかなか終結に至れないことがあります。虐待を再発させないためにも、虐待の発生要因についてしっかりした分析を行い、どのような高齢者の生活が最善であるのか、判断していく必要があります。

（２）虐待対応の終結から今後の対応の検討

「終結」とはあくまでも「虐待対応としての終結」であり、必ずしも当該高齢者や家族との関わりが終了することではありません。市担当部署や地域包括支援センターは、高齢者の住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。

その際、以下の点を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

１）地域包括支援センターの関与の検討

虐待対応終結から、権利擁護対応や、包括的・継続的ケアマネジメント支援に円滑に移行するため、地域包括支援センターの関与のあり方を検討します。

２）関係機関との連絡体制の構築

虐待が再発した場合に備えて、高齢者の生活を支援しているケアマネジメント機関と養護者、家族への支援を行っている機関との連絡連携体制を構築します。

第３章　養介護施設従事者等による
高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応の流れ

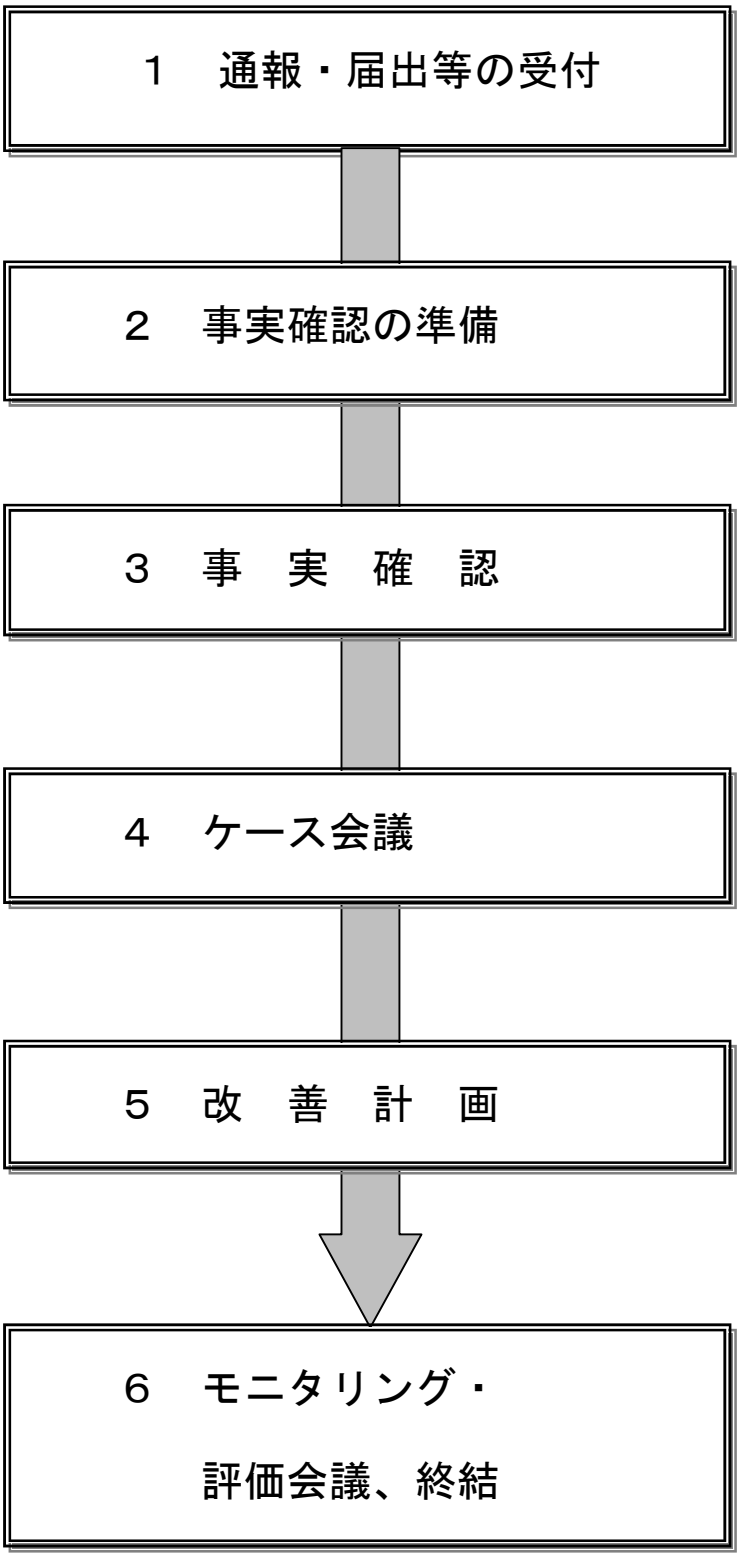

第３章　養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

１　通報・届出等の受付

通報等の届出から受付までの流れ

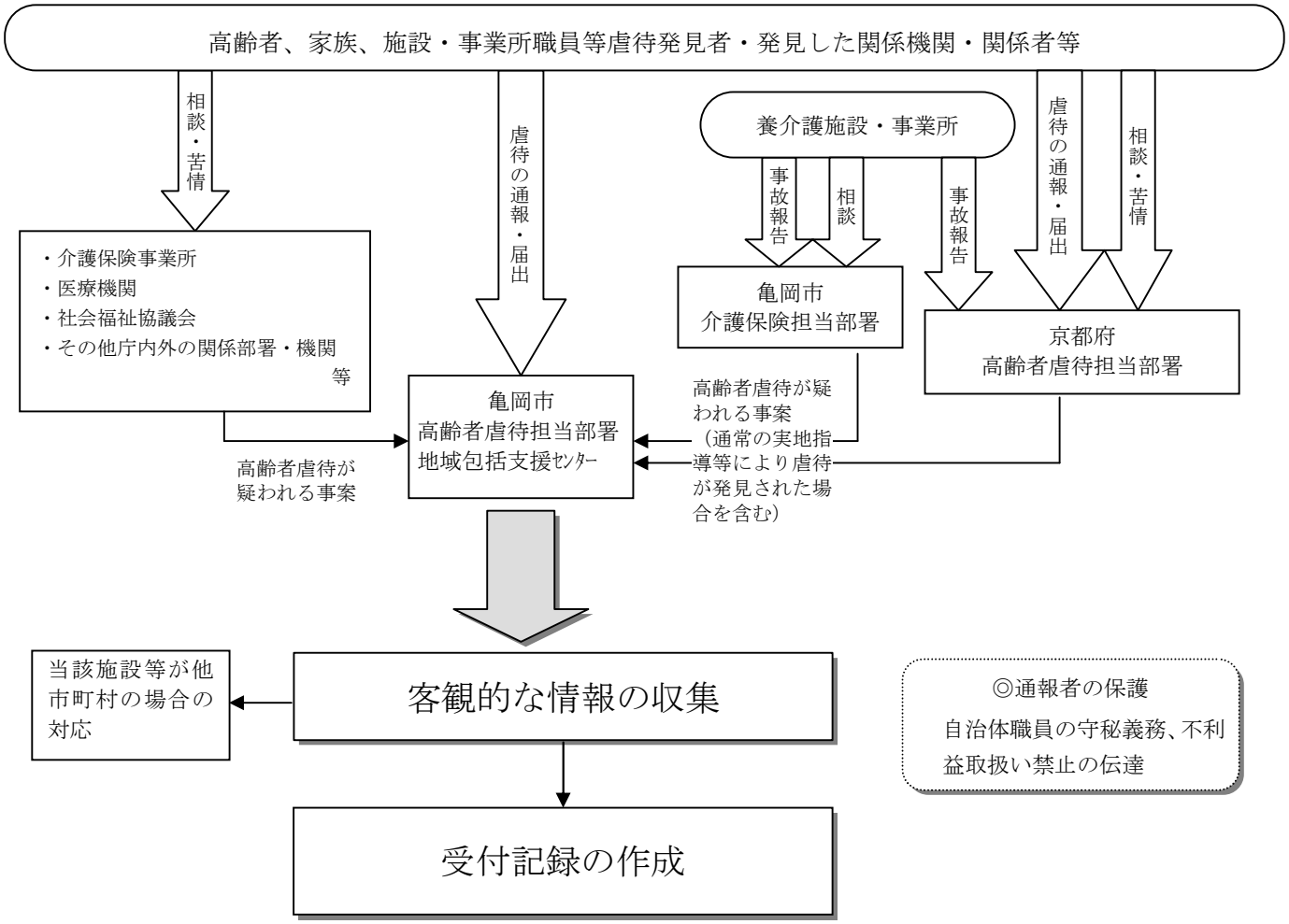

通報等の受付　～客観的な情報の収集～

いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか直接見聞きしたのか等、客観的な事実を正確に聞き取る

高齢者虐待に関する通報や届出、相談（以下、「通報等」）は様々な関係者から寄せられます。また、訴えの内容も通報・届出者、相談者（以下、「通報者等」）個人の主観が混在していることも少なくありません。そのため、いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか、それを直接見聞きしたのか、他人から聞いたのか等、客観的な事実を聞き取ることが重要です。

通報・届出受付時の確認事項（例）

・養介護施設・事業所の情報（名称、所在地、施設・事業所種別、建物の特徴等）
・被虐待高齢者に関する情報（氏名、性別、現在の所在、施設の場合は居室、心身の状況等）
・虐待の内容や状況、証拠の有無や提出の可否
・通報者等に関する情報（氏名、連絡先、連絡方法、連絡の可否等）
・虐待者に関する情報（氏名、性別、特徴、職種等）
・いつ発生したものか（時期の特定）
・どこで発生したものか（場所の特定）
・情報源はどこか（実際に見聞きした、誰かから聞いた等）　等

※市で把握していない未届の有料老人ホーム等の場合には、所在地（への経路）や建物の特徴等を確認しておく必要があります。

通報等のあった養介護施設・事業所が他市町村に所在する場合、その市町村が事実確認等を実施することになるため、通報者等に養介護施設・事業所の所在地の市町村が対応する旨を伝えます。その際、必要な情報を通報者等から確認し、その他高齢者に関する基本情報とあわせて養介護施設・事業所が所在する市町村へ情報提供を行います。

確実な情報を得るための工夫

相手の心情や立場に配慮した聞き取りを行う

・通報者等が戸惑いや不安を感じていたり、「関わりたくないけれど見過ごせない」と意を決して連絡したりすることも考えられます。
・そのため、詰問口調でたずねたり、矢継ぎ早に質問したりする等、通報者等の心情を害するような聞き取りは慎むことが重要です。
・通報者等が当該高齢者と関わりがある場合には、将来的に協力を依頼する可能性も視野に入れ、連絡先を聞きます。また、対応した担当者の名前を伝え、気がついたことがあったらいつでも連絡してほしいことを伝えます。

あいまいな表現はできるだけ数値化する

・あいまいな表現（例：いつも、とても、何度も）は使わず、数値化するように努めます。
・たとえば「夜、怒鳴り声や泣き声が聞こえる」といった通報等の内容の場合、「何回聞いたのか」「どの時間帯か」等、可能な範囲で数字に置き換えて確認を行います。

日時を確認する

・虐待が疑われる出来事が起こったのはいつか、通報者等がそのことを知ったのはいつか、高齢者や他者から聞いたのであれば、それはいつか等、日時の確認が必要です。
・虐待が疑われる出来事が起こったときと、通報者等がその出来事を発見したとき、さらにその情報が市等に寄せられたときとでは時間が経過していることがあり、情報内容にタイムラグが生じている場合があります。その場合でも関連情報を収集し、虐待が疑われる場合は必要な対応を行います。

２　事実確認の準備

通報等の内容や収集した既存情報から養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合には、速やかに事実確認を行います。

事実確認の準備は、高齢者虐待担当部署職員、介護保険担当部署職員及びその他関連するメンバーが参加して実施します。

情報共有と既存情報の収集・把握

通報後は速やかに虐待を受けたおそれのある高齢者の情報、通報が寄せられた養介護施設・事業所に関する情報を収集する

高齢者虐待対応担当部署は寄せられた通報等の内容をまとめ、部署内で情報共有を行います。

通報等の内容から、虐待を受けたおそれのある高齢者が特定されている場合には、当該高齢者に関する情報を確認します。

また、通報等が寄せられた養介護施設・事業所に関する苦情相談や事故報告について、介護保険担当部署及び庁内関連部署に内容を確認するとともに、京都府や国保連合会が有する当該養介護施設・事業所に関する苦情や指導監査の結果等について内容を確認します。

収集すべき情報（例）

虐待を受けたおそれのある高齢者に関する情報

当該高齢者が介護保険の要介護認定を受けている場合は、介護保険認定調査や給付管理情報等から、必要となる情報を収集する

性別、年齢、要介護度、障害高齢者の日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度、疾病や障害等の有無や程度、主治医意見書、担当の介護支援専門員や利用している介護サービス事業所、家族状況、他

通報等が寄せられた養介護施設・事業所に関する情報

・過去の指導監査の結果（亀岡市、京都府）
・当該施設・事業所に関して寄せられた苦情や相談等（亀岡市、京都府等）
・当該施設・事業所からの事故報告やそれに対する指導内容（亀岡市）
・その他、必要事項

事実確認の方法

事実確認は、監査（立入検査等）、実施指導、任意調査の中から適切な方法を検討し実施する

１）事実確認を実施する方法

①介護保険法に基づく「監査（立入検査等）」等

②「実地指導」（介護保険法第２３条、第２４条に基づく文書の提出、当該職員への質問等を含む）

③高齢者虐待防止法による養介護施設・事業所の協力のもとに実施する任意調査

①監査（立入検査等）	ア．介護保険施設・事業所の場合【介護保険法第７６条等（※）】 ※居宅サービス：第 76 条、地域密着型サービス：第 78 条の 7、居宅介護支援：第 83 条、介護老人福祉施設：第 90 条、介護老人保健施設：第 100 条、介護療養型医療施設：第 112 条、介護予防サービス：第 115 条の 7、地域密着型介護予防サービス：第 115 条の 17、介護予防支援：第 115 条の 27 に基づく監査（立入検査等） イ．介護保険施設・事業所以外の場合【老人福祉法１８条等（※）】 ※老人福祉法第 18 条（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）及び第 29 条第 7 項（有料老人ホーム）に基づく報告徴収や立入検査 ・監査（立入検査等）は、入手した情報（通報等に基づく情報や国保連合会、地域包括支援センター等からの苦情や通報等の情報、実地指導において確認した情報等）により、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反等が認められる場合、又は疑いがある場合に実施 ・上記の情報等から指定基準違反や不正請求が認められる（疑いがある）場合には、市・京都府相互や関係機関とも十分な連携を図り不適正な運営や介護報酬の不適正な請求を早期に停止させるための機動的な対応が不可欠 ＜「介護保険施設等実地指導マニュアル（改訂版）より」＞
②実地指導	【介護保険法第２３条、第２４条による質問等を含む】 ・運営指導：高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為についての理解、防止のための取り組み促進等について指導するもの ＜「介護保険施設等実地指導マニュアル（改訂版）より」＞
③高齢者虐待防止法による養介護施設・事業所の協力のもとに実施する任意の調査	【高齢者虐待防止法】 ・高齢者虐待防止法の主旨を踏まえて実施する任意調査で、当該養介護施設、事業所に対して、適正な運営確保を通して虐待を防止するという法の目的を適切に説明し、理解を求めて実施

２）事実確認を実施するにあたっての留意点

事実確認に関する調査権限の行使としては、老人福祉法や介護保険法に規定されている「監査（立入検査等）」が基本となります。

個別の事案においてどのような方法で事実確認を行うかについては、当該事案の通報等の内容や当該養介護施設・事業所の状況を踏まえ、「介護保険最新情報 vol.263」（厚生労働省老健局総務課）で示されている考え方（指定基準違反や不正請求等が疑われる場合は「監査（立入検査等）」で行うこととし、サービスの質の向上の観点から行う場合は「実地指導」を行う）に基づき、「監査（立入検査等）」「実地指導」「高齢者虐待防止法の主旨を踏まえた調査（以下、「高齢者虐待防止法による任意の調査」。）」の３つの中から適切な方法を総合的に検討して実施します。なお、事実確認の実施方法の判断は、管理職を交えて行います。

① 監査（立入検査等）は、重大な権利侵害が行われている可能性が高いと考えられる場合等に実施します。特に、以下のような場合には監査（立入検査等）で実施します。

・通報等の内容から切迫した危機感がある
・組織的に虐待を行っている疑いがある
・死亡事故や同等の重傷事故が報告されている
・事故報告書がない、実地指導指摘事項の改善が見られない
・過去にも虐待があった
・過去にも行政処分等の法令違反がある　　等

②実地指導や高齢者虐待防止法による任意の調査を拒否された時や実地指導中に著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査（立入検査等）に切り替えます。

③介護保険事業所として指定されていない有料老人ホームや養護老人ホーム等に対しての監査（立入検査等）権限は都道府県が有しています。市による事実確認は高齢者虐待防止法による任意の調査で実施しますが、調査を拒否された場合は都道府県に状況を報告し、都道府県が中心となって監査（立入調査を）を実施します。ただし、その場合であっても市は調査に同行する等して、都道府県と連携して対応にあたります。

３）事前連絡

事実確認を行う際に、当該養介護施設・事業所へ事前連絡をすることで正確な調査が阻害される等の弊害も考えられることから、事前連絡は慎重に検討します。監査（立入検査等）で事実確認を実施する場合には、手続き上も事前連絡の必要はありません。ただし、当該養介護施設・事業所から虐待の通報があった場合等、事前連絡を行うことで事実確認をより効率的・効果的に実施できると判断できるときには、事前連絡をします。実地指導により事実確認を行う場合には「介護保険施設等実地指導マニュアル（改訂版）」（厚生労働省）において事前連絡が定められているため事前連絡が必要となりますが、当日や直前の連絡も可能です。連絡から時間を空けずに事実確認を実施します。

被虐待高齢者等の保護先の確保

一時保護が必要と考えられる場合は、施設や医療機関と事前に受け入れ調整を行う

通報等の内容や収集した関連情報から、高齢者の保護が必要と考えられる場合には、あらかじめ施設や医療機関等に対して一時保護が可能となるよう受け入れ調整を行います。

また、事実確認で高齢者の安否確認をした結果、保護が必要と判断される場合もありますので、高齢者の一時保護場所やその後の生活場所の確保についてはあわせて準備を行います。

高齢者を一時保護する場合には、家族へ状況を説明し同意や協力を求めることも必要です。

調査の実施体制　～介護保険施設を例として～

参加メンバーは、原則市高齢者虐待担当部署及び介護保険担当部署職員、医療職、福祉専門職とする

１）調査実施日時

事実確認の実施にあたっては、準備に時間を掛けすぎずに、当該養介護施設・事業所に対して速やかに日時を調整し実施することが重要です。

また通報等の内容が、夜間のみ居室に施錠して高齢者を閉じ込めるような場合は、夜間に事実確認を行う等、実施する時刻についても検討を行います。

２）参加メンバー

当該養介護施設・事業所に対する事実確認では、高齢者の安否や心身状況の確認、職員等への面接、各種記録等の確認等を行います。そのため、事実確認には市高齢者虐待担当部署及び介護保険担当部署から調査の責任者や職員が参加するとともに、保健師等の医療職、社会福祉士等の福祉専門職等も原則参加します。また、京都府の同行が必要な場合は、京都府高齢者虐待部署との協議を行います。

なお、養介護施設・事業所訪問による事実確認は一度で終了しない場合も少なくなく、複数回実施する必要があることを念頭においておきます。ただし、初回の調査では高齢者の安否確認・安全確保を最優先で行うことが求められますので、高齢者本人との面接等によって心身状態が確認できる職員（医療職等）を同行させるようにします。

３）調査の進め方と役割分担

養介護施設・事業所を訪問して事実確認を実施する場合、以下の事項を行います。そのため、参加メンバーの中から各業務を担当する職員を決めておきます。

訪問調査の進め方と役割分担（例）

段階	調査の進め方・内容等	担当者・役割分担等
全　体	**○調査全体の統括と調整**	事実確認の現場責任者
調査開始前	**〔監査（立入検査等）の場合〕** 調査目的の説明、根拠条文と罰則規定の説明　等 **〔実地指導等任意の調査の場合〕** 調査目的の説明と調査協力の依頼　等 **〔調査への協力要請〕** 部屋の用意、コピー機の利用　等	事実確認の現場責任者
調査段階	**○当該高齢者等への面接調査** 高齢者の安全確認／通報等の内容の事実確認　等	保健師等の医療職や、認知症高齢者への対応に慣れている福祉専門職等複数で対応
	○管理者・職員への面接調査 通報等の内容の事実確認／高齢者への介護内容／高齢者虐待防止や事故防止の取り組み状況、意識／仕事の負担感　等	質問者と記録者が２人１組となって対応
	○サービス計画や介護記録等、各種記録の確認 通報等の内容に関する記載の確認／当該高齢者へのアセスメントや施設・居宅サービス計画の内容の確認／不適切なケア等の有無　等	介護保険担当部署職員等による確認。確認書類が多い場合は複数で対応
調査終了後	**○調査結果の確認** 高齢者の安全確保、通報等の内容の事実、運営基準違反や不適切なケアの事実　等	参加者全員による協議 ※調査実施中であっても協議、確認が必要となる場合もあります。
	○当該養介護施設・事業所への伝達 調査結果は後日文書により通知すること※、虐待等の行為が認められた場合には虐待等を行った職員の勤務体制見直しを含めた当面の再発防止と高齢者の安全確保の指示　等 ※調査当日に虐待の有無が明らかな場合はこの限りではありません。	事実確認の現場責任者
補充調査	**○関係機関からの情報収集** 必要に応じ、医療機関や他の介護保険事業所等関係機関からの情報収集　等	

調査時の確認事項、質問内容

調査時は、原則高齢者本人・他の利用者、施設職員、各種記録、施設・事業所内、関係機関に対して面接・確認を行う

１）高齢者本人、他の利用者への面接・確認事項

事実確認では、高齢者の心身状態や安全の確認を行うことが最も重要です。対象となる高齢者に直接面接して生活状態や心身状態を確認するとともに、通報等の内容に関する事実を確認します。

入所施設・事業所の場合、通報等で対象となった高齢者以外の利用者に対しても虐待や権利利益を侵害する行為が行われている可能性も十分に考えられます。そのため、可能な範囲で他の利用者に対しても面接を行い状況を確認します。

２）当該養介護施設・事業所職員への面接・確認事項

当該養介護施設・事業所職員に対する面接調査では、通報等の内容に関する事実確認や当該高齢者への介護内容を確認するとともに、養介護施設・事業所としての高齢者虐待防止や事故防止への取り組み状況や職員の意識、業務に対する負担感等を確認します。

なお、管理職と一般職員の意識や取り組みに差がみられることもありますので、当該養介護施設・事業所職員への面接調査では、管理者層（事業所長等）や現場責任者（介護主任やフロア責任者等）、一般職員に分けて質問内容を準備します。

３）各種記録等の確認

各種記録の確認では、通報等の内容に関する記載の有無や内容を確認するとともに、当該養介護施設・事業所において適切な運営がなされているかどうかを確認します。

通報等の内容によって確認すべき書類や記録は異なりますが、高齢者本人への介護内容を把握するための記録類、利用者全員に関係する記録類、虐待を行った職員（疑いを含む）に関する記録類、高齢者虐待や事故を防止するための取り組み状況等に関する書類等は確認します。

４）養介護施設・事業所内の状況把握、点検

高齢者の居室、フロア内、浴室やトイレ、廊下等を点検し、居室の配置や各場所の衛生面、構造上の問題点の有無等を確認します。

５）関係機関等への事実確認（補充調査）

通報等の内容の事実を客観的に確認するためには、当該養介護施設・事業所のみでなく、関係機関からの情報収集や事実確認が必要となる場合もあります。

例えば、当該高齢者に骨折や外傷がある等して医療機関等を受診している場合には、受診した医療機関等から受診時の状況を確認します。また、当該高齢者が複数の居宅サービスを利用している場合には、通報等のあった事業所以外の介護保険事業所における当該高齢者の状況確認が必要な場合もあります。

なお、補充調査の対象となる関係機関等が訪問調査の対象となる養介護施設・事業所と系列関係にある等の場合には、同時に調査を行う等慎重に実施時期を検討します。

調査へ持参する備品等

事実確認には、身分証明証のほか、調査の実施根拠を求められた場合に備えて監査（立入検査等）や実地指導の実施通知文書を用意します。また、面接調査に使用する調査票、高齢者の健康状態等を計測する医療器具、外傷や痣等が発見された場合に記録しておくカメラ等の機器も準備します。

身分証明証とは、職員証ではなく、高齢者虐待防止法第１１条第２項に規定されている証明証及び介護保険法第２４条第３項に規定されている証明証をいいます。

持参する備品（例）

- 身分証明証
- 監査（立入検査等）、実地指導の実施通知文書
- カメラ、ビデオカメラ
- 血圧計、体温計
- 提出を求める資料等の一覧
- 身体図
- ＩＣレコーダー
- 長谷川式認知症スケール
- 面接調査票
- その他

３　事実確認

事実確認では、高齢者の安全の確保、通報等の内容に関する事実の確認、その他不適切なケア等の有無を確認することが目的です。特に、虐待等を受けているおそれのある高齢者の安否や健康状態の確認、安全確保を最優先します。

事実確認の流れ

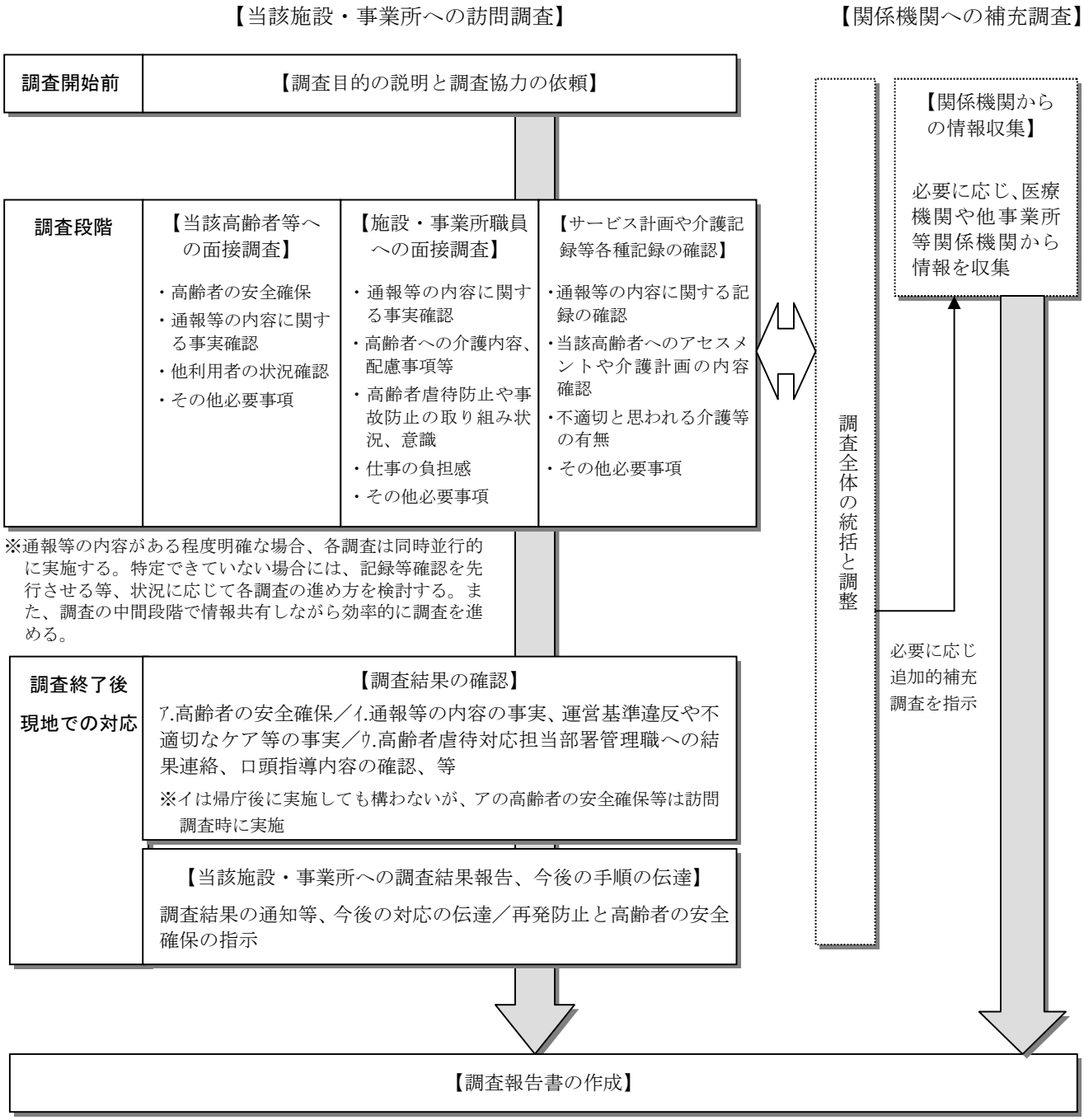

※ここでは「監査（立入検査等）」を前提として記載しています。

調査の実施手順

高齢者本人には、必ず心身の状態や安全の確認を優先して行ったうえで希望や意向に配慮した面接調査を行うようにする

１）調査目的の説明と調査協力の依頼

事実確認を監査（立入検査等）で実施する場合、訪問した目的や根拠条文を当該養介護施設・事業所の責任者等に対して説明し、調査への協力を求めます。実地指導や高齢者虐待防止法による任意の調査で実施する場合には、訪問目的の説明と、調査協力の依頼を行います。

当該養介護施設・事業所から調査根拠を求められた場合には、介護保険法第２４条第３項に規定されている証明証や監査（立入検査等）の実施通知書を示し、正当な手続きであることを説明します。

２）当該高齢者等への面接調査

①高齢者の心身状態の把握、安全の確認

当該高齢者等への面接調査では、まず高齢者本人の心身状態や安全を確認することを優先します。身体的な状態については、目視による確認のほか、必要に応じて血圧や脈拍を測ったり、健康管理記録から体重の増減を確認する等して高齢者本人の健康状態を把握します。

通報等の内容から外傷等のおそれがある場合には、声をかけながら傷や痣の状態を確認し、身体図に記録したり、高齢者の同意を得て写真撮影する等の方法で記録を残します。

②通報等の内容に関する事実確認

当該高齢者等への面接は、原則として養介護施設・事業所職員が立ち会わない状況で行います。面接では、通報等の内容に関する事実確認を行います。外傷や痣がある場合には、それができた原因を尋ねたり、怯えている場合等はその理由を尋ねたりする等して、通報等の内容に関する状況確認を行います。

③高齢者の希望や意向の確認

高齢者の生活やサービス提供内容に対して、高齢者本人が何らかの希望や意向を持っていることも考えられます。面接では、高齢者の希望や意向を汲み取れるよう十分配慮しながら質問を行います。

④他の利用者への面接調査

入所系施設・事業所の場合、通報等で対象となった高齢者以外の利用者に対しても虐待や権利利益の侵害、不適切なケアが行われている可能性も考えられます。そのため、可能な範囲で他の利用者に対しても面接調査を行い、心身状態や安全の確認を行います。

【高齢者への面接における留意事項】

◎認知症高齢者への対応
当該高齢者が認知症であっても、残されている能力は一人ひとり異なっており、会話ができないわけではありません。本人の感情や能力に配慮し、また質問内容を工夫することで回答を得ることが可能な場合もあります。そのため認知症高齢者の面接に慣れた専門職等の参加も有効です。なお、養介護施設・事業所から虐待の通報等があった場合であっても、面接して安否確認等を行います。
高齢者に面会する前に、家族や職員から話をするうえでの留意点等を聞いておくと、調査がやりやすくなることもあります。また、最初に自己紹介をしたり、目線の高さを同じにする等して安心して話せる環境をつくったり、ゆっくりと短くわかりやすい質問をする等の工夫も必要です。

◎高齢者が不在の場合の対応
通報等が寄せられた高齢者が医療機関に入院していたり、他施設へ転居している場合もありますが、そのような場合でも高齢者本人の安全や生活状況を確認することは必要です。

◎面接場所に関する配慮
当該高齢者が怯えていたり、養介護施設・事業所内で話がしにくい様子がうかがわれる場合には、養介護施設・事業所外に場所を変更して面接することも必要です。

３）養介護施設・事業所職員への面接調査

養介護施設・事業所職員に対する面接では、通報等のあった虐待の事実を確認するとともに、通報等以外の虐待や不適切なケアの有無についても確認します。これは通報等のあった高齢者に限らず、他の高齢者に対するものも含みます。

①面接調査の実施体制

面接調査では、原則市職員が質問者と記録者となり、養介護施設・事業所職員一人ひとりに対して、他の職員に話しを聞かれない場所で実施します。一般職員への面接の場合、管理職が同席を求めてきた場合でも、円滑な事実確認の実施と職員の権利保障の観点から、原則同席を認めないようにします。

②面接調査の進め方

聞き取りをはじめる前に、この調査は法令に基づいて行うものであり、虐待の事実確認を行うことが目的であることを伝えます。監査（立入検査等）の場合には、回答を拒んだり、虚偽の報告を行った場合は「指定取消等」の行政上の措置の対象となることも併せて伝えます。
また、面接調査における職員の発言は守秘義務の対象となり個人が特定されることはないこと、発言内容により待遇等で不利益を与えることは法により禁止されていることを伝えます。

③質問内容

ア．管理者層（施設長、事業所長等）、介護・看護主任、ユニット・フロア責任者等への面接

【通報等の内容の確認】

□通報等の内容の事実の有無（以下、通報等の事実を把握している場合）
□それが発生した状況（いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか）
□高齢者や家族等に対してどのように対処したのか（医師の受診、謝罪等）
□高齢者本人や家族からの相談等の有無、対応状況
□当該職員が行っていた勤務、職務の状況
□（虐待の通報をしていない場合）通報をしていない理由　　等

【虐待が疑われる事案の発生要因の確認】

□当該高齢者に対して行われていた介護・看護の内容、配慮事項等
□事故やヒヤリハット等の報告体制、報告状況
□施設・事業所としての虐待防止の取り組み、研修等の実施状況、マニュアルに基づく取り組み状況
□職員の勤務状況や負担感、ストレスマネジメントへの取り組み状況
□その他、必要事項

イ．一般職員への面接

【通報等の内容の確認】

□通報等の内容の事実に関する認識
□それが生じた状況（いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか）
□他の利用者にも何らかの異変が生じていないか
□施設・事業所内で虐待や権利利益の侵害と思われる行為を見聞きしたことがあるか　等

【虐待が疑われる事案の発生要因の確認】

□当該高齢者への介護に関する負担感の有無やその内容、配慮事項
□高齢者の権利擁護や虐待防止に対する意識、取り組み状況
□職場環境、勤務体制等に対する負担感
□その他、必要事項

ウ．虐待を行った疑いのある職員への面接

【通報等の内容の確認】

通報等の段階で虐待をした疑いのある職員が特定されている場合や、面接調査や各種記録の確認によって虐待をした疑いのある職員が絞り込まれた場合には、その職員に対する面接調査は必須です。しかし疑いの段階であり、当該職員が虐待を行ったという前提で面接調査を行うことは適切ではありません。

【虐待等を行ったことを認めた場合】

□虐待等を行った状況や理由、原因
□当該高齢者への介護に関する負担感の有無、内容
□高齢者の権利擁護や虐待防止に対する意識、取り組み状況
□職場環境、勤務体制等に対する負担感
□その他、必要事項

④調査時に不在の職員への対応

調査当日に不在にしている職員に対しては、後日調査を実施することが必要です。実施方法（面接調査か、アンケート調査形式か）や実施日時等をあらかじめ検討しておき、当該養介護施設・事業所の責任者等に協力を要請します。

４）サービス計画や介護記録等、各種記録等の確認

各種記録等の確認では、当該高齢者に関する記録等から通報等の内容に関連する記載（記録の有無、内容等）を確認するとともに、通報等の内容以外で適切とはいえない介護等が行われていないか、虐待が疑われる事案が発生した背景要因を確認します。

＜高齢者本人に関する記録等＞

確認記録等	確認する内容
□施設サービス計画 □アセスメント記録 □サービス担当者会議録	・高齢者の心身状態に即した施設サービス計画が作成されているか、状態変化に応じた見直し、高齢者の要望に即した見直しが行われているか ・アセスメントは定期的に行われているか、状態の変化に応じて行われているか ・当該高齢者にどのような生活課題があり、その課題に対してどのような対処がなされていたか（方針、具体的な対応方法等）
□介護記録 □生活相談記録	・通報等の内容に関係する記録が残されているか、どのような内容か（日時や状況を特定する手がかり） ・通報等の内容以外に、不適切なケアは行われていなかったか ・高齢者や家族からどのような相談が寄せられ、それに対してどのように対処していたか ・当該高齢者の生活課題や要望に即した介護がきちんとなされていたか
□看護記録 □診療記録 □処方箋	・高齢者の健康管理が適切に行われているか ・通報等の内容に関係する記録が残されているか、どのような内容か、その際どのように対処したか ・通報等の内容以外に、当該高齢者の健康管理記録から気になる記載はないか
□事故報告 □ヒヤリハット記録	・どのような状況で発生した事故・ヒヤリハット事例なのか ・事故等が発生した際の対応は適切に行われていたか ・事故やヒヤリハット事例が発生した要因は何か、再発防止に向けてどのような対策が取られていたか
□身体拘束の記録	・身体拘束が行われている場合、身体拘束の３要件が満たされ、適正な手続きがとられているか
□入所契約書 □金銭管理契約書 □通帳、出納帳等	・適正な契約内容となっているか（高齢者に不利な内容になっていないか） ・金銭管理は適正に行われているか

＜利用者全員に関する記録等＞

確認記録等	確認する内容
□事業計画	・当該養介護施設・事業所の全体的な取り組みを確認
□事業所パンフレット等 □重要事項説明書 □利用者への配布書類	・当該養介護施設・事業所の全体的な取り組みを確認
□業務日誌（日報） □申し送りノート	・虐待や不適切なケア等に関する記述がないか

＜虐待を行った職員（疑いを含む）に関する記録等＞

確認記録等	確認する内容
□勤務表	・虐待等が発生した疑いの期日に勤務していた職員は誰か、その時の勤務体制に問題はなかったか ・当該職員の経験年数や能力に比して負担が大きい勤務状況になっていないか（勤務経験が浅い職員が週〇回の夜勤を行っていた等）
□研修計画 □受講記録	・認知症ケアや虐待防止に関する研修計画は組まれていたか ・当該職員は研修を受講していたか

＜事業所の取り組みに関する記録等＞

確認記録等	確認する内容
□事業所全体の研修計画 □実施記録	・事業所として高齢者虐待防止や認知症ケア等に対する研修に取り組んでいるか ・研修未受講者に対してどのようなフォローがなされているか
□事故防止委員会記録 □身体拘束廃止委員会の活動記録 □苦情受付・対応記録 □負担軽減・ストレスマネジメント等の取り組み	・事故防止や身体拘束廃止に向けて、どのような委員会活動がなされているか ・事故防止や身体拘束廃止に向けて、職員に対してどのように周知がなされ、取り組まれているか ・利用者や家族等からどのような苦情が寄せられ、どのように対応しているか ・職員の負担軽減やストレスマネジメントに取り組んでいるか

５）養介護施設・事業所内の状況把握、点検

高齢者の居室やフロア内、浴室やトイレ、廊下等を確認し、居室の配置や衛生面、虐待や不適切なケアにつながるおそれのある構造上の問題はないか等をチェックし、養介護施設・事業所全体の様子を観察します。

特に、高齢者の痣等に関する通報等の場合には、何によってできた可能性があるのかを推測しながら点検します。

養介護施設・事業所内における確認事項（例）

◎施設全体の運営状況を把握するための確認事項として次のようなものがあります。
- 勤務中の職員の人数は適切か、言葉使いはどうか
- 居室の扉に内側から開けられない鍵がついていないか
- 清潔物と不潔物を混在保管していないか
- 寝具は清潔か
- 床・手摺り等は清掃がなされているか
- 浴室・脱衣室にカビは発生していないか
- 剃刀やコップの共用はないか
- 廊下や居室の室温・明るさは適切か、便臭はないか
- ナースコールやトイレの非常ボタンは適切に作動しているか
- 石鹸・洗剤・消毒液・医薬品等は認知症のある入所者が自由に触れないようにしているか
- テレビ・棚等は固定されているか
- 火災時や急病時の緊急対応手順を記載したものが常備されているか
- 廊下に物品を置いて車椅子ですれ違えなくなっていないか
- 個人情報が来訪者の目に触れる場所に放置されていないか
- 苦情相談機関の電話番号が掲示されているか等

◎通報等の内容に関する事実確認を行うために、居室等の位置関係を確認します。
- 施設内の居室、スタッフ室、エレベーター、居室内のベッド、備品や家具等の位置関係
- エレベーターの操作方法、ベッドや家具の高さ等
- 位置関係を把握した上で、人の動線、移動時間、行動パターン等
- 家具等に体をぶつけた場合にできる痣の位置や車椅子で移動した場合の目線の高さ等

６）調査の進行管理・調整

事実確認の責任者は、各調査の進行状況について途中段階で確認し、状況に応じてその後の調査の進め方を指示します。

また、高齢者の保護が必要な場合や、各種記録等から通報等の内容に関する記載がみられた場合等情報共有が必要な場合には、直ちに調査責任者へ報告します。

なお、調査を進める中で高齢者の生命や身体の安全に危害を及ぼすおそれのある事実が確認された場合は、高齢者を保護する等必要な対応を取ります。

７）調査終了時の対応

①調査結果の確認

高齢者や職員への面接調査、各種記録等の確認が終了した時点で、参加者全員で調査から明らかになった事項を確認します。

特にこの時点では、このままの状態で高齢者の安全確保が可能かどうかを重点的に検討します。高齢者の安全確保に問題がある場合には、早急に高齢者虐待対応担当部署や一時保護施設と連絡を取り、高齢者を保護する手続きを行います。

調査結果が確認された時点で、調査責任者は高齢者虐待対応担当部署に連絡を取って調査結果の概要を報告します。また、養介護施設・事業所等に対する口頭指導内容についても確認を行います。

②当該養介護施設・事業所への調査結果報告、今後の手順の伝達

調査終了時に、当該養介護施設・事業所の責任者等に対しては、調査結果の詳細は後日文書にて通知すること、虐待や権利利益の侵害に該当する行為が認められた場合には虐待等の行為を行った職員の勤務体制の見直しを含めた当面の再発防止の措置を行うこと等、高齢者の安全確保に取り組みむよう口頭で指導します。

８）再調査が必要な場合

初回の訪問調査では十分な確認ができなかった場合や、調査の中で新たに確認すべき事項が発生した場合等は、時間を空けずに再度調査を実施します。

９）関係機関からの情報収集（補充調査）

虐待の有無の判断は、養介護施設・事業所への訪問調査の結果のみではなく、関係機関から収集した情報もあわせて判断します。

当該高齢者が医療機関を受診していた場合は、当該医療機関から受診時の状況や怪我等が発生した原因の可能性について聞き取りを行います。また、当該高齢者が他の居宅サービスを利用している場合には、他の利用事業所からも高齢者の状況等に関する聞き取りを行います。

ただし、関係機関等から情報収集を行う際には、風評被害が生じないように留意して行います。

４　ケース会議

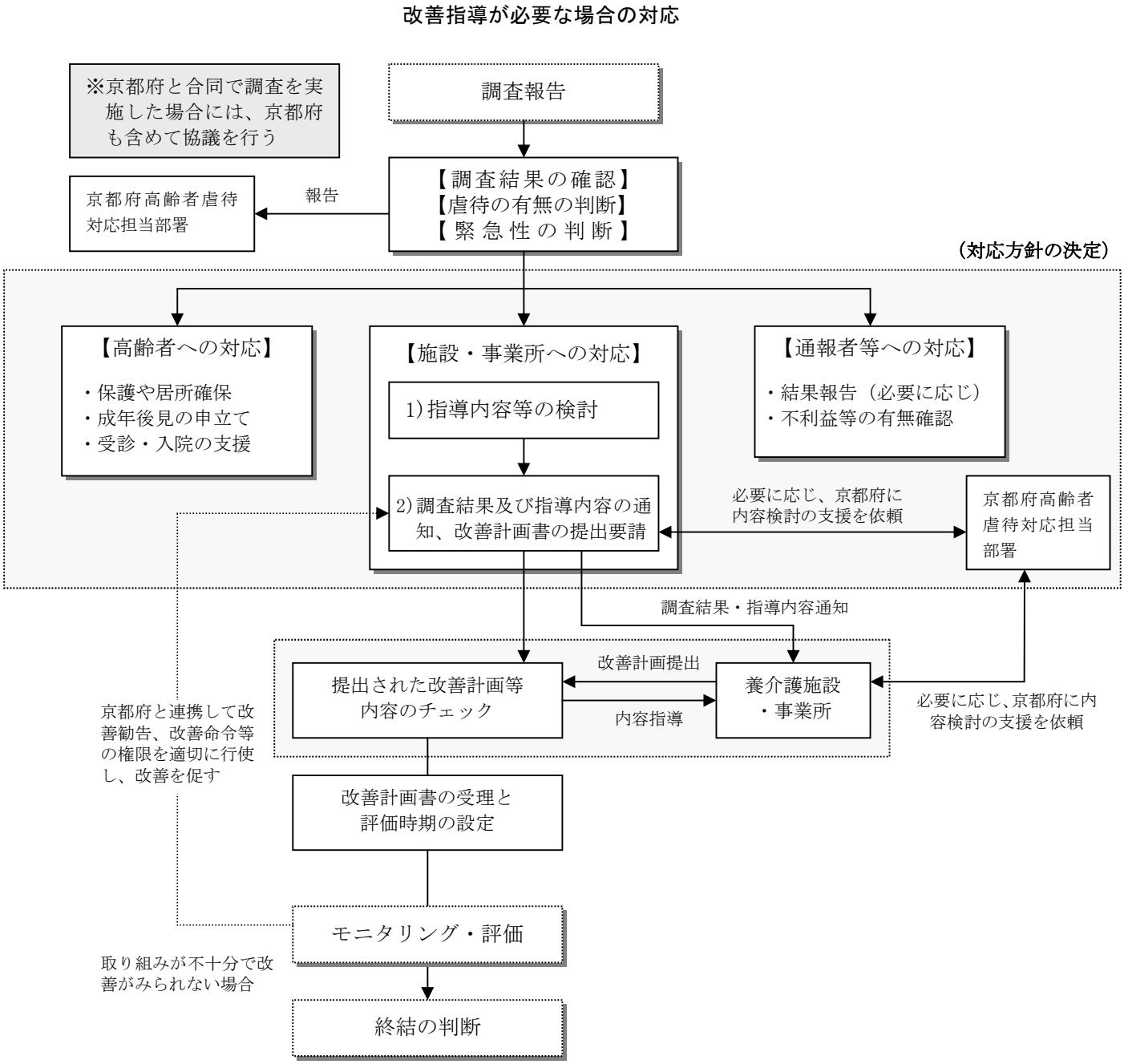
改善指導が必要な場合の対応
※京都府と合同で調査を実施した場合には、京都府も含めて協議を行う
調査報告
【調査結果の確認】
【虐待の有無の判断】
【緊急性の判断】
京都府高齢者虐待対応担当部署
報告
（対応方針の決定）
【高齢者への対応】
・保護や居所確保
・成年後見の申立て
・受診・入院の支援
【施設・事業所への対応】
1）指導内容等の検討
2）調査結果及び指導内容の通知、改善計画書の提出要請
【通報者等への対応】
・結果報告（必要に応じ）
・不利益等の有無確認
必要に応じ、京都府に内容検討の支援を依頼
京都府高齢者虐待対応担当部署
調査結果・指導内容通知
改善計画提出
提出された改善計画等内容のチェック
内容指導
養介護施設・事業所
必要に応じ、京都府に内容検討の支援を依頼
京都府と連携して改善勧告、改善命令等の権限を適切に行使し、改善を促す
改善計画書の受理と評価時期の設定
モニタリング・評価
取り組みが不十分で改善がみられない場合
終結の判断

ケース会議の実施

ケース会議メンバーは、市高齢者虐待担当部署職員、介護保険担当部署職員、関係機関で構成する

事実確認の結果に基づく虐待の有無の判断と緊急性の判断、対応方針の決定は、事実確認に参加した養介護施設従事者等による市高齢者虐待担当部署職員（管理職含む）、介護保険担当部署職員及び京都府、専門家チーム等関係機関によるケース会議で行います。

調査結果の確認

調査結果の確認は、調査概要説明→施設側の対応状況の報告→調査担当者からの報告の順に行う

調査結果の確認作業では、最初に事実確認の責任者からどのような調査を行ったのか概要を説明し、当日の養介護施設・事業所側の対応状況等について報告します。

次いで、各調査の担当者から確認した内容と結果を順次報告します。報告の際には、調査で確認した内容ごとに各担当者から報告します。

虐待の有無の判断

「いつ」「どこで」「誰が」「誰から」「何をされたのか」をできる限り特定し判断する

虐待の有無を判断する際の考え方・方法

○行われた行為のみでなく、高齢者の尊厳、心身や生活への影響という視点で捉える

○専門家や関係機関からの意見を踏まえて総合的に判断する

高齢者虐待と判断するために明らかにすべき事実

１）「いつ」

虐待が行われた日時がおおよその日時しか分からない場合は、一定期間内に行われたと判断することができる場合は、事実が確認されたこととします。

なお、虐待は当該職員の勤務時間外に行われることもあります。当該職員が勤務する養介護施設・事業所の利用者を対象としていれば、勤務時間の内外を問わず、虐待と捉えます。

２）「どこで」

虐待が行われた場所がおおよその場所しか分からない場合、一定の範囲内で行われたと判断することができる場合は、事実が確認されたこととします。

３）「誰が」

事実確認においては、誰が虐待を受けたのかを確認します。

また、虐待を受けているのは一人とは限りません。ある高齢者への虐待の疑いで事実確認を行ったことにより、当該高齢者以外への虐待が発見されることもあります。その際は通報等があった高齢者以外であっても、虐待の有無の判断等一連の虐待対応を行います。悪質な組織的な虐待の場合、あるいは組織として職員等による虐待行為に気づいていない場合には当該養介護施設･事業所の利用者全員が虐待を受けていることもあり得ます。そのような場合であっても、一人ひとりの高齢者がどのような虐待を受けたのかを確認します。

４）「誰から」

事実確認においては、高齢者が誰から虐待を受けたのかを確認します。なぜなら、虐待があったと判断するためには、虐待行為を行った者が「養介護施設従事者等」の定義（範囲）」で説明している者である必要があるからです。

虐待を行った職員の特定は、高齢者への事実確認、当該職員への確認、養介護施設・事業所長や他の職員からの聞き取り、介護記録等の確認等を総合的に判断して行うことになります。職員が認めていない場合にも、他の証言や調査等を踏まえて事実を確認し特定していくことになります。

また虐待を行う職員は一人とは限りません施設ぐるみで施設長の指示で職員が行っているような場合は実際に虐待行為を行った職員だけでなく、それを指示した施設長も虐待者にあたります。

５）「何をされたのか」

事実確認では、高齢者に対してどのようなことが行われたのかを確認します。

どのような行為が虐待に該当するのか判断に迷う場合は法の趣旨、判例、過去の虐待事例、国の事務連絡等、専門家等の意見、都道府県や国への照会等を参考に判断します。

緊急性の判断

生命・身体に危険が生じている場合は、医療機関への受診や入院、措置等による保護の必要性を判断する

調査結果の確認後、虐待の事実が認められ、高齢者の生命または身体に危険が生じているおそれがある場合には、高齢者の保護や医療機関への受診、入院等の緊急対応の必要性を判断します。特に、当該養介護施設・事業所では高齢者の安全・安心な生活が確保できない場合は、やむを得ない事由による措置等によって早急に高齢者を保護したり、医療機関への入院につなげます。

対応方針の立案：高齢者への対応

高齢者を保護する必要がある場合、やむを得ない事由による措置や成年後見制度の活用を検討する

高齢者を保護する必要性がある場合には、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」の適用等の対応を検討します。経済的虐待等によって金銭や財産等の搾取が継続するおそれがある場合には、成年後見の申立てを検討する等適切な対応を図ります。

対応方針の立案：養介護施設・事業所への対応

職員個人の処分のみで終わらせず虐待行為に至った背景を明らかにする

１）指導内容の検討

事実確認によって養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当する行為が認められた場合、不適切なケアや指定基準に違反する行為等が認められた場合には改善指導の対象となります。

特に、虐待に該当する行為、不適切なケア等が明らかとなった場合には、職員がなぜそのような行為を行ったのか、養介護施設・事業所側の取り組みや管理運営面のどこに問題があるのか、発生事案に対して養介護施設・事業所は適切に対応できたのか等を検討します。

実際に虐待を行ったのはある特定の職員かもしれませんが、その職員が虐待を行う背景には養介護施設・事業所側の要因、すなわち、組織運営上の課題があります。虐待の改善指導では、虐待等を生じさせるような組織運営上の課題を明らかにし、その課題を改善するための養介護施設・事業所自らの取り組みを促進していきます。

①　職員の背景要因

虐待を行った職員の背景要因（例）

１．知識・技術（認知症ケア・身体拘束廃止を含む）の問題	高齢者介護に携わる職員が必要とする介護全般、認知症ケア（BPSD：認知症に伴う行動障害と精神症状への対応方法）、身体拘束廃止等の知識や技術が十分に習得されていないこと
２．倫理の問題	高齢者介護に携わる職員に必要とされる倫理や法令遵守の必要性が十分に理解されていないこと
３．施設介護の方針の不明確さ	施設として職員に対してあるべき高齢者介護の姿を示していないため、職員が介護の方向性を決めかねていること
４．被虐待高齢者の介護の方針の問題	虐待等を受けた高齢者個人についてアセスメントが不十分、サービス担当者会議でケアプランの検討が十分になされていない等、介護の内容に問題があること
５．高齢者介護の体制の問題	施設としてアセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリング等のチームケアを行う体制が十分に整っていない等、高齢者介護に支障がでていること
６．参加と業務改善の仕組みの問題	施設が現場職員の意見を聞く等施設経営への参加の機会を設けていない、各種委員会等への参加の機会を設けていない、業務改善の仕組みが整っていないこと等
７．建物の構造、設備等の問題	高齢者介護を行う上で建物の構造上の問題、設備、福祉用具等の問題があり、介護を適切に行えない、介護負担が増加する等
８．業務負担の問題	職員の業務負担の把握や、業務負担を軽減するための取り組みが十分でないこと
９．相談体制の問題	職員が業務上の悩み等を相談するための体制が不十分であること
10．待遇の問題	給与、昇給、昇進、有給休暇を取りづらい等待遇面での不満があること
11．その他の問題	その他、虐待を行うに至った理由等

出典：平成 23 年度　東京都区市町村職員等高齢者権利擁護研修　養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修講義資料（財団法人東京都福祉保健財団）

②組織運営上の課題

組織運営上の課題を把握する上で最も重要なことは、経営責任の明確化です。すなわち、経営者・管理者層が職員の背景要因に対してどのような取り組みをしているのか、その取り組みが効果をあげているのか等、経営責任を果たしているかどうかを聞き取りや書類等の確認を通して把握します。

２）調査結果及び指導の通知、改善計画書の提出要請

養介護施設・事業所に対して、事実確認の結果とともに改善が必要と考えられる事項を整理して通知するとともに、期限を定めて指導内容に準じた改善計画書の提出を求めます。

養介護施設・事業所に対して調査結果や改善が必要な事項を伝える際には、指導内容の趣旨を徹底するため、基本的には直接説明し、手渡すようにします。

改善指導項目（例）

【改善計画を作成する上での要件等】

・虐待が発生した原因を養介護施設、事業所として究明する。その際、虐待を行った職員個人の責任に帰結させず、組織運営や職場環境面から十分な検討が必要である

・虐待発生要因に対し、具体的な改善内容（目標、方法、開始・達成時期、担当者等）を設定した改善計画を作成する。達成時期には、「すぐにできること」「３か月以内にできること」「１年以内にできること」等短期・中期・長期に分けて整理し、優先順位の高い事項から取り組む

・改善計画書は、経営者・管理者層の責任で作成する。しかし、一般職員も参加して作り上げる過程も重要であるため、何らかの形で職員が関わることができるように工夫する

・虐待発生原因の究明および改善計画の立案と定期的な評価には、施設・事業所外部の専門家や行政担当職員等を委員とする虐待防止委員会等を設置し、十分検討がなされることが望ましい

【改善を要する事項の例】

・認知症高齢者の BPSD（認知症に伴う行動障害と精神症状）に対するケアの充実を図る必要性

・身体拘束（抑制）廃止に関する取り組みの充実を図る必要性

・利用者の特性、職員の技術レベルを十分に考慮し、夜勤帯等における職員負担を軽減する取り組み（配置職員の増員、勤務時間の調整等）の必要性

・職員のストレスを受け止めるための取り組みの必要性

・高齢者虐待防止に対する意識の稀薄さ、不十分さを払拭するための取り組みの必要性

・利用者一人ひとりに対して、きめ細かいアセスメントとサービス計画の見直しを行い、職員が共有化して対処するチームケアができるための業務改善の必要性

・連絡や報告に対して職員間で意識差が生じないよう、日々の指導または研修等において周知を図る必要性

・組織として、苦情対応を含むリスクマネジメント体制を徹底させる必要性

・各種委員会活動が十分機能するよう、運営体制の強化を図る必要性

・再発防止のための組織体制の見直し

対応方針の立案：通報者等への対応

通報者に報告する場合は個人情報に十分配慮し通報者の不利益を確認する

通報者等への報告が必要な場合には、事実確認の結果やその後の対応について、個人情報の取扱いに十分配慮して可能な範囲で報告します。

また、通報等を行ったことにより通報者等が何らかの不利益を被っていないかもあわせて確認します。通報者等が何らかの不利益を被っていた場合には、適切に権限を行使し、当該養介護施設・事業所に対して指導を行います。

京都府への報告、対応内容の検討

京都府に報告すべき事項は、虐待が認められた事例または共同で対応した事例とする

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません（第２２条）。ただし、様々な相談や苦情等も数多いため、報告すべき事項は虐待が認められた事例または京都府と共同で対応した事例とします。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則」（以下、「施行規則」）では、都道府県に報告すべき内容として以下の事項が定めています。

京都府への報告事項（例）

- 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分又は要支援状態区分その他の心身の状況
- 虐待の種別、内容及び発生要因
- 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 市が行った対応
- 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

５　改善計画

提出された改善計画の内容確認

改善計画は項目について達成までの期限を設定し、確実に実行に移してもらうように工夫する

事実確認結果・指導通知から期限を定めて、当該養介護施設・事業所に対して改善計画書を提出するよう求めます。提出された改善計画書は、以下の点を踏まえて内容を検討します。

改善計画のチェック事項（例）

□市が指摘した事項が改善取り組みとして網羅されているか
□改善取り組みの目標や達成時期が明確になっているか（短期・中長期に達成すべきこと等）
□改善取り組みの具体的方法が示されているか
□改善取り組みのために適切な職員（役職者等）が割り振られているか
□改善計画の作成には経営者・管理者層や職員全員が関わっているか
□改善計画は経営層の責任において作成されているか
□改善取り組みを担保するための仕組みの実効性はあるか　　等

出典：平成 23 年度　東京都区市町村職員等高齢者権利擁護研修　養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修講義資料（財団法人東京都福祉保健財団）を一部修正

養介護施設・事業所が改善計画の具体的な作成方法がわからない等、市に支援を求める場合は、助言を行い虐待等の再発防止のための取り組みを促します。

改善計画書の受理と評価時期の設定

改善計画書の内容やモニタリング・評価の時期は、京都府にも報告し情報共有を図る

改善計画の内容が問題がないと判断された場合には改善取り組みに対するモニタリング・評価を行うおおよその時期も定めておき、一定期間後には改善取り組みの評価が行われることを養介護施設・事業所に伝達します。また、市と連携したモニタリング・評価方法等の検討を行えるよう京都府にも定期的に報告を行い情報共有を図ります。

６　モニタリング・評価会議、終結

モニタリングから評価会議、終結への流れ

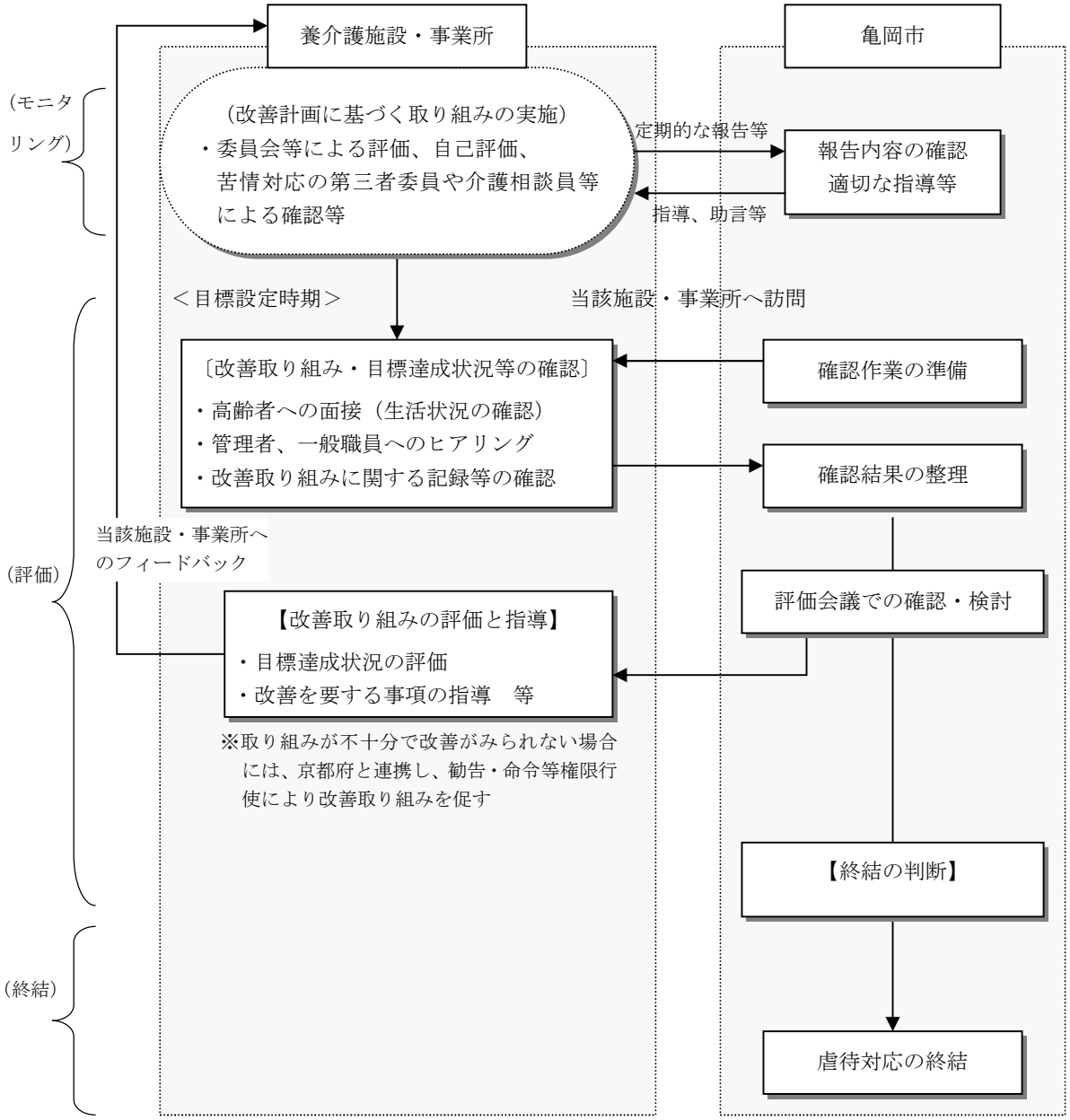

モニタリング

モニタリングでは、定期的な高齢者の生活状況、事業所の改善取り組み状況を中心に確認・点検をする

改善計画では、改善取り組みを担保するための方策の実施を求めます。これは、例えば定期的に苦情対応の第三者委員や介護相談員等が訪問して高齢者の生活状況を確認したり、養介護施設・事業所内に設置した虐待防止委員会等で改善取り組み状況を点検したりする等して、養介護施設・事業所の取り組みを継続させることが目的です。

改善取り組みの評価

評価会議メンバーは市担当部署の職員、介護保険担当部署職員、関係機関で構成する

１）評価の実施時期

改善計画には、期間を定めたうえで項目ごとに到達目標を作成します。

２）改善取り組み・目標達成状況の確認

期間を定めて取り組んでいる個々の到達目標が達成できているかどうかは、当該養介護施設・事業所を訪問して確認を行います。

確認方法としては、改善取り組みに関する実施状況の確認、管理者や一般職員への確認、高齢者の生活状況確認等によって行います。

職員数が少ない事業所であれば、一人ひとりから改善取り組みに対する意識や行動の変化の聞き取りを行う方法も検討します。

３）評価会議

評価会議では、市高齢者虐待担当部署（管理職を含む）の職員、介護保険部署及びその他関連部署のメンバーにより、養介護施設・事業所で確認した改善取り組み状況の確認を行います。

なお、確認の際には以下のような視点で評価を行います。

評価会議で確認すべき項目（例）

□事実確認において確認された虐待や不適切なケア等が解消されているか
□評価時点でその他の虐待や不適切なケア等が生じていないか
□個々の改善目標が計画どおり達成されているか
□改善が進んでいない項目について、新たな取り組みの必要性はないか
□当初指摘した事項以外の点で、虐待に関連して改善を要する事項はないか
□高齢者の生活を支援する環境として虐待を生ずるような不安要素はないか
□虐待予防のための取り組みが継続して行われているか
□虐待が生じた場合の対応策が講じられているか　　等

４）評価結果のまとめ

評価を行った時点で、改善計画目標の達成状況を確認します。達成されなかった目標は期限を再設定して目標達成に向けて取り組むよう指導を行います。

５）評価結果のフィードバック

養介護施設・事業所の改善取り組みや目標達成状況の評価を行った結果は、当該養介護施設・事業所に対してフィードバックを行います。特に、改善取り組みや目標達成が進んでいない事項に関しては、目標を達成するための方策を十分検討するように促します。

改善取り組みが不十分であり、改善意識が職員にも浸透していない場合等は京都府に報告し、改善勧告や改善命令等の権限を行使して改善に向けた取り組みを促します。そのため、モニタリング・評価の段階でも必要に応じて京都府と連携を取りながら対応します。

終　結

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の終結要件

①虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用出来るようになったと確認できること
②虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、効果を上げていると確認できること

具体的には、以下に示す状況が確認された場合に虐待対応の終結と判断します。

□事実確認において確認された虐待や不適切なケア等が解消されている
□評価時点でその他の虐待や不適切なケア等が生じていない
□個々の改善目標が計画どおり達成された
□改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された（新たな取り組みを含む）
□虐待予防のための取り組みが継続して行われている
□虐待が生じた場合の対応策が講じられている

７　指定権限ごとの施設への対応及び都道府県との連携

都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合

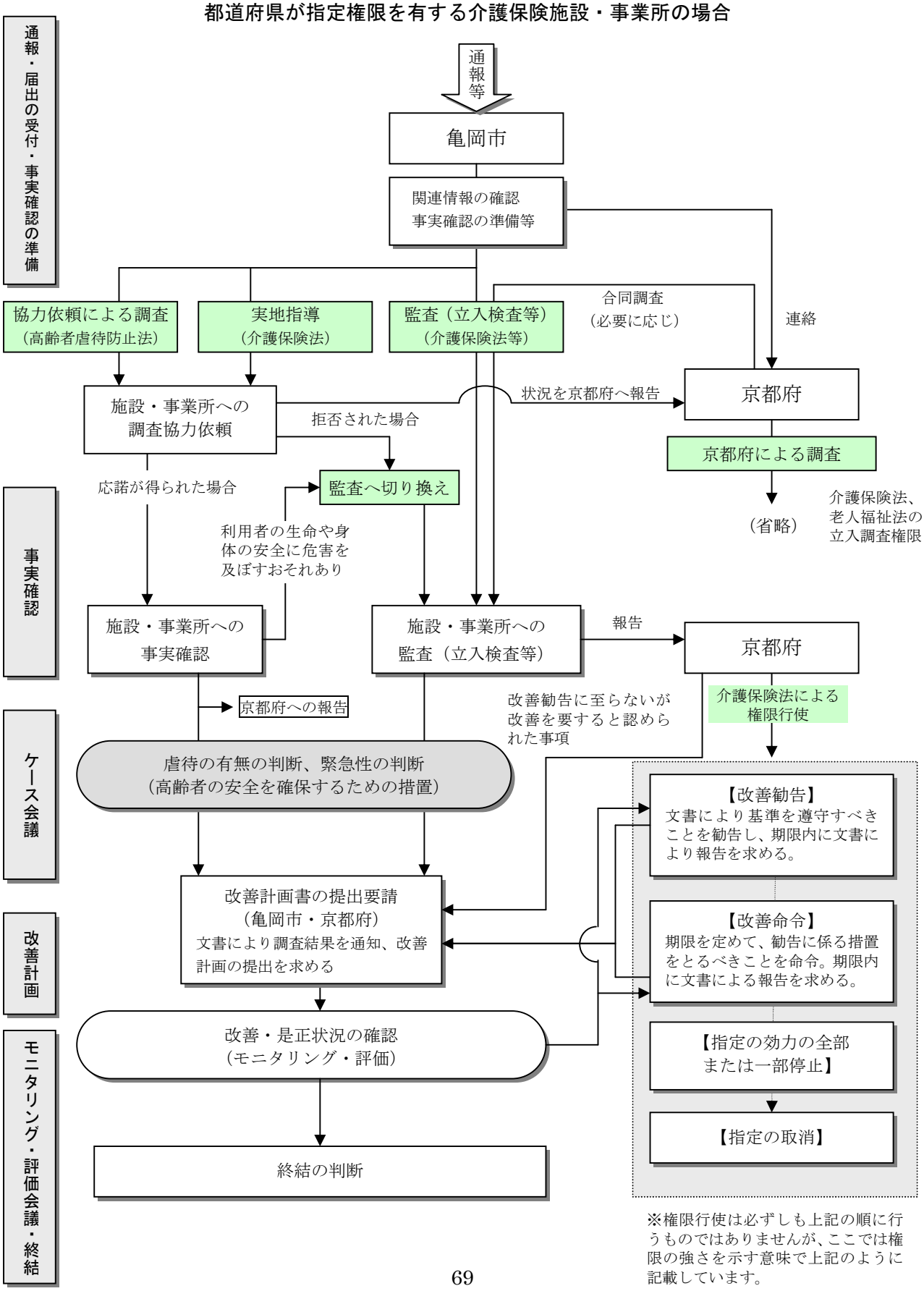

※権限行使は必ずしも上記の順に行うものではありませんが、ここでは権限の強さを示す意味で上記のように記載しています。

市町村が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合

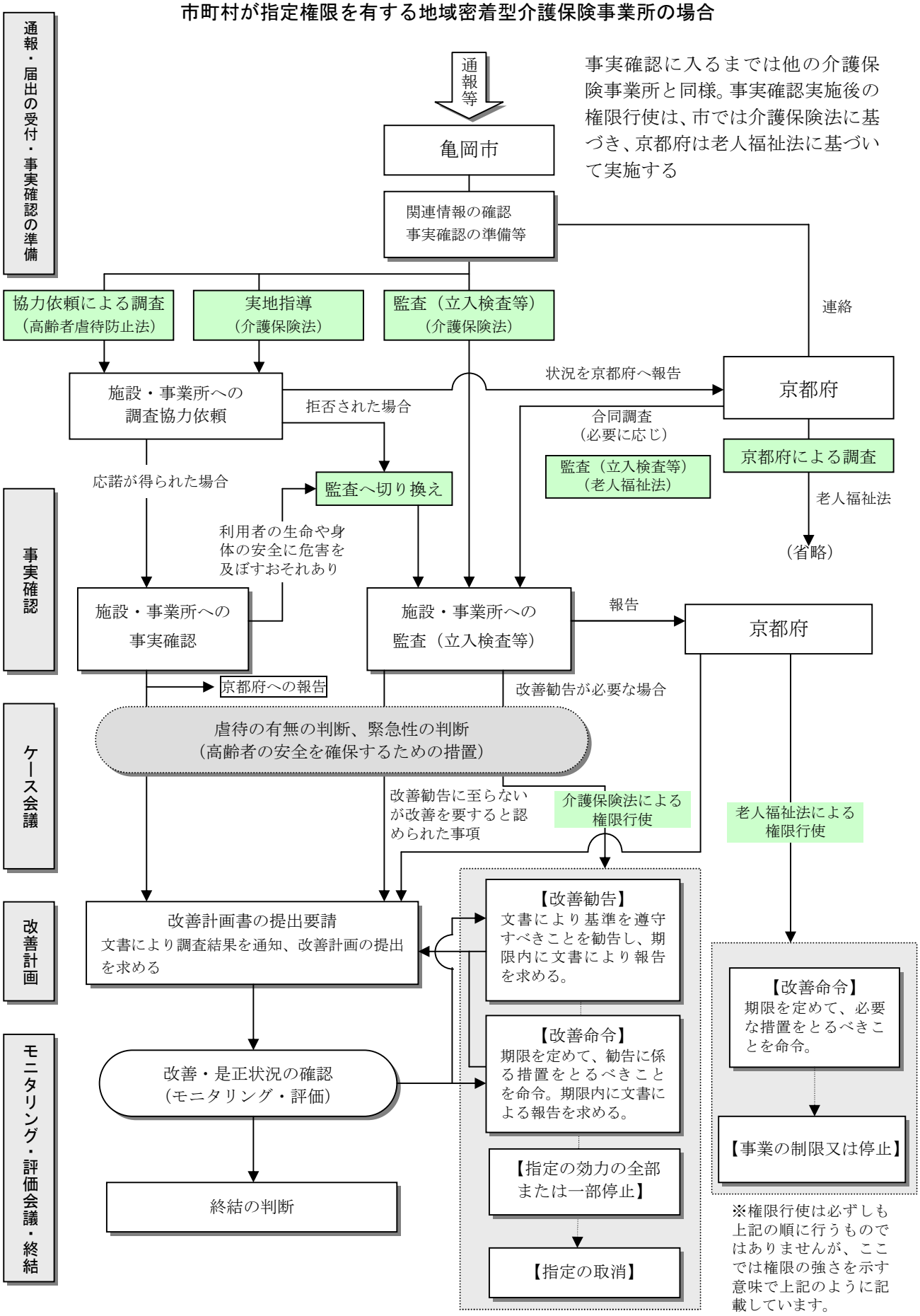

介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム（含む未届施設）の場合

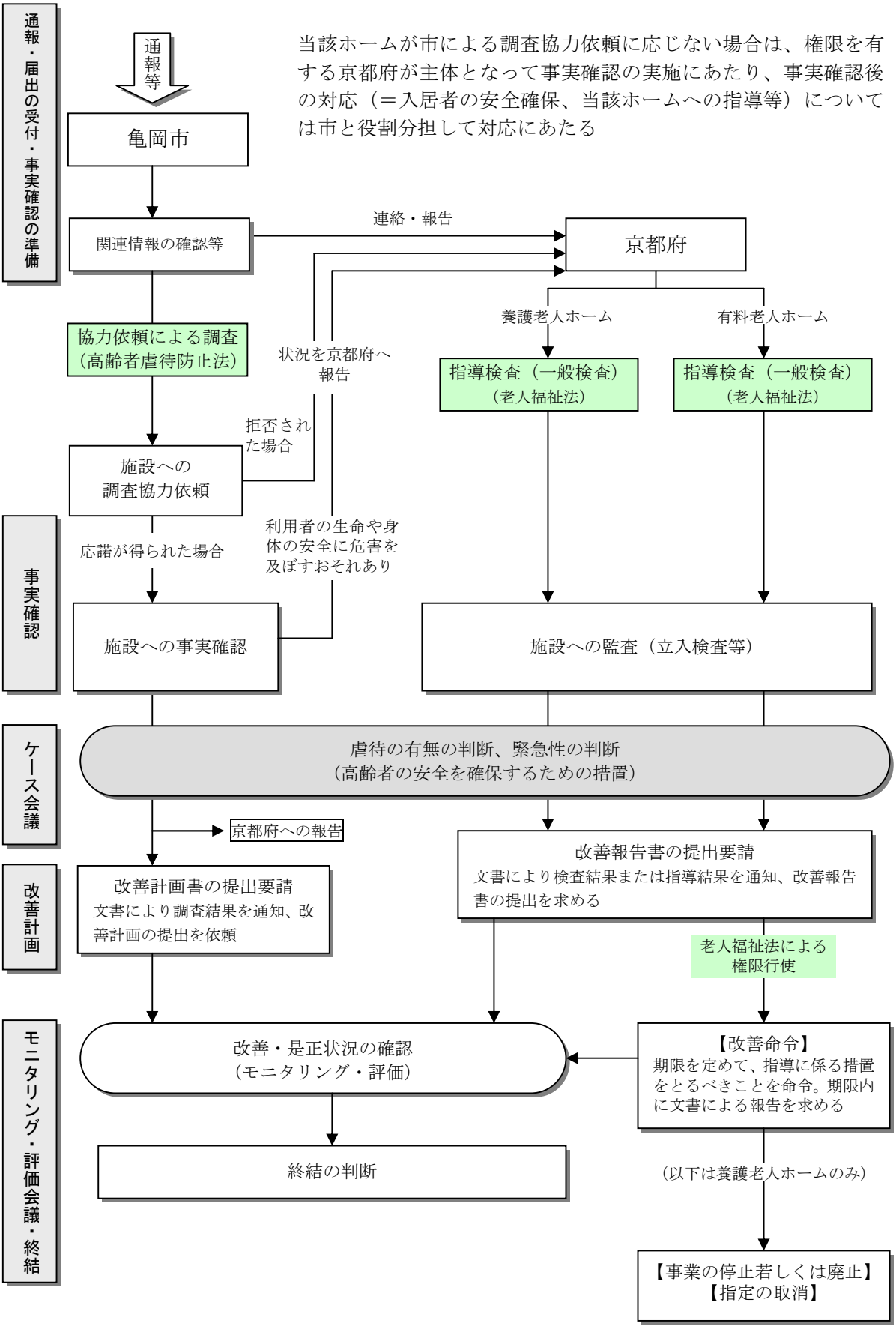

京都府との連携

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応では、京都府と連携して高齢者の権利利益の保全や養介護施設・事業所の運営適正化に努めることが重要です。

通報等を受理した市は、当該養介護施設・事業所に関する既存情報の収集を行いますが、その中心となるのが京都府が有する過去の指導監査結果や苦情等の情報です。

また、市が事実確認を実施する際に、京都府から具体的な確認事項や方法について助言を得たり、状況に応じて共同による事実確認が必要となる場合も考えられます。

さらに、高齢者の保護や当該養介護施設・事業所への改善指導においても、京都府と共に指導内容を検討する等の対応も想定されます。

各対応段階における京都府との連携（例）

■通報・届出等の受付

・通報が寄せられた場合の相互連絡

■事実確認の準備・事実確認

・必要に応じた京都府からの情報提供
・京都府と共同による事実確認
・事実確認結果の共有

■ケース会議、虐待対応

・虐待の有無の判断が困難な場合の市への支援、助言等
・養介護施設・事業所への指導内容の検討、共有化
・市からの報告受理、公表

■改善計画

・改善計画書の内容確認・助言等

■モニタリング・評価会議

・モニタリング・評価方法等の検討
・評価結果の共有、指導事項の検討

第４章　高齢者虐待対応に関する

市町村権限の行使

立入調査

立入調査は、調査要否の判断→事前準備→調査実施→記録作成の順で進めていく

（１）立入調査の要否の判断

高齢者虐待防止法第１１条の規定する立入調査は、強制力の行使にあたることから、その要否については、市担当部署の管理職が出席する会議で判断します。

立入調査の要否を判断するためには、さまざまな工夫を行って、高齢者の生命や身体の安全確認を行ったことを、組織内で確認します。

立入調査が必要と判断される状況（例）

○高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、高齢者に接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき

○高齢者が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき

○何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき

○過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせない等、非協力的な態度に終始しているとき

○高齢者の不自然な姿が目撃されたり、うめき声、泣き声等が確認されているにもかかわらず、養護者が他者のかかわりに拒否的で接触そのものができないとき

○入院や医療的な処置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき

○入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき

○養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき

○家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき

○その他、虐待の蓋然性が高いと判断され、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき

１）立入調査で許される行為（立入調査権のもつ強制力）

立入調査の要件を充たしたとしても、市が立入調査の際に行使できる権限は、以下の内容にとどまります。

・物理的な有形力の行使をしてでも立ち入るということが認められるわけではなく、高齢者や養護者の同意なく住居内に立ち入りをしても住居侵入罪等の罪を問われないということ

・養護者等が正当な理由なく住居への立ち入りを拒否した場合には、拒否をする養護者等に罰金が科せられること（第３０条）を背景に、立入調査を強く求めること（間接強制）

例えば、鍵屋を呼んで鍵を開けたり、ドアを壊して立ち入ったり、窓ガラスを破って居室の中に入るようなことはできませんので注意が必要です。

（２）立入調査の事前準備

１）実施のタイミングの確定

・高齢者と養護者等がともに在宅しているときと養護者等が外出しているときのいずれが良いか等、事前に行った訪問調査の結果や高齢者、養護者等の生活状況に関する情報を整理し慎重に検討します。

・立入調査の実施について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。

２）立入調査の実施時に予想される事態へのシミュレーション

・養護者等が立入調査に対して非協力的だった場合や、養護者等からの暴力や暴言が予測される場合について、関係者の役割分担や対応、高齢者の保護が必要な場合の受け入れ先の確保等、具体的にシミュレーションをして関係者と共有します。

３）同行者と役割分担の確認

・高齢者の生命や身体が危険な状態にあることが明確な場合、もしくはその状態すらも確認することができない場合の立入調査には、市担当部署の職員とともに、高齢者の健康状態を確認する医療職が同行します。

・養護者に精神的な疾患が疑われる場合には、保健センターや保健所と連携を取り、専門の保健師や精神保健福祉相談員等が同行します。

・養護者等が立入調査に対して非協力的だった場合や、養護者等からの暴力や暴言が予測される場合、誰がどのように対応するかについても検討します。

・高齢者や養護者等と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。

４）高齢者の緊急保護に備えた保護先の確保

・緊急保護が必要な状態とその場合の保護先について、事前に協議し、保護先が想定される機関と連絡体制をとっておきます。養護者に対して、高齢者の搬送先を伝えるかどうかについても、事前準備の段階であらかじめ確認しておきます。

５）警察への援助要請

・高齢者虐待防止法では、立入調査を実施する場合に所管の警察署長への援助要請に関する規定が設けられています。

・所管警察署長への援助要請書を参考に、所管の警察署長に対して援助要請を行います。

・なお、立入調査の実施前に、警察の担当者に対して、高齢者や養護者等の状況を伝えたり、立入調査の際の役割分担や対応手順を共有しておきます。

（３）立入調査の実施

１）身分証明書の携行

・立入調査を行う職員は、高齢者虐待防止法第１１条第２項に規定されている証明証を準備し携帯します。

２）立入調査の目的の説明

・立入調査は、法律に基づいた行政行為であること、調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由等について、養護者等の協力を得られるように誠意を持って説明します。高齢者や養護者等が不安を感じないような対応を心がけます。

３）高齢者の生命や身体の安全確認と、分離保護の必要性の判断

・立入調査では、第一に高齢者の生命や身体の安全確認を行います。高齢者の身体的の状態・けが等、生活の状況、話の内容、表情・態度、サービス等の利用状況、養護者の態度等を観察するとともに、医療職が高齢者の健康状態を確認します。

・また、高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑である等の特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得たうえで写真等の活用を含め記録しておきます。

・上記を確認した結果、事前の打ち合わせで確認した緊急保護が必要な状態であると判断した場合には、緊急入院や老人福祉法によるやむを得ない事由による措置を適用して、高齢者を分離保護します。このとき、高齢者本人が混乱等のなかで状況を理解できず、保護に抵抗することも想定されます。その場合は、充分な説明を繰り返し行って高齢者を説得します。

・養護者等と多少の摩擦が生じたとしても、高齢者の保護を優先させます。

４）虐待が疑われる事実の確認

・高齢者の生命や身体の安全を確認した後、虐待が疑われる事実に関して確認します。

・高齢者と養護者から話を聞く際には担当者を分けて、事前準備で整理した確認事項に基づいて、できるだけ別の場所で聞き取りを行います。

５）養護者や家族等への対応

・立入調査の結果、高齢者を保護する必要がないと判断した場合でも、高齢者及び養護者等に対する支援が必要と判断できる場合には、継続的な関わりを検討します。必要と思われる各種サービスの説明や相談先を伝え、支援につなげやすくする配慮が求められます。

所管警察署長への援助要請書（参考）

第　　号

高齢者虐待事案に係る援助要請書

年　　月　　日

○　○　警察署長　殿

亀　岡　市　長　印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第１２条第１項及び同条第２項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日　　時	年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分
	場　　所	
	援助方法	□調査の立ち会い □周辺での待機　　□その他（　　）
高齢者	(ふりがな) 氏　　名	□男　・□女
	生年月日	年　　月　　日生（　　歳）
	住　　所	□上記援助依頼場所に同じ □その他（　　）
	電　　話	（　　）　　－　　番
	職 業 等	
養護者等	(ふりがな) 氏　　名	□男　・□女
	生年月日	年　　月　　日生（　　歳）
	住　　所	□上記援助依頼場所に同じ □その他（　　）
	電　　話	（　　）　　－　　番
	職 業 等	
	高齢者との関係	□配偶者　□子　□子の配偶者　□孫 □その他親族（　　） □その他（　　）
虐待の状況	行為類型	□身体的虐待　□介護・世話の放棄・放任　□心理的虐待 □性的虐待　□経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話（　　）　　－　　番　内線 携帯電話　　－　　－　　番	

やむを得ない事由による措置

やむを得ない事由による措置の継続及び解除は原則評価会議で判断する

事実確認で虐待行為が確認され、高齢者の安全・安心な生活を確保するため、必要がある場合は、老人福祉法第１１条の規定する「やむを得ない事由による措置」の権限を行使します。

検討から解除までの流れ

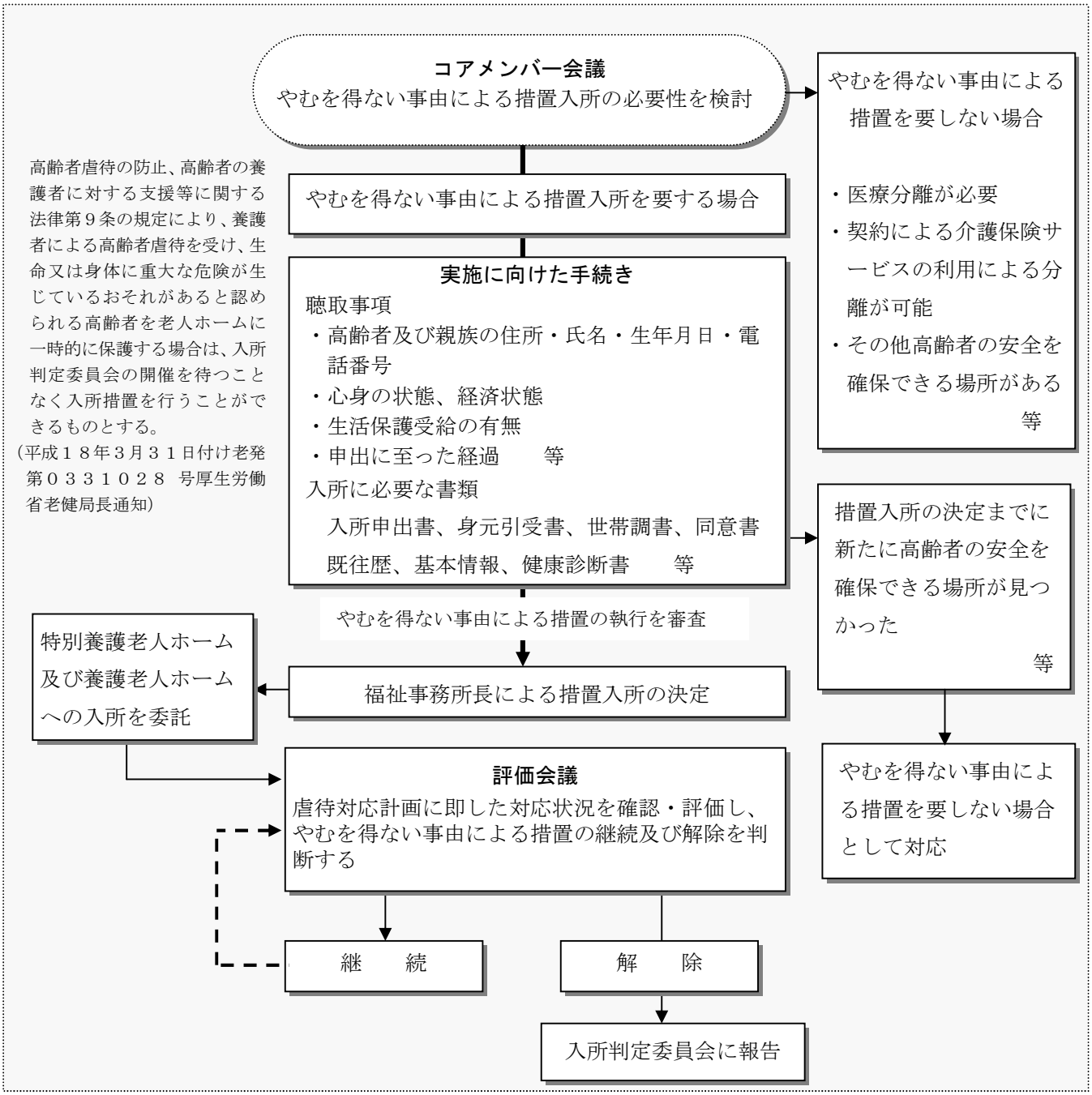

老人福祉法に基づく「やむを得ない事由」とは、以下の場合を想定しています。

> ○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）
>
> 第１　入所措置の目的
>
> 「やむを得ない事由」としては、
>
> （１）６５歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由による措置（※）により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
>
> （※）「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す
>
> （２）６５歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである

市長は「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な６５歳以上の高齢者に対して、職権により以下の介護保険サービスを利用させることができます。

やむを得ない事由による措置のサービスの種類

・訪問介護	・通所介護	・短期入所生活介護
・小規模多機能型居宅介護		・認知症対応型共同生活介護
・特別養護老人ホーム		

やむを得ない事由による措置の要否を適切に判断する必要があるため、判断は、市担当部署の管理職が出席する会議で行うことが重要です。法が想定するやむを得ない事由による措置の活用場面を整理すると、以下の①～⑤の場合で積極的な措置権限行使が考えられます。

積極的な措置権限行使が考えられる状況

①「生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある」場合に、高齢者の判断能力の有無にかかわらず、「やむを得ない事由による措置」をとる典型的な場合

②高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用できない場合

（例）・緊急性はないものの、認知症等で高齢者の判断能力が減退して高齢者の意思が確認できず、かつ、養護者が高齢者の生活に必要なサービスの利用を拒否している場合

③経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合

（例）・高齢者の金銭管理能力が低下し、養護者が金銭管理を行っている状況で、高齢者の生活に必要な医療や介護等のサービスが受けられていない、適切な食事が提供されていない、等の場合

・高齢者に判断能力はあるが、経済的虐待があって、介護保険制度によるサービス利用の利用者負担金を支払うことができない場合

④高齢者が自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）

（例）・高齢者に判断能力はあるが、養護者の虐待をおそれ、あるいは養護者のことをかばい（共依存の場合も）、サービス利用を拒否する場合

・施設や介護保険サービスへの無知や偏見等から、虐待を耐えてでもサービス利用を拒否する場合

⑤面会制限の適用が必要な場合

（例）・高齢者自らが養護者等との分離を望んでいるにもかかわらず、養護者の過去の言動から、高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合

※①～④は老人福祉法第１０条の４、第１１条第１項すべてに該当する状況

※⑤は第１１条第１項に該当する状況

（２）やむを得ない事由による措置を実施した後の支援

１）養護者からの保護と精神面での支援

・施設に入所した場合、養護者が高齢者を強引に連れ戻したり、探し出したりすることも考えられるため、市担当部署と施設は、その際の対応と連携体制を十分に協議しておきます。

・施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、高齢者に対する精神的な支援方法も検討します。

２）養護者への支援

・養護者が介護負担を抱えていたり、経済的に困窮している等、支援が必要と考えられる場合には、養護者に対しても、必要に応じて精神的な支援や生活支援を行います。

（３）やむを得ない事由による措置解除の判断と契約への移行

やむを得ない事由が解消した時点で、やむを得ない事由による措置は解除します。やむを得ない事由による措置解除の判断は、評価会議で行います。

具体的な判断（例）

・養護者や家族の生活状況が改善して虐待が解消したこと
・要介護認定の申請や介護保険サービスの利用契約が可能になったこと
・成年後見制度の利用により後見人等によって要介護認定の申請や介護保険サービスの利用に関する契約が可能になったこと　　等

ただし、入所措置を適用していた高齢者が自宅で生活を再開した場合でも、自宅に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等へのフォローを行います。

やむを得ない事由による措置が解除された時点で、高齢者本人や家族の同意を得て、契約による介護保険サービス利用に切り替えます。

認知症等で高齢者本人の判断能力が低下している場合には、成年後見制度の活用により、契約による介護保険サービスを利用したり、財産管理や身上監護が行えるように準備を整えます。

特に、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置解除の場合、その後の居所の確保について検討します。

居宅における介護等にかかる措置について

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成１８年３月３１日老発第０３３１０２８号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）

第９　居宅における介護等にかかる措置

法第１０条の４第１項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、６５歳以上の者であって、身体又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、介護保険法に規定する居宅サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難とみとめられるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

老人ホームの入所措置の基準について

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成１８年３月３１日老発第０３３１０２８号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）（下線部分は「老人」を「高齢者」に置き換えて記載）

第５　老人ホームの入所措置の基準

１　養護老人ホーム

法第１１条第１項第１号の規定により、高齢者を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が次の（１）及び（２）のいずれにも該当する場合に行うものとする

（１）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること

事　　項	基　　準
ア　健康状態	入院加療を要する病態でないこと なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症にり患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである
イ　環境の状況	家族や住居の状況等、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」の理由を有する者を措置の対象外とするものではない

（２）経済的事情については、老人福祉法施行令第２条に規定する事項に該当すること

２　特別養護老人ホーム

法第１１条第１項第２号の規定により、高齢者を特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ健康状態が１（１）アの基準を満たす場合において行うものとする

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること

居室の確保

特別養護老人ホームが高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を５％超過した場合でも介護報酬の減算対象とはならない

（１）法的根拠と運用上の工夫

高齢者虐待防止法第９条第２項の分離保護のために措置権限を適切に行使して、速やかに高齢者を保護するためには、虐待対応に備えて、措置入所をすみやかに委託できる居室を確保するための措置を講じます。そのため、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第１０条の４第１項第３号又は第１１条第１項第１号若しくは第２号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずることが規定されています（第１０条）。

（２）定員超過の取扱いに関する施設への周知

介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象にはなりません。

高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

第２５条　指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（平成１８年３月３１日、厚生労働省令第７９号）

※「虐待」の文言は、平成１８年４月施行に併せ、改正されたものです。単なる特別養護老人ホームへの入所措置であれば、介護報酬上の減算の対象外となるのは、定員の５％増（定員５０人の特別養護老人ホームでは２人まで）ですが、虐待に関わる場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、かつ、定員を５％超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはなりません。

面会制限

面会制限における対応は、要否判断→対応検討→解除判断→解除後の対応の順で進めていく

（１）面会制限の要否の判断

面会制限や高齢者の分離保護先を秘匿するかどうかの決定は、市の判断と責任で行います。

高齢者虐待防止法においては、どのような場合に面会制限を行うことが適切かという要件は明記されていませんが、高齢者の生命や身体の安全確保のために必要かどうかを判断する上では、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討します。

また、面会制限が必要と判断した場合には、制限する期間を定め、見直す時期を定めておきます。

面会制限の要否は、やむを得ない事由による措置により入所を依頼することと直接的な関係があるため、措置の適用とともに、市担当部署の管理職が出席する会議で判断します。

面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況（例）

○保護した高齢者が施設の環境に慣れ、安心して、施設職員への信頼等が生まれるまでに一定の期間を要すると考えられる場合

○情報の収集が不十分で、虐待に関する事実確認が不十分な場合や、養護者の反応や状況が把握できていない場合等、情報が揃うまでの一定期間

○高齢者が養護者との面会を望んでいない、または面会することによって高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合

○養護者の過去の言動や、高齢者と養護者の関係性から、強引に高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合

（２）面会制限中の対応についての検討

面会制限中も、養護者は様々な方法で、高齢者への接触を求めてくることが予想されます。

例えば、強引に高齢者を自宅に連れ戻そうとする（またはそのようなことが予測される）場合等に備え、市担当部署と施設は常に緊密に連携を取りあいながら、養護者が施設に現れた時点で市担当部署に連絡を入れる、警察に事前に連絡を入れる等の対応を協議しておきます。

（３）面会制限の解除の判断

面会制限の解除が可能かどうかの判断は、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討します。これらの状況の評価は、評価会議で行います。

面会制限の解除が可能と判断する際に確認するべきこと

○高齢者に、養護者との面会の意思があるか
○高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているか（養護者の話題を出しても、話をそらしたり、怯えたり、不安がったりする様子がないか　等）
○養護者の態度や生活態度が改善できたと判断できる根拠があるか　　等

※特に「高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているかどうか」については、施設側と密に連絡をとって判断します。

（４）面会制限解除後の面会方法の取り組み

面会制限の解除が可能と判断した場合、ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を虐待対応計画で定めます。ただし、高齢者の安全を第一に考え、当初は市担当部署、地域包括支援センターの職員等の同席でかつ時間を制限して行うことから始めます。

面会することで養護者が態度を急変させる可能性もある等の理由で、保護場所を秘匿しておく必要があると判断する場合には、保護先の施設とは別の場所で一時的な面会を行い、高齢者や養護者の様子を観察しながら、次の段階へ進めるかどうかを判断します。

高齢者と養護者の面会方法（例）

○市担当部署職員、地域包括支援センターが同席する
○面会時間を制限する
○施設以外の場所で面会する

成年後見制度

虐待行為が確認され、高齢者の安全・安心な生活を確保する必要があるときは市町村申立てを検討する

事実確認により虐待行為が確認され、高齢者の安全・安心な生活を確保する必要がある場合は、老人福祉法の規定する「成年後見の市町村長申立て」を検討します。

（１）成年後見制度活用の判断

成年後見制度を活用する具体的な場面としては、以下のような状況が想定できます。

成年後見制度を活用することが想定される状況（例）

・経済的虐待等の場面で、高齢者の生活（医療・介護）のための年金等、収入・資産を確保する必要がある場合

・介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用等生活上必要な契約等の判断に関して、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断することができる場合

・やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合

・経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合

（２）成年後見制度活用の実施手順

コアメンバー会議等で成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、速やかに、申立の準備に入ります。また、緊急性が高い場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使する等、審判前の保全処分を検討します。

亀岡市では、「亀岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、２親等内の親族がいない、親族が存在しても音信不通の状況にある要支援者や、事理弁識能力や生活状況等を総合的に勘案し、本人の保護のために特に必要であると認める等要件を満たす要支援者について、市長による審判の請求を検討します。

市町村長申立ての際の親族調査の範囲について（平成１７年７月２９日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）（抜粋）

１　市町村長申立に当たっては、市町村長はあらかじめ２親等以内の親族の有無を確認すること

２　１の結果、２親等以内の親族がいない場合であっても、３親等又は４親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である

施設入所者に関する市長申立てについては、『高齢者の実態を最も良く把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定している』（「老人福祉法第３２条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び成年後見制度利用支援事業に関するＱ＆Ａについて（平成１２年７月３日事務連絡）」のＱ１回答を援用させて解釈）をもとに対応します。

様式集

第２章　養護者による高齢者虐待対応　Ｐ８８～Ｐ９６

第３章　養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応　Ｐ９７～Ｐ１１６

相談・通報・届出受付票

相談年月日	年　月　日　時　分～　時　分		対応者：	所属機関：
相談者（通報者）	氏名		受付方法	□電話　□来所　□その他（　　）
	住所または所属機関名		電話番号	
	本人との関係	□本人　□家族親族（同居・別居）続柄：　□近隣住民・知人　□民生委員 □地域包括支援センター　□在宅介護支援センター　□介護支援専門員　□介護保険サービス事業所 □医療機関　□警察　□その他（　　）		

【本人の状況】

氏　名		性別		生年月日	□明治□大正□昭和　年　月　日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所　□同左　□異 電話：　その他連絡先：　（続柄：　）						
居　所	□自宅　□病院（　　）　□施設（　　）　□その他（　　）						
介護認定	□非該当　□要支援（　）　□要介護（　）　□申請中（　月　日）　□未申請　□申請予定						
利用サービス	介護保険	□あり（　　）□なし			介護支援専門員		
	介護保険外	□あり（　　）□なし			居宅介護支援事業所		
主疾患	□一般（　　）　□認知症（　　）　□精神疾患（　　）　□難病（　　）						
身体状況				障害手帳	□無　□有（等級：　種別：　）		
経済状況					生活保護受給（□なし　□あり）		

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

【世帯構成】

家族状況（ジェノグラム）

【養護者の状況】

氏名			年齢	歳
続柄	□配偶者　□息子　□娘　□息子の配偶者 □娘の配偶者　□実兄弟　□実姉妹　□義兄弟 □義姉妹　□孫　□その他（　　）			
連絡先	□同上			
	電話番号		職業	
その他特記事項				

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	□家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕 □暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる〔疑い〕 □介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕 □高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕 □あざや傷がある〔疑い〕 □問いかけに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕 □食事をきちんと食べていない〔疑い〕 □年金などお金の管理ができていない〔疑い〕 □養護者の態度（　　） □その他（具体的内容を記載）
情報源	相談者（通報・届出者）は　□実際に目撃した　□怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した □本人から聞いた　□関係者（　　）から聞いた

【今後の対応】

□相談終了：□聞き取りのみ　□情報提供・助言　□他機関への取次・斡旋（機関名：　）□その他（　　）
□相談継続：□権利擁護対応（虐待対応を除く）□包括的継続的ケアマネジメント支援　□高齢者虐待　□その他（　　）
備考（　　）

社団法人日本社会福祉士会 作成　VerⅡ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

高齢者虐待情報共有・協議票

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性（通報段階）	□身体的虐待の疑い　□放棄・放任の疑い　□心理的虐待の疑い　□性的虐待の疑い　□経済的虐待の疑い □虐待とは言い切れないが不適切な状況（　　）

【情報収集依頼項目】

依頼日時：　　年　　月　　日　　時　　分

依 頼 先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　依頼方法（電話　訪問　その他）

世帯構成	□住民票	□その他（　　）		
介護保険	□介護認定の有無	□担当居宅介護支援事業所	□介護保険料所得段階	□介護保険料納付状況
福祉サービス等	□生活保護の受給	□障害者手帳の有無（身・知・精）	□障害福祉ｻｰﾋﾞｽ利用状況	□
経済状況	□課税状況	□国民年金	□障害年金	□国民健康保険納付状況
	□後期高齢者医療制度保険料納付状況		□水道料金滞納状況	□公営住宅家賃滞納状況
関係機関等	□主治医・医療機関	□保健所・保健センターの関与	□他機関（　　）の関与	
その他	□（　　）		□（　　）	

※情報収集依頼によって得られた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する

【事実確認の方法と役割分担】

協議日時：　　年　　月　　日　　時　　分

協 議 者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　協議方法（電話　訪問　その他）

事実確認の方法	面接調査	高齢者：□自宅訪問　□来所　□その他の場所（　　）　面接者（　　，　　）
		養護者：□自宅訪問　□来所　□その他の場所（　　）　面接者（　　，　　）
	関係者からの聞き取り	□ケース会議等　（　　担当：　　）
		□関係者・関係機関１（　　担当：　　）
		□関係者・関係機関２（　　担当：　　）
		□関係者・関係機関３（　　担当：　　）
	※訪問時の状況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載	
事実確認中に予測されるリスクと対応方法		
事実確認期限	年　　月　　日　　時迄　※48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する	

社団法人日本社会福祉士会 作成　VerⅡ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

※事実確認の方法と役割分担に関する協議が終わったら「事実確認」へ

事実確認票－チェックシート

確認者：　　確認日時：　　年　月　日　時～　年　月　日　時

高齢者本人氏名		性別	□男 □女	生年月日	年　月　日生	年齢	歳
確認場所	□居宅　□来所（□行政　□地域包括支援センター）　□その他（　　）						
確認時の同席者の有無	□無　□有（氏名：　　）						

発言内容や状態・行動・態度など（見聞きしたことをそのまま記入）

【本人】

【養護者】

【第三者】：（　　）

虐待の全体的状況

発生状況

１．虐待が始まったと思われる時期：　　年　　月頃

２．虐待が発生する頻度：

３．虐待が発生するきっかけ：

４．虐待が発生しやすい時間帯：

※裏面の事実確認項目（サイン）を利用して事実確認を行う。

社団法人日本社会福祉士会 作成 VerⅡ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

事実確認項目（サイン）

※1：「通」：通報があった内容に〇をつける。「確認日」：確認者が日付を記入。

※2：「確認項目」の列の太字で下線の項目（例「外傷等」）が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

	通	確認日	確認項目	サイン：当てはまるものがあれば〇で囲み、他に気になる点があれば（　）に簡単に記入	確認方法（空欄に〇印またはチェック）					確認者
					写真	目視	記録	聴き取り	その他	「誰」が「誰（何）」から
身体の状態・けが等			**外傷等**	**頭部外傷（血腫、骨折等の疑い）、腹部外傷、重度の褥そう、その他（　　）**						
				部位：　　大きさ：						が　から
			全身状態・意識レベル	**全身衰弱、意識混濁**、その他（　　）						が　から
			脱水症状	**重い脱水症状**、**脱水症状の繰り返し**、軽い脱水症状、その他（　　）						が　から
			栄養状態等	**栄養失調**、低栄養・低血糖の疑い、その他（　　）						が　から
			あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、その他（　　）						
				部位：　　大きさ：　　色：						が　から
			体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他（　　）						が　から
			出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他（　　）						が　から
			その他							が　から
生活の状況			衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他（　　）						が　から
			身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他（　　）						が　から
			適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他（　　）						が　から
			適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他（　　）						が　から
			行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他（　　）						が　から
			不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他（　　）						が　から
			住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他（　　）						が　から
			その他							が　から
話の内容			**恐怖や不安の訴え**	**「怖い」「痛い」「殴られる」「殴られる」などの発言、その他（　　）**						が　から
			保護の訴え	**「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」などの発言、その他（　　）**						が　から
			強い自殺念慮	**「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他（　　）**						が　から
			あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他（　　）						が　から
			金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他（　　）						が　から
			性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他（　　）						が　から
			話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他（　　）						が　から
			その他							が　から
表情・態度			おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他（　　）						が　から
			無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他（　　）						が　から
			態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他（　　）						が　から
			その他							が　から
サービスなどの利用状況			適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他（　　）						が　から
			適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他（　　）						が　から
			入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他（　　）						が　から
			適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他（　　）						が　から
			支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他（　　）						が　から
			費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他（　　）						が　から
			その他							が　から
養護者の態度等			**支援者への発言**	**「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他（　　）**						が　から
			保護の訴え	**虐待者が高齢者の保護を求めている、その他（　　）**						が　から
			暴力、脅し等	**刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他（　　）**						が　から
			高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他（　　）						が　から
			高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他（　　）						が　から
			支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他（　　）						が　から
			精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他（　　）						が　から
			その他							が　から

社団法人日本社会福祉士会 作成　VerⅡ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

アセスメント要約票

対応計画 ____回目用

アセスメント要約日：　　年　　月　　日　　要約担当者：

高齢者本人氏名：	性別・年齢：□男 □女　　歳	居所：□自宅 □入所・院	
養護者氏名：	性別・年齢：□男 □女　　歳	高齢者本人との関係：	同別居の状況：□同居 □別居

高齢者本人の希望	居所・今後の生活の希望	居所の希望：□在宅 □入所 □不明 ／ 分離希望：□有 □無 □不明
	性格上の傾向、こだわり、対人関係等	
	高齢者の状態	意思疎通：□可能 □特定条件のもとであれば可能（　　）□困難 □不明 話の内容：□一貫している □変化する） 生活意欲：□意欲や気力が低下しているおそれ（無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等）

Ⅰ．高齢者本人の情報　面接担当者氏名：	虐待発生リスク
【健康状態等】 疾病・傷病　：　　既往歴： 受診状況：　　服薬状況（種類）： 受診状況：　　服薬状況（種類）： 診断の必要性：□内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他（　　） 具体的症状等⇒ 要介護認定　：□非該当 □要支援（　）□要介護（　）□申請中（申請日：　年　月　日）□未申請 障害　：□身体障害 □精神障害（□あり □疑い） □知的障害（□あり □疑い） 精神状態　：□認知症（□診断あり □疑い） □うつ病（□診断あり □疑い） □その他（　　）	□
【危機への対処】 危機対処場面において：□自ら助けを求めることができる □助けを求めることが困難 避難先・退避先　：□助けを求める場所がある（　　）□ない	□
【成年後見制度の利用】 成年後見人等：□あり（後見人等：　　）□申立中（申立人：　　／申立年月日：　　）□なし	□
【各種制度利用】 □介護保険 □自立支援法 □その他（　　）	□
【経済情報】 収入額　月＿＿＿万円（内訳：　　）　預貯金等＿＿＿万円　借金＿＿＿万円 １ヶ月に本人が使える金額　＿＿＿万円 具体的な状況（生活費や借金等）： □生活保護受給 □介護保険料滞納 □国民健康保険料滞納 □後期高齢者医療制度保険料滞納 □その他（　　） 金銭管理　：□自立 □一部介助（判断可） □全介助（判断不可） □不明 金銭管理者：□本人 □その他（　　）	□
【生活状況】 食　事（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明） 調　理（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明） 移　動（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明） 買　物（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明） 掃除洗濯（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明） 入　浴（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明） 排　泄（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明） 服薬管理（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明） 預貯金年金の管理（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明） 医療機関の受診　（□一人で可 □一部介助 □全介助 □不明）	□
【その他特記事項】	□

社団法人日本社会福祉士会 作成 VerⅡ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

Ⅱ．養護者の情報　面接担当者氏名：	虐待発生リスク
【養護者の希望】 居所の希望：□在宅　□入所　□不明　／　分離希望：□有　□無　□不明	□
【健康状態等】 疾病・傷病：　既往歴： 受診状況：　服薬状況（種類）： 受診状況：　服薬状況（種類）： 診断の必要性：　□内科　□精神科　□外科　□整形外科　□その他（　　） 具体的症状等⇒ 性格的な偏り： 障害　：　□身体障害　□精神障害（□あり　□疑い）　□知的障害（□あり　□疑い）	□
【介護負担】 被虐待高齢者に対する介護意欲：　□あり　□なし　□不明　／　介護技術・知識：　□高い　□低い　□不明 １日の介護時間：□ほぼ１日中　□必要時のみ　□不明　／　介護の代替者　：　□あり　□なし　□不明 介護期間（いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など）※期間と負担原因を明確に 平均睡眠時間：およそ＿＿＿時間	□
【就労状況】 □就労（就労曜日＿＿～＿＿　就労時間＿＿時～＿＿時）、雇用形態（□正規、□非正規）　□非就労　□不明	□
【経済状況】 収入額　月＿＿＿万円（内訳：　　）　預貯金等＿＿＿万円　借金＿＿＿万円 □借金トラブルがある　□被虐待高齢者の年金に生活費を依存 □生活保護受給　□介護保険料滞納　□国民健康保険料滞納　□後期高齢者医療制度保険料滞納　□その他（　　）	□
【近隣との関係】 □良好（　　）　□挨拶程度　□悪い　□関わりなし　□不明	□
Ⅲ．家族関係（家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等）	
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する	□
Ⅳ．その他（近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等）	
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する	□

〔全体のまとめ〕：Ⅰ～Ⅳで抽出された虐待発生の要因の結果を踏まえて、分析、課題を整理する。
※計画書(1)の「総合的な対応方針」、計画書(2)の「対応困難な課題／今後検討しなければいけない事項」に反映する

Ⅰ．高齢者本人

Ⅱ．養護者

Ⅲ．家族関係（家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等）

Ⅳ．その他（近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等）

Ⅴ．今後の課題

社団法人日本社会福祉士会 作成　VerⅡ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

第1表

高齢者虐待対応会議記録・計画書（1）～コアメンバー会議用

高齢者本人氏名　　殿

計画作成者所属　　地域包括支援センター

計画作成者氏名

初回計画作成日　　年　　月　　日

会議日時:　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分

会議目的		出席者	所属:　氏名　所属:　氏名 所属:　氏名　所属:　氏名 所属:　氏名　所属:　氏名
虐待事実の判断	□虐待の事実なし　□判断できず □虐待の事実あり →□身体的虐待　□放棄・放任　□心理的虐待　□性的虐待　□経済的虐待　□その他	高齢者本人の意見・希望	
虐待事実の判断根拠			
緊急性の判断	□緊急性なし　□判断できず □緊急性あり		
緊急性の判断根拠	□入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等） □高齢者本人・養護者が保護を求めている □暴力や脅しが日常的に行われている □今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 □虐待につながる家庭状況・リスク要因がある □高齢者の安全確認ができていない □その他（　　）	養護者の意見・希望	※支援の必要性　□あり　□なし　□不明
総合的な対応方針 ※「アセスメント要約票」全体のまとめより		対応の内容	□事実確認を継続（期限を区切った継続方針） □立入調査　□警察への援助要請 □緊急分離保護（　　）　□入院（　　） □面会制限 □在宅サービス導入・調整（　　） 【措置の適用】 □有：□訪問介護　□通所介護　□短期入所生活介護 □認知症対応型共同生活介護　□小規模多機能型居宅介護 □養護老人ホーム　□特別養護老人ホーム □無 □検討中（理由：　　） □成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用 □経済的支援（生活保護相談・申請／各種減免手続き等）（　　） □その他（　　）

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver Ⅱ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

第2表

高齢者虐待対応会議記録・計画書（2）～コアメンバー会議用

対象	優先順位	課題	目標	対応方法（具体的な役割分担）		
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間／評価日
高齢者						
養護者						
その他の家族						
関係者						

対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など（「アセスメント要約票」の全体のまとめから記載）	計画評価予定日　　年　　月　　日

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver Ⅱ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

第1表

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（1）

高齢者本人氏名　　殿

計画作成者所属　　地域包括支援センター

計画作成者氏名

計画作成段階　　見直し　　措置解除　　虐待終結

計画の作成回数：　____回目（初回計画作成日　　年　　月　　日）

計画作成日　　年　　月　　日

会議日時：　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分

会議目的		出席者	所属：　氏名 所属：　氏名 所属：　氏名 所属：　氏名 所属：　氏名 所属：　氏名 所属：　氏名 所属：　氏名
高齢者本人の意見・希望		関連機関等連携マップ	※「アセスメント要約票」のⅢ、Ⅳを集約する
養護者の意見・希望	※支援の必要性　□あり　□なし　□不明		
総合的な対応方針 ※「アセスメント要約票」全体のまとめより			

社団法人日本社会福祉士会 作成 VerⅡ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

第2表

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（2）

対象	優先順位	課題	目標	対応方法（具体的な役割分担）		
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間／評価日
高齢者						
養護者						
その他の家族						
関係者						

対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など（虐待終結に向けた課題等を記載）	計画評価予定日　　年　　月　　日

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

社団法人日本社会福祉士会 作成 VerⅡ-2（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）をもとに作成

高齢者虐待対応評価会議記録票

高齢者本人氏名　　殿

計画作成者所属　地域包括支援センター

計画作成者氏名

計画評価:____回目　記入年月日　　年　　月　　日

会議日時:　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分

会議目的		出席者	所属:　氏名 所属:　氏名 所属:　氏名	所属:　氏名 所属:　氏名 所属:　氏名

課題番号	目標	実施状況(誰がどのように取り組んだか) 計画通りの役割分担・対応方法を実施した場合には、□にチェック	確認した事実と日付	目標及び対応方法の評価 目標及び対応方法に変更の場合、(　)内に記載
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　)
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　)
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　)
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　)
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　)
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　)

虐待発生のリスク状況	虐待種別	判定
	1. 身体的虐待	
	2. 放棄・放任	
	3. 心理的虐待	
	4. 性的虐待	
	5. 経済的虐待	
	6. その他	

【判定欄に該当番号を記入】
1. 虐待が発生している
2. 虐待の疑いがある
3. 一時的に解消(再発の可能性が残る)
4. 虐待は解消した
5. 虐待は確認されていない

高齢者本人の状況(意見・希望)	養護者の状況(意見・希望)
	養護者支援の必要性　□あり　□なし

新たな対応計画の必要性	評価結果のまとめ(　　年　　月　　日現在の状況)	今後の対応
	1. 虐待対応の終結	→ 1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行
	2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続	→ 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行
	3. アセスメント、虐待対応計画の見直し	→ 3. その他(　　)
	4. その他(　　)	

社団法人日本社会福祉士会 作成 VerⅡ-2(出典:東京都国分寺市作成様式を参考に作成)をもとに作成

通報・届出受付票

受付日	平成　年　月　日　（　） 午前／午後　時　分～　時　分		部署		対応者	
受付方法	□電話　□来所　□郵便　□電子メール　□その他（　　）			関係性	□本人　□家族親族等（続柄：　） □当該施設・事業所従事者（□現職　□元職員） ※公益通報の説明　□未　□済 □その他（　　）	
通報者	氏　名	□匿名	□男　□女 歳位			
	住　所					
	電　話		携帯電話			
	E-mail		連絡の可否	□可能　□拒否　□その他（　　）		
通報内容の把握状況	□通報者のみが知っている　□他にも知っている人がいる（　　）					
要望等						

【当該施設・事業所の状況】

施設・事業所名		事業種別	
法人名		法人種別	
所在地		電　話	
備　考			

【本人の状況】

氏　名	□未確認	生年月日	□明治□大正□昭和　年　月　日　歳　□不明		
性　別	□男　□女	利用開始日	年　月　日	保険者	□当該市町村　□他市町村（　　）
居　所	□自宅　□通報先施設（　　）　□病院（　　）　□その他（　　） ※通報先施設・入院先の階・部屋番号：　階　号室				
住　所	□不明	住民票登録住所　□同左　□異			
電　話	□自宅 □携帯 □不明	その他連絡先　（続柄：　）　□不明			
介護認定	□要支援（　）　□要介護（　）　□申請中（　月　日）　□その他（　　）　□不明				
認知症	□なし　□あり（程度：　／　会話の可否：□可能　□困難　）　□不明				
疾　患	□一般（　　）　□精神疾患（　　）　□難病（　　）				
身体状況	□不明	障害手帳	□有（等級：　種別：　）　□無　□不明		
経済状況	□不明	生活保護受給	□なし　□あり　□不明		
利用サービス	□不明	介護支援専門員	□不明		
状　態	□助けを求めている　□訴えがない（無反応）　□その他（　　）　□不明				

【家族等の状況】

家　族	氏　名	□不明		【家族構成】
	性　別	□男　□女	続　柄	
	住　所	〒 □通報者に同じ　□不明		
	連絡先	□通報者に同じ　□不明		
	通報内容	□知っている（□通報者である） □知らない　□不明		
後見人	□なし　□補助　□保佐　□後見　□任意後見　□申立て中（□補助　□保佐　□後見）　□不明			
	氏　名	（法人名：担当者名）　□不明		
	連絡先	□不明		
	通報内容	□知っている（□通報者である）　□知らない　□不明		
備　考				

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

【主訴・通報の概要、虐待（疑い）の状況】

相談内容				
発生日時	平成　　年　　月　　日（　） 午前／午後　　時　分頃	発生場所		
虐待を行った疑いのある職員名又は特徴	□複数　□不明		職種	□不明
虐待の可能性（具体的行為）	□平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 □緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制をする □汚れのひどい服を着せたままにする、おむつが汚れている状態のままにする等、日常的に不衛生な状態を放置する □ナースコール等を使用させない、手の届かない所に置く、職員が対応しない等、高齢者の対応を放置又は無視する □必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限 □怒鳴る、ののしる、「追い出すぞ」等威嚇的な発言や態度、「死ね」「臭い」「汚い」等侮辱的な発言や態度 □排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する □人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたり、その場面を見せないための配慮をしない □本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する □事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する			
	□その他			
情報源	□実際に見た・聞いた　□本人から聞いた　□記録を見た　□その他（　　）			
特記事項				

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性（通報段階）	□身体的虐待の疑い　□放棄・放任の疑い　□心理的虐待の疑い　□性的虐待の疑い　□経済的虐待の疑い □虐待とは言い切れないが不適切な状況（　　）

【今後の対応】

□養介護施設従事者等による高齢者虐待の疑いとして対応
- □高齢者虐待通報受付対応所管課長への報告　（　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分）
- □関係部署への報告　（　　月　　日（　）午前／午後　時　　分／担当者：　　）
- □事実確認に向けた検討会議の開催予定　（　　月　　日（　）午前／午後　時　　分～／場所：　　）
- □都道府県への連絡　（　　月　　日（　）午前／午後　時　　分／担当者：　　）

□養護者による高齢者虐待の疑いとして対応　（担当課：　　）　引継日時（　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分）

□その他（　　）

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

情報共有・協議票

協議日時　：平成　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分
協議参加者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　決　定　者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【基本情報】

高齢者本人	氏名：　　□特定できず	性別：男・女・不明	年齢：＿＿＿歳・不明
施設・事業所	名称：	種別：□指定介護保険施設・事業所　□その他 □指定障害福祉施設・事業所	

【情報収集依頼項目】

1．介護保険担当部署、指導監査担当部署への依頼事項

高齢者本人の情報	本人の状況	□年齢　□性別　□要介護度　□保険者 □認定調査票　□主治医意見書 □障害者・認知症日常生活自立度 □成年後見人等の有無	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
	サービス利用状況	□担当介護支援専門員　□ケアプランの内容 □当該施設・事業所サービスの利用開始時期	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
	その他	□	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
当該施設・事業所に関する情報	高齢者虐待	□（過去）虐待が疑われる通報等の有無 □（過去）虐待の有無と対応状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼者（　　）
	監査の状況	□監査結果　□監査日　□改善状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼者（　　）
	指導の状況	□実地指導結果　□実施指導日　□改善状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼者（　　）
	苦情の状況	□苦情の内容　□日時　□改善状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼者（　　）
	事故報告	□事故報告内容　□報告日時　□改善状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼者（　　）
	その他	□	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼者（　　）

2．その他の関連部署等への依頼事項

住民票等	□住民票	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
生活保護	□生活保護受給状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
障害福祉	□障害者手帳有無 □障害福祉サービス利用状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
医療	□後期高齢者医療制度　□国民健康保険	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
その他	□	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）

3．都道府県等関係機関への依頼事項

都道府県による監査の状況	□監査結果　□監査日　□改善状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
都道府県による指導の状況	□実地指導結果　□実施指導日　□改善状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
都道府県への苦情	□苦情の内容　□日時　□改善状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
国保連合会への苦情	□苦情の内容　□日時　□改善状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
運営適正化委員会への苦情	□苦情の内容　□日時　□改善状況	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）
その他	□	依頼日時（　月　日（　）午前／午後　時　分） 依頼先　（　　）依頼者（　　）

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県作成帳票類等）をもとに作成

事実確認準備票

【事実確認の方法と参加者】

協議日時　：平成　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分

協議参加者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　決　定　者：＿＿＿＿＿＿＿＿印

事実確認調査の根拠	□監査（介護保険法・老人福祉法　第　　条に基づく）　□実地指導（介護保険法第23条に基づく） □高齢者虐待防止法による任意調査　□養護者による高齢者虐待として実施 理由：
事実確認調査日時	平成　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分
施設・事業所への事前連絡	□有（連絡予定日時：平成　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分）　□無 連絡者：役職　　氏名　　連絡相手：
事実確認調査の参加者	養介護施設従事者等による高齢者虐待担当部署（部署名：　　） 参加者：役職　　氏名　　，役職　　氏名 役職　　氏名　　，役職　　氏名
	養介護施設等指導監査担当部署（部署名：　　） 参加者：役職　　氏名　　，役職　　氏名 役職　　氏名　　，役職　　氏名
	関係部署（部署名：　　，　　） 参加者：役職　　氏名　　，役職　　氏名
	関係部署（部署名：　　，　　） 参加者：役職　　氏名　　，役職　　氏名
	事実確認調査の現場責任者：部署名　　役職　　氏名
	□保健師等の医療専門職の参加　□社会福祉士等の福祉専門職の参加

【事前確認・調整事項】

都道府県との連携	□無　□有（□事実確認調査実施の連絡　□調査への同行依頼 □その他（　　）） ［連携が必要な理由］ □市町村が行う事実確認等に、施設・事業者が応じない可能性が高い場合 □重篤な事態が想定され、早急に老人福祉法・介護保険法による指導検査等が必要と考えられる場合 □指導等を繰返している施設・事業所で、都道府県として早期介入が必要と考えられる場合 □その他（　　）
警察との連携の必要性	□無　□有（□通報内容に犯罪性が認められる場合　□事実確認の妨害がある場合 □市町村職員への脅し・恫喝等危害を加えられる場合 □その他（　　））
高齢者の入院保護が必要な場合の調整	□無　□有
家族・後見人等への連絡説明	□しない □する（　平成　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　説明者：　　）

【使用機材】

□カメラ　（　　台）　（□フィルム・メモリーカード／□予備電池） □ビデオカメラ　（　　台）（□テープ（　　本）／□予備電池/充電の確認） □ICレコーダー・録音テープ　（　　台）　（□予備電池／□予備テープ）　□関係法令集 □その他（　　）

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県作成帳票類等）をもとに作成

【事実確認調査実施体制】

	時間	役割	担当者氏名	実施場所	使用書式等
調査前	午前／午後 時　分～	調査理由・根拠法の説明 協力依頼（調査手順の説明等）	担当：		□身分証明証 □通知文書
調査中	午前／午後 時　分～ 時　分迄	**【虐待を受けた疑いのある高齢者面接】** 対象者＿＿名 （氏名：　　） （氏名：　　）	担当： 担当：		□面接調査票 □血圧計等バイタル測定セット □長谷川式スケール
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	**【その他高齢者面接】**対象者＿＿名 （氏名：　　） （氏名：　　）	担当： 担当：		□面接調査票 □血圧計等バイタル測定セット □長谷川式スケール
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	**【管理者面接】**対象者＿＿名 （職名･氏名：　　） （職名･氏名：　　）	担当： 担当：		□面接調査票
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	**【主任･ﾘｰﾀﾞｰ面接】**対象者＿＿名 （職名･氏名：　　） （職名･氏名：　　）	担当： 担当：		□面接調査票
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	**【一般職員面接】**対象者＿＿名 （職名･氏名：　　） （職名･氏名：　　） （職名･氏名：　　）	担当： 担当：		□面接調査票
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	**【虐待を行った疑いのある職員への面接】** 対象者＿＿名 （職名･氏名：　　） （職名･氏名：　　）	担当： 担当：		□面接調査票
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	**【その他関係者への面接】** 対象者＿＿名 （職名･氏名：　　） （職名･氏名：　　）	担当： 担当：		
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	各種書類等確認	担当： 担当：		□各種書類等確認票
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	施設・事業所内の状況把握・点検	担当： 担当：		□養介護施設・事業所の状況把握・点検票
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	全体の統括・調整	担当：		
調査後	午前／午後 時　分～ 時　分迄	調査結果の確認と課長への報告 施設・事業所に対する、当日の指示・指導内容の検討	担当：		
	午前／午後 時　分～ 時　分迄	管理者への結果報告 指示・指導内容の伝達 今後の予定等の説明	担当：		

事実確認中に予測されるリスクと対処方法

□事実確認調査を拒否された場合　：

□施設長等管理者が不在の場合　：

□高齢者本人が入院等で不在の場合　：

□その他（　　）：

【判断会議】

開催予定日時：平成　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分～　　開催場所：＿＿＿＿＿＿＿＿

会議参加者　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県作成帳票類等）をもとに作成

面接調査票（高齢者本人用）

面接者：＿＿＿＿＿＿，記録者＿＿＿＿＿＿　確認日時：平成　年　月　日（　）午前／午後　時　分～　時　分

高齢者本人氏名		性別	□男　□女	生年月日	年　月　日生	年齢	歳
面接場所	□居宅　□施設・事業所内（　　）　□来所　□その他（　　）						
面接時の同席者	□無　□有（氏名、職種・職位：　　）						

発言内容や状態・行動・態度等（見聞きしたことをそのまま記入）

【高齢者本人】※高齢者本人と面接した際の発言内容、状態・行動・態度や面接者が気づいたこと等を記載

【高齢者本人に関する情報】

〇施設・事業所職員からの情報

〇第三者（　　）からの情報

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県、大阪府作成帳票類等）をもとに作成

面接調査票（高齢者本人用）ーチェックシート

【対象者の状況】

※1　「通」：通報があった内容に〇をつける。「確認日」：事実確認調査で確認した日付を記入。

※2　太字項目の各項目が確認された場合は、緊急性の有無について適切な判断が必要。

	通	確認日	確認項目	サイン；当てはまるものがあれば〇で囲み、他に気になる点があれば（　）に簡単に記入	確認方法（空欄に〇印またはチェック）					確認者
					写真	目視	記録	聴き取り	その他	「誰」が「誰（何）」から
身体の状態・けが等			**外傷等**	**頭部外傷（血腫、骨折等の疑い）、腹部外傷、重度の褥そう、その他（　　）** 部位：　　大きさ：						が　　から
			全身状態・意識レベル	**全身衰弱、意識混濁**、その他（　　）						が　　から
			脱水症状	**重い脱水症状、脱水症状の繰り返し**、軽い脱水症状、その他（　　）						が　　から
			栄養状態等	**栄養失調**、低栄養・低血糖の疑い、その他（　　）						が　　から
			あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、その他（　　） 部位：　　大きさ：　　色：						が　　から
			体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他（　　）						が　　から
			出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他（　　）						が　　から
			身体拘束	ベッド４点柵、ミトン・つなぎ服、車いす腰ベルト・拘束帯装着、居室内への隔離 向精神薬の過剰服薬、その他（　　）						が　　から
			その他							が　　から
生活の状況			衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、 おむつ交換が適切にされていない、その他（　　）						が　　から
			身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他（　　）						が　　から
			適切な食事	本人に適した食事が提供されていない、空腹を訴える、拒食や過食が見られる、 その他（　　）						が　　から
			適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他（　　）						が　　から
			行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、 ナースコールが使用できない、ナースコールの対応をしない、 他の利用者からの暴力を放置、長時間部屋に入れられている、抑制されている、 その他（　　）						が　　から
			住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、冷暖房の欠如、その他（　　）						が　　から
			その他							が　　から
話の内容			**恐怖や不安の訴え**	**「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」「追い出される」等の発言、 大切なものを「壊される」「捨てられる」等の発言、その他（　　）**						が　　から
			保護の訴え	**「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「施設にいたくない」「事業所に行きたくない」「帰りたい」等の発言、その他（　　）**						が　　から
			強い自殺念慮	**「死にたい」等の発言、自分を否定的に話す、その他（　　）**						が　　から
			あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他（　　）						が　　から
			金銭の訴え	「お金をとられた」「預貯金がなくなった」「金銭を寄付・贈与させられた」 「金銭を渡してもらえない」等の発言、その他（　　）						が　　から
			性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」等の発言、異性介助へ訴え、その他（　　）						が　　から
			話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他（　　）						が　　から
			その他							が　　から
表情・態度			おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他（　　）						が　　から
			無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他（　　）						が　　から
			態度の変化	職員のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、 その他（　　）						が　　から
サービス等の利用状況			適切な医療の受診	施設・事業所が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他 （　　）						が　　から
			適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、 その他（　　）						が　　から
			入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他（　　）						が　　から
			支援のためらい・拒否	介護を受けたがらない、拒否的な言動や行動、その他（　　）						が　　から
			その他							が　　から

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県、大阪府作成帳票類等）をもとに作成

面接調査票（高齢者本人用）ー聞き取りシート

面接日：平成　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分～　　時　　分

面接者：　　記録者：

1　聞き取り調査対象高齢者

氏　　名		生年月日	□明□大□昭　　年　　月　　日
年　　齢	歳	性　　別	□男性　□女性
介護認定	□要介護（　　）　□要支援（　　）　□その他（　　）		
認 知 症	□無　□有（日常生活自立度　　）		
居　　所		面接場所	
同 席 者	□無　□有→　□職員　□家族等　□その他（　　）　同席者氏名（　　）		

2　聞き取り内容（ゆっくり、端的に問いかけ、回答を待ってください。回答がない場合、反応があれば様子等を記載してください。）

			回答や様子等の記入欄
1 施設・事業所のサービス	サービスを利用して気持ちよく過ごせていますか	はい・いいえ・反応無	
	ご飯はおいしいですか	はい・いいえ・反応無	
	お風呂は気持ち良く入っていますか	はい・いいえ・反応無	
	時々、外出はされていますか	はい・いいえ・反応無	
	夜はよく眠れていますか	はい・いいえ・反応無	
	寒い（暑い）ことはありますか	はい・いいえ・反応無	
2 虐待（怖いこと等）	職員はやさしいですか	はい・いいえ・反応無	
	職員は呼ぶとすぐ来てくれますか	はい・いいえ・反応無	
	職員に怒られることはありますか	はい・いいえ・反応無	
	何か怖いこと等はありますか	はい・いいえ・反応無	
	他の人が職員に叩かれているところを見たことがありますか	はい・いいえ・反応無	
	職員に叩かれることはありますか	はい・いいえ・反応無	
	何か嫌なことをされたことはありますか	はい・いいえ・反応無	
	（通報等内容の確認）職員から○○をされたことはありますか	はい・いいえ・反応無	
3 要望その他	何かして欲しいことはありますか	はい・いいえ・反応無	

※在宅サービス利用者には該当しない質問項目も含まれています。

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県、大阪府作成帳票類等）をもとに作成

各種書類等確認票

確認年月日：平成　　年　　月　　日（　）　　確認者

1　高齢者本人に関する記録等

書類		備考
①	□サービス計画書　□アセスメント票 □サービス担当者会議録	
②	□介護記録　□生活相談記録	
③	□看護記録　□診療記録　□処方箋	
④	□事故報告　□ヒヤリハット記録	
⑤	□身体拘束の記録 □身体拘束の理由の記録　□身体拘束の同意書	
⑥	□利用契約書	
⑦	□金銭管理契約書　□寄付契約書	
⑧	□通帳等　□出納帳　□領収書	
⑨	□その他（　　）	

2　利用者全員に関する記録等

①	□事業計画	
②	□施設・事業所パンフレット等　□重要事項説明書 □利用者への配布書類	
③	□業務日誌（日報）　□申し送りノート	
④	□ヒヤリハット報告	
⑤	□その他	

3　虐待を行った疑いのある職員に関する記録等

①	□勤務表	
②	□資格証明書等	
③	□研修計画　□受講記録	
④	□その他	

4　施設・事業所に関する書類

①	□施設・事業所全体の研修計画　□実施記録	
②	□事故防止委員会記録	
③	□身体拘束廃止委員会の活動記録	
④	□苦情受付・対応記録	
⑤	□負担軽減・ストレスマネジメント等の取組記録	
⑥	□職員会議録	
⑦	□第三者委員の配置と活用状況に関する記録	
⑧	□その他	

5　法人に関する書類

①	□理事会の構成　　□理事会開催記録	
②	□その他	

6　その他書類

※確認した書類等はチェック（レ）、コピーしたものは黒塗りする（■）

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県、大阪府作成帳票類等）をもとに作成

養介護施設・事業所の状況把握・点検票

記録年月日：平成　　年　　月　　日（　）　　記録者：

【確認事項】

〈確認のポイント〉
・利用者の生活のしづらさにつながるような環境となっていないかという視点で確認する。
・業務の負担につながるような環境かどうかという視点で確認する。
・実地指導や監査で調査を行う場合は、基準違反がないかという視点でも確認する。

〈確認事項例〉
・勤務中の職員の人数は適切か、言葉遣いはどうか。
・居室の扉に内側から開けられない鍵がついていないか。
・清潔物と不潔物を混在保管していないか。
・寝具は清潔か。
・床、手すり等は清掃がされているか。
・浴室・脱衣室にはカビは発生していないか。
・剃刀やコップの共有はないか。
・廊下や居室の室温・明るさは適切か、便臭はないか。
・ナースコールやトイレの非常ボタンは適切に作動しているか。
・石鹸・洗剤・消毒液・医薬品等は認知症のある利用者が自由に触れないようにしているか。
・火災時や急病時の緊急対応手順を記載したものが常備されているか。
・廊下に物品を置いて車いすですれ違えなくなっていないか。
・個人情報が来訪者の目に触れる場所に放置されていないか。
・苦情相談機関の電話番号が掲示されているか。

具体的状況を記録

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県、大阪府作成帳票類等）をもとに作成

事実確認調査結果報告書

事実確認日時　：平成　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分～　　時　　分

調査対象施設・事業所名：

報告年月日：平成　　年　　月　　日（　）　　報告者：　　印

【調査開始時の確認・説明事項】

説明した時間	時　　分
対応した 施設・事業所職員	（職名：　　）（氏名：　　） （職名：　　）（氏名：　　） （職名：　　）（氏名：　　）
事実確認調査の 根拠法の説明	□調査の理由の説明 □調査の根拠法の説明　　（説明者：　　）
調査への協力依頼	□調査手順の説明 □打合せ及び面接のための部屋の借用（借用する部屋：　　） □資料のコピーのための機材の使用（費用：　　） □利用者との面接の許可　　□職員との面接の許可
管理者の所在	□施設・事業所内に所在有 □施設・事業所内に所在無（→□当日面接可　　□当日面接不可）

【個別面接対象者】

高齢者	（氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
	（氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
管理者	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
主任・リーダー	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
職員	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
その他関係者	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）
	（職名・氏名：　　）	（面接場所：　　）	（担当者：　　，　　）

【事実確認調査で確認された事項】

通報内容		
	確認方法	収集された情報の内容
高齢者の安全確認		□詳細は添付資料（　　）参照
		□詳細は添付資料（　　）参照
通報等内容に関する事実		□詳細は添付資料（　　）参照
		□詳細は添付資料（　　）参照
通報等内容以外に関する事項		□詳細は添付資料（　　）参照
		□詳細は添付資料（　　）参照

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県作成帳票類等）をもとに作成

【高齢者および利用者の状況】

氏名		性別	□男□女	年齢	歳
面接日		担当者			
意向	□資料（　　）参照				
心身の状態	□資料（　　）参照				
特記事項	□資料（　　）参照				

【施設・事業所の状況】

虐待を行った疑いのある職員1	氏名(性別・年齢)	
	職種・職位(資格)	
	経験年数(勤務年数)	
	現在の勤務状況	□変わりなく勤務中　□その他（　　）
	当該職員についての特記事項	
	調査結果のまとめ（確認された事実）	
虐待を行った疑いのある職員2	氏名(性別・年齢)	
	職種・職位(資格)	
	経験年数(勤務年数)	
	現在の勤務状況	□変わりなく勤務中　□その他（　　）
	当該職員についての特記事項	
	調査結果のまとめ（確認された事実）	
一般職員	聞き取りを実施した職種および職員数	介護職（　　）人、看護職（　　）人 その他（　　）人
	経験年数（勤務年数）	
	調査結果のまとめ（確認された事実）	
管理者	氏名(性別・年齢)	
	職種・職位(資格)	
	経験年数(勤務年数)	
	調査結果のまとめ（確認された事実）	
施設・事業所の人員・設備・運営面	調査結果のまとめ（確認された事実）	

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県作成帳票類等）をもとに作成

【虐待の状況】

虐待の全体的状況
発生状況
１．虐待が始まったと思われる時期：　　年　　月頃 ２．虐待が発生する頻度： ３：虐待が発生するきっかけ： ４：虐待が発生しやすい時間帯：

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県作成帳票類等）をもとに作成

【事実確認調査当日の施設・事業所への指示・指導】

<table>
<tr><td colspan="3">事実確認調査責任者
（決定権者）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">施設・事業所への指示・指導状況
（事実確認調査当日）</td><td colspan="2">指摘の有無</td><td>□明らかな虐待が確認又は施設・事業者から虐待の報告があり早急に対応が必要
→指示・指導等
□事実確認のみを行い、市町村にもどり検討
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">①高齢者の安全確保について</td><td>□通報対象となった高齢者の安全が確保されていない
□通報対象外の高齢者の安全が確保されていない</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>指示・指導内容
（指示・指導を行った場合）</td><td></td></tr>
<tr><td>指示・指導に対する施設・事業所の回答</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">②虐待を行った職員について（特定された場合）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>指示・指導内容
（指示・指導を行った場合）</td><td></td></tr>
<tr><td>指示・指導に対する施設・事業所の回答</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">③その他の指示・指導事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>指示・指導内容
（指示・指導を行った場合）</td><td></td></tr>
<tr><td>指示・指導に対する施設・事業所の回答</td><td></td></tr>
</table>

【事実確認の内容について関係機関等への連絡】

通報者	□連絡（連絡日：平成　年　　月　　日（　）連絡者：　　）	特記事項
家族・後見人等	□連絡（連絡日：平成　年　　月　　日（　）連絡者：　　）	特記事項
都道府県	□連絡（連絡日：平成　年　　月　　日（　）連絡者：　　）	特記事項
保険者	□連絡（連絡日：平成　年　　月　　日（　）連絡者：　　）	特記事項
警察	□連絡（連絡日：平成　年　　月　　日（　）連絡者：　　）	特記事項
その他	□連絡（連絡日：平成　年　　月　　日（　）連絡者：　　）	特記事項

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県作成帳票類等）をもとに作成

アセスメント要約票

対応計画 ____回目用

アセスメント要約日：　　年　　月　　日　　要約担当者：

高齢者本人氏名：	性別・年齢：□男 □女　　歳	居所：□自宅 □入所・院	

高齢者本人の希望	居所・今後の生活の希望	居所の希望　：□在宅　□現在の施設での入所継続　□他施設への入所　□不明 虐待者（疑いを含む）との分離希望：□有　□無　□不明
	性格上の傾向、こだわり、対人関係等	
	高齢者の状態	意思疎通：□可能　□特定条件のもとであれば可能（　　）　□困難　□不明 話の内容：□一貫している　□変化する） 生活意欲：□意欲や気力が低下しているおそれ（無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等） 最近の状況：□職員への暴言や暴力がある　□不穏な状態が続いている

Ⅰ．高齢者本人の情報　面接担当者氏名：	虐待発生リスク
【連絡の取れる親族・後見人等(キーパーソン)】 氏名；　本人との続柄　住所　電話番号	□
【健康状態等】 疾病・傷病　：　既往歴： 受診状況：　服薬状況(種類)　： 診断の必要性：□内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他（　　） 具体的症状等⇒ 要介護認定　：□非該当　□要支援（　）　□要介護（　）　□申請中（申請日：　年　月　日）　□未申請 生活状況の変化：□体重減少 □食欲減退 □身体の異臭や汚れ □住環境が不適切（異臭・汚れ・乱雑、冷暖房の欠如等） □医療処置がなされていない □その他（　　） 障害　：□身体障害 □精神障害（□あり □疑い） □知的障害（□あり □疑い） 精神状態　：□認知症（□診断あり □疑い）→認知症の程度、周辺症状（　　） □うつ病（□診断あり □疑い）　□その他（　　）	□
【危機への対処】 危機対処場面において：□自ら助けを求めることができる　□助けを求めることが困難 避難先・退避先　：□助けを求める場所がある（　　）　□ない	□
【ケアの状況】 □介護に対する拒否がある(拒否される場面：　　) □身体拘束の有無、場面・状況(　　) □その他、当該高齢者のケアに関する特記事項(　　)	□
【成年後見制度の利用】 成年後見人等：□あり（後見人等：　　）　□申立中（申立人：　　／申立年月日：　　）　□なし	□
【各種制度利用】 □介護保険　□自立支援法　□その他（　　）	□
【経済情報】 収入額　月_____万円（内訳：　　）　預貯金等_____万円　借金_____万円 １ヶ月に本人が使える金額　_____万円 具体的な状況（生活費や借金等）： □生活保護受給　□介護保険料滞納　□国民健康保険料滞納　□後期高齢者医療制度保険料滞納　□その他（　　） 金銭管理　：□自立　□一部介助（判断可）　□全介助（判断不可）　□不明 金銭管理者：□本人　□家族・後見人等　□施設・事業所（　　）　□その他（　　）	□
【生活状況】 食　事（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明） 調　理（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明） 移　動（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明） 買　物（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明） 掃除洗濯（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明） 入　浴（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明） 排　泄（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明） 服薬管理（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明） 預貯金年金の管理（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明） 医療機関の受診　（□一人で可 □一部介助 □全介助 □拒否 □不明）	□
【その他特記事項】	□

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

Ⅱ．虐待者（疑いを含む）の情報　面接担当者氏名：			虐待発生リスク
【虐待者（疑いを含む）1の状況】			□
虐待者（疑いを含む）１氏名：	性別･年齢：□男 □女　　歳	施設・事業所名：	
職　　位：□施設長　□管理職　□主任・リーダー　□一般職			
職　　種：□介護職員　□看護職員　□生活相談員　□計画担当介護支援専門員　□事務職　□その他（送迎、清掃、他）			
保有資格：□介護福祉士　□ヘルパー__級　□看護師　□社会福祉士　□介護支援専門員　□その他（　　）　□特になし			
経験年数：_____年____か月　　当該施設・事業所での勤務年数：_____年____か月			
勤務状況：月____日勤務（夜勤____日／月・早番____日／月・遅番____日／月）　雇用形態（□常勤、□非常勤、□派遣）			
特記事項（虐待者（疑いを含む）の性格的な偏り、利用者への言葉遣いや態度、勤怠状況、健康面での課題等）情報提供者：			
【虐待等の発生時の状況、理由】（虐待者（疑いを含む）の面接結果等から記載）			□
【被虐待高齢者のケア】 □被虐待高齢者のケアに負担感を感じている（具体的な場面等を記入） □ケア方針の理解が十分できていない　□ケア方針に則ったケアの実践ができていない □建物構造、介護機器や設備、配置等で介護がしづらい　□その他（　　）			□
【高齢者虐待防止や身体拘束廃止、認知症ケアへの意識や取り組み】 □高齢者介護に携わる専門職としての倫理観に問題がある　□高齢者虐待防止・身体拘束廃止にむけた意識や取組が不十分 □認知症ケアに対する知識・技術が不十分　□その他（　　）			□
【勤務体制】 □夜勤時、職員数が少なく負担を感じる　□夜勤回数が多く負担を感じる　□職務分掌が明確でなく負担を感じる □その他（　　）			□
【職場環境（コミュニケーション、運営等）】 □相談できる人がいない　□上司や同僚、他職種間でコミュニケーションが取りにくい　□その他（　　）			□
【待遇面】 □待遇面で不満がある（　　）			□
【虐待者（疑いを含む）2の状況】			□
虐待者（疑いを含む）２氏名：	性別･年齢：□男 □女　　歳	施設・事業所名：	
職　　位：□施設長　□管理職　□主任・リーダー　□一般職			
職　　種：□介護職員　□看護職員　□生活相談員　□計画担当介護支援専門員　□事務職　□その他（送迎、清掃、他）			
保有資格：□介護福祉士　□ヘルパー__級　□看護師　□社会福祉士　□介護支援専門員　□その他（　　）　□特になし			
経験年数：_____年____か月　　当該施設・事業所での勤務年数：_____年____か月			
勤務状況：月____日勤務（夜勤____日／月・早番____日／月・遅番____日／月）　雇用形態（□常勤、□非常勤、□派遣）			
特記事項（虐待者（疑いを含む）の性格的な偏り、利用者への言葉遣いや態度、勤怠状況、健康面での課題等）情報提供者：			
【虐待等の発生時の状況、理由】（虐待者（疑いを含む）の面接結果等から記載）			□
【被虐待高齢者のケア】 □被虐待高齢者のケアに負担感を感じている（具体的な場面等を記入） □ケア方針の理解が十分できていない　□ケア方針に則ったケアの実践ができていない □建物構造、介護機器や設備、配置等で介護がしづらい　□その他（　　）			□
【高齢者虐待防止や身体拘束廃止、認知症ケアへの意識や取り組み】 □高齢者介護に携わる専門職としての倫理観に問題がある　□高齢者虐待防止・身体拘束廃止にむけた意識や取組が不十分 □認知症ケアに対する知識・技術が不十分　□その他（　　）			□
【勤務体制】 □夜勤時、職員数が少なく負担を感じる　□夜勤回数が多く負担を感じる　□職務分掌が明確でなく負担を感じる □その他（　　）			□
【職場環境（コミュニケーション、運営等）】 □相談できる人がいない　□上司や同僚、他職種間でコミュニケーションが取りにくい　□その他（　　）			□
【待遇面】 □待遇面で不満がある（　　）			□

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

Ⅲ. 施設・事業所の状況	虐待発生リスク
【高齢者のケアに関する取り組み】 □高齢者の状態に応じたアセスメント、サービス計画の作成・評価・変更が十分行われていない □認知症の周辺症状などで介護が困難な場面での対応方針が立てられていない　□職員間で対応方針が共有化されていない □サービス担当者会議の開催頻度が少ない　□サービス担当者会議に家族や専門職が参加していない □その他（　　）	□
【虐待防止に関する施設・事業所全体の取り組み】 □方針が不明確　□マニュアルやチェックリスト等が未整備 □虐待発生時・発見時の対応のしくみ（通報報告窓口等の設置）、周知が不十分　□その他（　　）	□
【身体拘束廃止に関する施設・事業所全体の取り組み】 □方針が不明確　□マニュアル等が未整備　□緊急やむを得ない場合の対応のしくみや記録が不十分 □身体拘束廃止にむけた現場での取り組みが不十分　□その他（　　）	□
【権利擁護、認知症ケア、介護サービスの質の向上に関する研修体制】 （組織内での研修____回／年　参加者延べ_____名、管理者の参加：有・無）　（外部研修会への参加：有・無____回／年　参加者数____名）	□
【事故への対応体制】 □事故の発生が多い　□事故・ヒヤリハットの報告体制ができていない　□事故報告が市区町村に報告されていない □家族等への連絡がなされていない　□事故やヒヤリハットの再発防止に向けた取組がなされていない・不十分 □その他（　　）	□
【身体拘束廃止や利用者の権利擁護を検討する委員会活動等】 □利用者の権利擁護を検討する委員会がない　□委員会はあるが十分な検討が行われていない　□開催回数が少ない □その他（　　）	□
【苦情処理の体制】 □苦情処理窓口が周知されていない　□苦情処理マニュアルが作成されていない　□マニュアルが適切に運用されていない □第三者委員やオンブズマンを配置していない　□その他（　　）	□
【開かれた施設・事業所運営】 □サービス評価（第三者評価・自己評価）を実施していない　□地域住民との交流機会がない　□ボランティアや実習生の受入がない □家族会などを通した家族との連携や参加のしくみがない　□家族への連絡や報告がない・頻度が少ない □サービス計画や各種記録の閲覧が制限されている　□高齢者への面会に制限がある　□管理者との面会に制限がある □その他（　　）	□
【業務負担軽減への取り組み】 □基準以下の職員体制である　□夜間帯の職員不足している　□看護師等専門職が不足している　□無資格者が多い □役割分担が明確化されていない　□ストレス等への配慮が不十分　□その他（　　）	□
【職員の相談体制、評価システム】 □職員から相談を受けるしくみがない　□人事考課を行っていない　□職員トラブルが多い　□その他（　　）	□
【業務改善への取り組み】 □業務改善に関して職員の意見を反映させるしくみがない　□家族やボランティア等から意見を得たり情報交換する手立てがない □業務改善への取り組みが不十分　□その他（　　）	□

Ⅳ. その他（家族・後見人・通報者・近隣・地域住民・民生委員・介護支援専門員・医師等関係機関からの情報、関わり等）	虐待発生リスク
□事故等の発生が他の施設・事業所に比べて多い　□周りから虐待等の相談が良く入る	□

〔全体のまとめ〕：Ⅰ～Ⅳで抽出された虐待発生の要因の結果を踏まえて、分析、課題を整理する。
※計画書(1)の「総合的な対応方針」、計画書(2)の「対応困難な課題／今後検討しなければいけない事項」に反映する

Ⅰ. 高齢者本人

Ⅱ. 虐待者（疑いを含む）

Ⅲ. 組織体制（組織の抱える問題等）

Ⅳ. その他（家族・後見人・通報者・近隣・地域住民・民生委員・介護支援専門員・医師等関係機関からの情報、関わり等）

Ⅴ. 今後の課題

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

第1表

養介護施設従事者等による
高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（1）～判断会議用

高齢者本人氏名　　殿

計画作成者所属　　初回計画作成日　　年　　月　　日

計画作成者氏名　　会議日時：　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分

会議目的		出席者	所属：　氏名　所属：　氏名 所属：　氏名　所属：　氏名 所属：　氏名　所属：　氏名
虐待事実の判断	□虐待の事実なし　□判断できず □虐待の事実あり →□身体的虐待　□放棄・放任　□心理的虐待　□性的虐待　□経済的虐待　□その他	事実確認調査の継続	□事実確認を継続（期限を区切った継続方針） □専門家・関係機関への意見聴取（　　） □都道府県への対応・協力依頼 □その他（　　）
虐待の内容と判断根拠	いつ どこで 誰が 誰から　氏名　　職種 何をされたか 判断根拠：	高齢者への対応	□緊急保護　□入院　□通院　□他施設転居　⇒（　　） □在宅サービス導入・調整（　　） 【措置の適用】 □有：□訪問介護　□通所介護　□短期入所生活介護 □認知症対応型共同生活介護　□小規模多機能型居宅介護 □養護老人ホーム　□特別養護老人ホーム □無 □検討中（理由：　　） □成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用 □経済的支援（生活保護相談・申請／各種減免手続き等）（　　） □その他（　　）
緊急性の有無の判断	□緊急性なし　□判断できず □緊急性あり		
緊急性の内容と判断根拠	□入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等） □高齢者本人、家族・後見人等が保護を求めている □虐待者が変わりなく勤務している □その他（　　）		
高齢者本人の意見・希望		施設・事業所、虐待者への対応	□施設・事業所に対する改善指導の必要性 □施設・事業所からの改善計画の提出要請 □虐待者への指導、勤務変更等 □介護保険法に規定する勧告・改善命令処分 □老人福祉法に規定する勧告・改善命令処分 □その他（　　）
総合的な対応方針 ※「アセスメント要約票」全体のまとめより		関係者・関係機関への対応	□都道府県への報告 □関係部署・関係機関への連絡（　　） □通報者への対応（　　） □その他（　　）

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

第2表

養介護施設従事者等による
高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（2）～判断会議用

対象	優先順位	課題	目標	対応方法（具体的な役割分担）		
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間／評価日
高齢者						
虐待者						
施設・事業所						
関係者						
通報者						
その他						

対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など（「アセスメント要約票」の全体のまとめから記載）	計画評価予定日　　年　　月　　日

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

第1表

養介護施設従事者等による
高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（1）

高齢者本人氏名　　殿

計画作成者所属

計画作成者氏名

計画作成段階　見直し　措置解除　虐待終結

計画の作成回数：　____回目（初回計画作成日　　年　　月　　日）

計画作成日　　年　　月　　日

会議日時：　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分

会議目的		出席者	所属：　氏名　所属：　氏名 所属：　氏名　所属：　氏名 所属：　氏名　所属：　氏名 所属：　氏名　所属：　氏名
高齢者本人の意見・希望		関係者・関係機関マップ	※「アセスメント要約票」のⅢ、Ⅳを集約する
家族・後見人等の意見・希望			
施設・事業所の意見・希望			
総合的な対応方針 ※「アセスメント要約票」全体のまとめより			

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

第2表

養介護施設従事者等による
高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（2）

対象	優先順位	課題	目標	対応方法（具体的な役割分担）		
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間／評価日
高齢者						
虐待者						
施設・事業所						
関係者						
通報者						
その他						

対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など（虐待終結に向けた課題等を記載）	計画評価予定日　　年　　月　　日

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応評価会議記録票

高齢者本人氏名　　殿

計画作成者所属

計画作成者氏名

計画評価:＿＿回目　記入年月日　　年　月　日

会議日時:　年　月　日　時　分～　時　分

会議目的		出席者	所属：　氏名 所属：　氏名 所属：　氏名	所属：　氏名 所属：　氏名 所属：　氏名

課題番号	目標 ※計画書(2)の「目標」欄を記載	実施状況（誰がどのように取り組んだか） 計画通りの役割分担・対応方法を実施した場合には、□にチェック	確認した事実と日付	目標及び対応方法の評価 目標及び対応方法に変更の場合、(　)内に記載
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　) □その他（　　）
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　) □その他（　　）
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　) □その他（　　）
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　) □その他（　　）
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　) □その他（　　）
		□		□目標達成　□目標の継続　□対応方法の継続 □目標の変更　□対応方法の変更 (　　) □その他（　　）

虐待発生のリスク状況	要件	判定	高齢者本人、家族・後見人等の状況(意見・希望)	施設・事業所の状況(意見・希望)
	1. 事実確認調査で確認された虐待が解消されている	□確認済		
	2. 評価時点でその他の虐待が生じていない	□確認済		
	3. 個々の改善目標が計画どおり達成された	□確認済		
	4. 虐待予防のための取組みが継続して行われている	□確認済		
	5. 虐待が生じた場合の対応策が講じられている	□確認済		

評価結果のまとめ(　　年　月　日現在の状況)	今後の対応	新たな対応計画の必要性　※計画書(1)(2)へ反映
1. 虐待対応の終結	▶ □通常の実地指導・定期監査に移行	□新たな改善指導の実施
2. 現在の虐待対応計画内容に基づき対応を継続(次回評価日　年　月　日)	→ 次回監査予定日　＿＿年　＿＿月	□新たな改善計画の提出を要請
3. アセスメント、虐待対応計画の見直し	→ 定期的に監査を実施（＿＿年ごと）	□法に基づく勧告・改善命令処分
4. その他(　　)		□その他(　　)

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

参考資料

参考資料

高齢者虐待防止法第 24 条に関する老人福祉法･介護保険法の規定による都道府県・市町村権限行使一覧

老人福祉法	老人居宅生活支援事業者	第 18 条	都道府県知事	報告徴収・立入検査等
	老人デイサービスセンター	第 18 条	都道府県知事	報告徴収・立入検査等
		第 18 条の 2	都道府県知事	事業制限・停止命令
	老人短期入所施設	第 18 条	都道府県知事	報告徴収・立入検査等
		第 18 条の 2	都道府県知事	事業制限・停止命令
	老人介護支援センター	第 18 条	都道府県知事	報告徴収・立入検査等
		第 18 条の 2	都道府県知事	事業制限・停止命令
	養護老人ホーム	第 18 条	都道府県知事	報告徴収・立入検査等
		第 19 条	都道府県知事	事業停廃止命令、認可取消
	特別養護老人ホーム	第 18 条	都道府県知事	報告徴収・立入検査等
		第 19 条	都道府県知事	事業停廃止命令、認可取消
	老人居宅生活支援事業者 （認知症対応型老人共同生活援助事業者）	第 18 条の 2	都道府県知事	事業制限・停止命令
	有料老人ホーム設置者	第 29 条	都道府県知事	報告徴収・立入検査等、改善命令
介護保険法	指定居宅サービス事業者	第 76 条	都道府県知事 市町村長	報告徴収・立入検査等
		第 76 条の 2	都道府県知事	勧告・公表・措置命令
		第 77 条	都道府県知事	指定取消・指定の効力停止
	指定地域密着型サービス事業者	第 78 条の 7	市町村長	報告徴収・立入検査等
		第 78 条の 9	市町村長	勧告・公表・措置命令
		第 78 条の 10	市町村長	指定取消・指定の効力停止
	指定居宅介護支援事業者	第 83 条	都道府県知事 市町村長	報告徴収・立入検査等
		第 83 条の 2	都道府県知事	勧告・公表・措置命令
		第 84 条	都道府県知事	指定取消・指定の効力停止
	指定介護老人福祉施設	第 90 条	都道府県知事 市町村長	報告徴収・立入検査等
		第 91 条の 2	都道府県知事	勧告・公表・措置命令
		第 92 条	都道府県知事	指定取消・指定の効力停止
	介護老人保健施設	第 100 条	都道府県知事 市町村長	報告徴収・立入検査等
		第 103 条	都道府県知事	勧告・公表・措置命令
		第 104 条	都道府県知事	許可取消・許可の効力停止
	指定介護療養型医療施設	第 112 条	都道府県知事 市町村長	報告徴収・立入検査等
		第 113 条の 2	都道府県知事	勧告・公表・措置命令
		第 114 条	都道府県知事	指定取消・指定の効力停止
	指定介護予防サービス事業者	第 115 条の 7	都道府県知事 市町村長	報告徴収・立入検査等
		第 115 条の 8	都道府県知事	勧告・公表・措置命令
		第 115 条の 9	都道府県知事	指定取消・指定の効力停止
	指定地域密着型介護予防サービス事業者	第 115 条の 17	市町村長	報告徴収・立入検査等
		第 115 条の 18	市町村長	勧告・公表・措置命令
		第 115 条の 19	市町村長	指定取消・指定の効力停止
	指定介護予防支援事業者	第 115 条の 27	市町村長	報告徴収・立入検査等
		第 115 条の 28	市町村長	勧告・公表・措置命令
		第 115 条の 29	市町村長	指定取消・指定の効力停止

※施設・事業種別ごとに簡略化して整理したものです。

関係法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

最終改正：　平成二三年六月二四日法律第七九号

第一章　総則(第一条―　第五条)
第二章　養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条―　第十九条)
第三章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条―　第二十五条)
第四章　雑則(第二十六条―　第二十八条)
第五章　罰則(第二十九条・第三十条)
附則

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条　この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

２　この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

３　この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

４　この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二　養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

５　この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三

号)第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ　高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二　老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6　六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条　国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条　養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

２　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章　養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条　養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

３　刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条　市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条　市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条　市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生

じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条　市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

２　市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

３　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条　市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

２　市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条　市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

２　前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

２　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条　養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条　養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、こ

れを市町村に通報しなければならない。

3　前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4　養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5　第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7　養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条　市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2　前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条　市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条　市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条　都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章　雑則

(調査研究)

第二十六条　国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な

対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条　市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

２　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章　罰則

第二十九条　第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附　則

(施行期日)

１　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

２　高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

３　高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　(平成一八年六月二一日法律第八三号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定　公布の日

二から五まで　略

六　第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、

第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定　平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十条の二　第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

２　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

３　第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条　この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相

当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　(平成一八年一二月二〇日法律第一一六号)　抄

(施行期日等)

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第一〇号で平成一九年一月二六日から施行)

附　則　(平成二〇年五月二八日法律第四二号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二一年政令第九号で平成二一年五月一日から施行)

附　則　(平成二三年六月二二日法律第七二号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定　公布の日

(検討)

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条　この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附　則　(平成二三年六月二四日法律第七九号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条　この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

（平成十八年三月三十一日厚生労働省令第九十四号）

最終改正：平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)第二十二条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

第一条　市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号。以下「法」という。)第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待(以下「虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所(以下「養介護施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

一　養介護施設等の名称、所在地及び種別

二　虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。)又は要支援状態区分(同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。)その他の心身の状況

三　虐待の種別、内容及び発生要因

四　虐待を行った養介護施設従事者等(法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種

五　市町村が行った対応

六　虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(平一八厚労令一一九・一部改正)

(指定都市及び中核市の例外)

第二条　法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三条　法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　虐待があった養介護施設等の種別

二　虐待を行った養介護施設従事者等の職種

(平一八厚労令一一九・追加)

附　則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

老人福祉法

(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

最終改正：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

一部抜粋

第二章　福祉の措置

(居宅における介護等)

第十条の四　市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一　六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二　六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三　六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

四　六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五　六十五歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、

その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

六　六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。)に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

２　市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

(老人ホームへの入所等)

第十一条　市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一　六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二　六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三　六十五歳以上の者であつて、養護者がないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。

２　市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭(葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。)を行う者がないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

介護保険法

(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)

最終改正：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

一部抜粋

第一章　総則

(介護保険)

第二条　介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

２　前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

３　第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

４　第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(被保険者)

第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。

一　市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者(以下「第一号被保険者」という。)

二　市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者(以下「第二号被保険者」という。)

(帳簿書類の提示等)

第二十四条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等(居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。)に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

３　前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告等）

第七十六条　都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であ

った者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第七十八条の七　市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第七十八条の九　市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

二　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三　第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。

四　第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

２　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理

由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

４　市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第七十八条の十　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第五号又は第九号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第五項第三号に該当するに至ったとき。

三　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四　指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

五　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七　指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条、第百四条及び第百十四条において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

八　地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

九　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十　指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十一　指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十二　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは

処分に違反したとき。

十三　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十四　指定地域密着型サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（報告等）

第八十三条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第九十条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第百条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設、介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

３　第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若

しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた市町村長は、当該介護老人保健施設につき次条、第百二条、第百三条第三項又は第百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（報告等）

第百十二条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第百十五条の七　都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第百十五条の八　都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二　第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をすること。

三　第百十五条の四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を

適正に行うこと。

２　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

４　都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

５　市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

（指定の取消し等）

第百十五条の九　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第二項第四号、第五号、第十号（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十一号（第五号の二に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三　指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

四　指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第五項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五　介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

六　指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八　指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医

療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一　指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二　指定介護予防サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

２　市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

（報告等）

第百十五条の十七　市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第百十五条の十八　市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　第百十五条の十二第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

二　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の十四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三　第百十五条の十四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の

設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。

四　第百十五条の十四第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

２　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

４　市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第百十五条の十九　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第二項第五号又は第九号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第三項第三号に該当するに至ったとき。

三　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の十四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

五　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七　地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

八　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

九　指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条

の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十一　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十二　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十三　指定地域密着型介護予防サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（報告等）

第百十五条の二十七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第百十五条の二十八　市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二　第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合　当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。

三　第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提

供を適正に行うこと。

２　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

４　市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第百十五条の二十九　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十二第二項第四号又は第八号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三　指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

四　指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第五項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五　介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

六　指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八　指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十八条第一項の指定を受けたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一　指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(地域支援事業)

第百十五条の四十五　市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。)

二　被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三　被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

五　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

２　市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。この場合においては、市町村は、次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならない。

一　居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるもの(指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス若しくは特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス(以下この号において「特定指定介護予防サービス等」という。)を受けている居宅要支援被保険者については、当該特定指定介護予防サービス等と同じ種類の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを除く。)を行う事業

二　被保険者(第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。)の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、前項第一号に掲げる事業及び前号に掲げる事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの

三　居宅要支援被保険者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前二号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

３　市町村は、第一項各号及び前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる

事業を行うことができる。

一　介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二　介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

三　その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

４　地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。

５　市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

６　厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業及び介護予防・日常生活支援総合事業(同号及び同項第二号並びに第二項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。)に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

７　前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六　地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

２　市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

３　次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

４　地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

５　地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

６　地域包括支援センターの設置者(設置者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

７　第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

８　前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(実施の委託)

第百十五条の四十七　市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

２　前項の規定による委託は、包括的支援事業の全てにつき一括して行わなければならない。

3　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。

4　市町村は、第百十五条の四十五第一項第一号及び第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

5　市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業については、当該各号に掲げる事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者(同項第三号に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。)に対して、当該各号に掲げる事業の実施を委託することができる。

6　前項の規定により第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、その事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

7　市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項、第四項又は第五項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者(次項において「受託者」という。)に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。

8　受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

個人情報の保護に関する法律

（平成十五年五月三十日法律第五十七号）
最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

一部抜粋

第四章　個人情報取扱事業者の義務等

第一節　個人情報取扱事業者の義務

（利用目的による制限）

第十六条　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

２　個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

３　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（安全管理措置）

第二十条　個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十一条　個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行

に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2　個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一　第三者への提供を利用目的とすること。

二　第三者に提供される個人データの項目

三　第三者への提供の手段又は方法

四　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3　個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5　個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

亀岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（平成１７年３月３日告示第２６号）
最終改正平成２５年１月１日告示第１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の福祉の向上を図るために実施する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援事業の種類）

第２条　支援事業の種類は、次の各号に掲げる事業とする。

（１）　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第３２条、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２８条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５１条の１１の２の規定に基づき、市長が家庭裁判所に対して行う次に掲げる審判の請求（以下「審判の請求」という。）

ア　民法（明治２９年法律第８９号）第７条に規定する後見開始の審判

イ　民法第１１条に規定する保佐開始の審判

ウ　民法第１３条第２項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する旨の審判

エ　民法第８７６条の４第１項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

オ　民法第１５条第１項に規定する補助開始の審判

カ　民法第１７条第１項に規定する補助人の同意を要する旨の審判

キ　民法第８７６条の９第１項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

（２）　審判の請求に係る申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他審判の請求に要する費用の負担

（３）　家事事件手続法（平成２３年法律第５２号）別表第１の１３の項、３１の項及び５０の項に規定する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬額の助成。ただし、第１号の審判の請求以外の場合において、成年後見人等が成年被後見人、被保佐人又は被補助人の親族であるときは、報酬額を助成しない。

（審判の請求）

第３条　市長は、配偶者若しくは２親等内の親族がない要支援者又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある等の要支援者であって、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、本人の保護のために支援を行うことが特に必要であると認めた者（以下「対象者」という。）の審判の請求を行うものとする。ただし、３親等又は４親等の親族であって、審判請求をする者の存在が明らかである場合は、この限りでない。

（１）　当該要支援者の事理を弁識する能力

（２）　当該要支援者の生活状況及び健康状況

（３）　当該要支援者の親族の存否、当該親族による本人保護の可能性及び当該親族が審判請求を行う意思の有無

（４）　当該要支援者に対する他の施策の活用による効果

（審判の請求に係る費用負担）

第４条　市長は、家事事件手続法第２８条第１項の規定により、審判の請求に係る費用を負担す

るものとする。

２　市長は、前項の規定により市長が負担した費用に関し、本人又は関係人が当該費用を負担すべき事情があると判断したときは、家事事件手続法第２８条第２項の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対し行い、本人又は関係人に求償することができる。

３　市長は、審判の結果成年後見人等が選任されなかったとき、又は成年後見人等が選任された場合であって、当該審判の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する求償をしないものとする。

（１）　現に生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護者である者

（２）　審判の請求に要する費用を対象者が負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者

（３）　その他審判の請求に要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

（成年後見人等に係る報酬の助成）

第５条　市長は、第２条第３号に掲げる報酬額の助成については、成年後見人等が選任された場合であって、要支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用を予算の範囲内において助成するものとする。

（１）　前条第３項第１号に該当する者

（２）　当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用を要支援者が負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者

（３）　その他当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則（平成１７年告示第１４７号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附　則（平成１９年告示第１２０号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附　則（平成２４年告示第２６号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第２条第３号に定める報酬額の助成は、平成２０年４月１日以後に選任された成年後見人等に対する報酬であって、平成２４年４月１日以後に従事する期間に係る報酬について適用し、平成２０年３月３１日以前に選任された成年後見人等に対する報酬額の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年告示第１号）

この要綱は、告示の日から実施する。

亀岡市高齢者虐待防止ネットワーク会議委員（平成２６年３月現在）

氏　　名	所　　属	備　　考
飯野　茂	亀岡市医師会	
前田　昌信	亀岡市人権擁護委員会	
田村　正	亀岡市民生委員児童委員協議会	
井上　具美子	成年後見センター・リーガルサポート京都支部	会長
井手口　温美	亀岡市老人クラブ連合会	
田中　宏和	亀岡警察署	
水野　又啓	京都府南丹保健所	
竹岡　恵子	亀岡市社会福祉協議会	
星　三喜子	ニチイケアセンター亀岡	
内藤　徳男	軽費老人ホーム亀岡友愛園	
細川　景子	特別養護老人ホーム亀岡園	副会長
奥西　あゆ子	医療法人睦会　ムツミ病院	
今西　美津子	ムツミ老人介護支援センター	
中村　雄一	亀岡市障害福祉課	
小林　久幸	亀岡市人権啓発課	
秋山　龍作	亀岡市地域福祉課	
野々口　覚志	亀岡市市民課	

参考・引用文献

●市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き
（平成23年3月　社団法人日本社会福祉士会）

●市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き
（平成24年3月　社団法人日本社会福祉士会）

●市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
（平成18年4月　厚生労働省老健局）

亀岡市高齢者虐待対応マニュアル

初　版　　平成１８年３月

第１回改訂　平成２６年３月

発行者　　亀岡市健康福祉部高齢福祉課

監修協力　　亀岡市高齢者虐待防止ネットワーク会議

〒６２１－８５０１　亀岡市安町野々神８番地

TEL　０７７１－２２－３１３１（代表）